

ディスクロージャー

# DISCLOSURE

## 2026

JAえちご上越の現況



えちご上越農業協同組合



## はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

ＪＡえちご上越は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー 2026」を作成いたしました。

皆さまが当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月 えちご上越農業協同組合

(注)・農業協同組合法第54条の3に基づいて作成した資料です。

- ・記載した金額は、表示単位未満を切り捨て表示しています。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。
- ・表中の金額については、0円の場合は「－」、表示単位未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

## ＪＡえちご上越のプロフィール (令和8年2月末現在)

- 名 称 えちご上越農業協同組合
- 本店所在地 新潟県上越市藤巻5番30号
- 設 立 平成13年3月1日
- 総 資 産 430,470 百万円
- 出 資 金 7,981 百万円
- 自己資本比率 17.11%
- 組 合 員 数 46,861 人
  - 正組合員：16,478 人
  - 准組合員：30,383 人
- 事 業 所 本店・28 支店・1 出張所
- 役 員 数 経営管理委員：29 名
  - 理 事：5 名
  - 監 事：4 名
- 職 員 数 1,060 名 (うち総合職：645 名、専任職：109 名 臨時職等：306 名)

## 目 次

|                                           |      |                                                           |      |
|-------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------|------|
| 1. 組織理念                                   | P 1  | (5) 有価証券等の時価情報等                                           |      |
| 2. 経営方針                                   | P 1  | ① 有価証券の時価情報                                               |      |
| 3. 経営管理体制                                 | P 2  | ② 金銭の信託の時価情報                                              |      |
| 4. 事業の概況（令和7年度）                           | P 2  | ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引                   |      |
| 5. 農業振興活動                                 | P 6  | (6) 預かり資産の状況                                              |      |
| 6. 地域貢献情報                                 | P 6  | ① 投資信託残高（ファンドラップ含む）                                       |      |
| 7. リスク管理の体制                               | P 8  | ② 残高有り投資信託口座数                                             |      |
| 8. 自己資本の状況                                | P 13 | 2. 共済取扱実績                                                 | P 56 |
| 9. 主要な事業の内容                               | P 13 | (1) 長期共済保有高                                               |      |
| 【経営資料】                                    |      | (2) 医療系共済の共済金額保有高                                         |      |
| I 決算の状況                                   |      | (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高                                     |      |
| 1. 貸借対照表                                  | P 19 | (4) 年金共済の年金保有高                                            |      |
| 2. 損益計算書                                  | P 20 | (5) 短期共済新契約高                                              |      |
| 3. 注記表                                    | P 21 | 3. 農業関連事業取扱実績                                             | P 57 |
| 4. 剰余金処分計算書                               | P 44 | (1) 購買事業取扱実績                                              |      |
| 5. 部門別損益計算書                               | P 45 | ① 受託購買品                                                   |      |
| 6. 会計監査人の監査                               | P 47 | ② 買取購買品（生産資材）                                             |      |
| II 損益の状況                                  |      | (2) 販売事業取扱実績                                              |      |
| 1. 直近の5事業年度の主要な経営指標                       | P 47 | ① 受託販売品                                                   |      |
| 2. 利益総括表                                  | P 48 | ② 買取販売品                                                   |      |
| 3. 資金運用収支の内訳                              | P 48 | (3) 保管事業取扱実績                                              |      |
| 4. 受取・支払利息の増減額                            | P 49 | (4) 利用事業（生産施設）取扱実績                                        |      |
| III 事業の概況                                 |      | (5) 加工事業取扱実績                                              |      |
| 1. 信用事業                                   | P 49 | 4. 生活その他関連事業取扱実績                                          | P 59 |
| (1) 貯金に関する指標                              |      | (1) 買取購買品（生活物資）取扱実績                                       |      |
| ① 科目別貯金平均残高                               |      | (2) 利用事業（生活施設）取扱実績                                        |      |
| ② 定期貯金残高                                  |      | (3) 福祉事業取扱実績                                              |      |
| (2) 貸出金等に関する指標                            |      | (4) 介護事業取扱実績                                              |      |
| ① 科目別貸出金平均残高                              |      | 5. 指導事業実績                                                 | P 60 |
| ② 貸出金の金利条件別内訳残高                           |      | IV 経営諸指標                                                  |      |
| ③ 貸出金の担保別内訳残高                             |      | 1. 利益率                                                    | P 60 |
| ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高                         |      | 2. 貯貸率・貯証率                                                | P 60 |
| ⑤ 貸出金の用途別内訳残高                             |      | 3. その他経営諸指標                                               | P 61 |
| ⑥ 貸出金の業種別残高                               |      | V 自己資本の充実度に関する事項                                          |      |
| ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高                           |      | 1. 自己資本の構成に関する事項                                          | P 61 |
| ⑧ 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 |      | 2. 自己資本の充実度に関する事項                                         | P 62 |
| ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況           |      | 3. 信用リスクに関する事項                                            | P 66 |
| ⑩ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額                     |      | (1) 標準的手法に関する事項                                           |      |
| ⑪ 貸出金償却の額                                 |      | (2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および延滞エクスポージャーの期末残高    |      |
| (3) 内国為替取扱実績                              |      | (3) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額                                   |      |
| (4) 有価証券に関する指標                            |      | (4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額                      |      |
| ① 種類別有価証券平均残高                             |      | (5) 信用リスク・アセット残高内訳表                                       |      |
| ② 商品有価証券種類別平均残高                           |      | (6) ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減方法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額 |      |
| ③ 有価証券残存期間別残高                             |      |                                                           |      |

|                                                                           |      |
|---------------------------------------------------------------------------|------|
| (7) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高                               |      |
| (8) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表                                      |      |
| 4. 信用リスク削減手法に関する事項                                                        | P 73 |
| (1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手順の概要                                         |      |
| (2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額                                             |      |
| 5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項                                       | P 74 |
| 6. 証券化エクスポージャーに関する事項                                                      | P 74 |
| 7. CVAリスクに関する事項                                                           | P 75 |
| 8. マーケット・リスクに関する事項                                                        | P 75 |
| 9. オペレーショナル・リスクに関する事項                                                     | P 75 |
| 10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項                                               | P 75 |
| (1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手順の概要                                 |      |
| (2) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価                                       |      |
| (3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益                                        |      |
| (4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額<br>(保有目的区分をその他有価証券として<br>いる株式・出資の評価損益等) |      |
| (5) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額<br>(子会社・関連会社株式の評価損益等)                      |      |
| 11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項                                    | P 76 |
| 12. 金利リスクに関する事項                                                           | P 76 |
| (1) 金利リスクの算定手法の概要                                                         |      |
| (2) 金利リスクに関する事項                                                           |      |

## VI 連結情報

|                        |      |
|------------------------|------|
| 1. グループの概況             | P 79 |
| (1) グループの事業系統図         |      |
| (2) 子会社等の状況            |      |
| (3) 連結事業概況（令和7年度）      |      |
| (4) 直近の連結5事業年度の主要な経営指標 |      |
| (5) 連結貸借対照表            |      |
| (6) 連結損益計算書            |      |
| (7) 連結キャッシュ・フロー計算書     |      |
| (8) 連結注記表              |      |
| (9) 連結剰余金計算書           |      |
| (10) 農協法に基づく開示債権       |      |
| (11) 連結事業年度の事業別経常収益等   |      |

|                                         |       |
|-----------------------------------------|-------|
| 2. 連結自己資本の充実の状況                         | P 110 |
| (1) 自己資本の構成に関する事項                       |       |
| (2) 自己資本の充実度に関する事項                      |       |
| (3) 信用リスクに関する事項                         |       |
| (4) 信用リスク削減手法に関する事項                     |       |
| (5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項    |       |
| (6) 証券化エクスポージャーに関する事項                   |       |
| (7) CVA リスクに関する事項                       |       |
| (8) マーケット・リスクに関する事項                     |       |
| (9) オペレーショナル・リスクに関する事項                  |       |
| (10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項            |       |
| (11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 |       |
| (12) 金利リスクに関する事項                        |       |

### 【財務諸表の正確性等にかかる確認】

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 財務諸表の正確性等にかかる確認 | P 126 |
| (要請および取り組み方針)   |       |

### 【JAの概要】

|                  |       |
|------------------|-------|
| 1. 機構図           | P 127 |
| 2. 役員構成（役員一覧）    | P 130 |
| 3. 組合員数          | P 131 |
| 4. 組合員組織の状況      | P 131 |
| 5. 特定信用事業代理業者の状況 | P 132 |
| 6. 地区一覧          | P 132 |
| 7. 沿革・あゆみ        | P 132 |
| 8. 店舗等のご案内       | P 133 |

### 【法定開示項目掲載ページ一覧】

|  |       |
|--|-------|
|  | P 135 |
|--|-------|

## ごあいさつ

平素はJAの事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一昨年3月のJA合併から2年が経過しました。この間、皆様方のご支援のおかげで大きな混乱もなく事業を運営できましたことに、改めて深く感謝申し上げます。今後も、「地域から信頼され、選ばれ、必要とされるJA」という原点を胸に、地域農業の発展に向けて力強く前進してまいります。

昨今の経済情勢に目を向けますと、国内では金利のある社会への移行が進む一方で、不安定な世界情勢により燃料や農業資材等あらゆる物資の高騰が続いています。米の需給混乱も重なり、皆様の営農と生活に多大な影響が生じております。

こうした中、令和7年度より新しい食料・農業・農村基本法が本格運用され、食料安全保障や農畜産物の適正な価格形成に向けた議論が加速しています。食料供給の基盤としての農業の重要性が再評価される今、当JAとしても情報発信や政策要請活動を通じ、地域農業の発展に寄与してまいります。

管内の令和7年産米の作柄は、作況単収指数100の平年並みの水準を確保でき、上位等級比率も全体で78%と概ね平年並みの結果となりました。しかし、高温・渇水の影響により品種・地域で大きな格差が生じたことから、引き続き関係機関と連携し適切な栽培管理に向けた迅速な情報発信を徹底いたします。基本技術の着実な実践と、気候変動を見据えた柔軟な対応を組み合わせ、収量確保と品質向上の両立に向け全力で取り組んでまいります。

米の販売面では、6年産のいわゆる「令和の米騒動」に端を発した混乱が尾を引き、7年産の取引においても、米不足から一転し大幅な需給緩和傾向となり、販売および出庫進度に大きな遅れが生じております。このような情勢下において、需要に応じた生産・販売を基本としながら市場動向をより一層注視し、販売先との交渉に全力を注いでまいります。併せて、昨年1月に発足した「上越地域米『未来へつなぐ食と農』連絡会」を活用したブランド化と認知度向上に努めてまいります。

園芸振興においては、主力作物である「えだまめ」の販売高が昨年に引き続き1億円を突破しました。一方で、収量や製品率の安定化は解決すべき重要課題です。今後は生産者の皆様および関係機関との連携をより一層強化し、えだまめや越の丸茄子、ピーマン等の生産拡大とブランド力向上を図り、担い手の確保と所得増大を目指します。

令和8年度は、合併後初の中期計画である「第8次中期3ヵ年計画」の折り返しとなる重要な年です。初年度の成果と課題をしっかりと検証し、役職員一丸となってJAの強みを最大限に活かしてまいります。引き続き、皆様の変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

経営管理委員会会長 羽 深 真 一  
代表理事理事長 山 岸 雅 行

## 1. 組織理念

### 組織理念（私たちの想い）

**J Aえちご上越は協同のこころのもと農業を発展させ豊かな地域社会を実現します。**

J Aえちご上越の使命は、協同の心を学び実践を通じて①地域農業を振興し生活を豊かにすること②活力ある豊かな地域社会を実現することです。私たちJ Aえちご上越は、組合員や役職員は言うまでもなく地域の人々までも農業の大切さとその価値、協同の心やJ Aに対する理解が進んだ社会を実現します。

### スローガン（合言葉）

**「こころ耕し、いのち育む。」**

＜こころ耕す＞

こころとは、協同の心、助けあいの精神です。組合員・地域の人々が豊かな暮らしを送るには皆で協力し助け合っていくことが必要であり、人と人との結びつきがとても大切です。

私たちは、自主、自立を尊重しながら組合員・地域の人々と強く結びつき、皆が笑顔でいられる豊かな地域社会の実現のため、協同の精神を育んでまいります。

＜いのち育む＞

農業は、食を通じて私たちのいのちを育む産業です。また、農業の多面的機能により景観や水利が維持され、私たちのふるさとを守られているのです。

私たちは、これからも農業と真摯に向き合い、組合員・地域の人々とともに農業の普遍的な価値を共有し、次代につなげる活動に取り組んでまいります。

## 2. 経営方針

### 長期ビジョン（10年後の目指す姿）

#### みんなが喜び実りある農業

既存農業者や新規就農者、さまざまな生産者が安定的に所得を確保しながら、地域の環境を保全し、いきがいを感じられること、また、安全安心で高品質な農畜産物を地産地消することで、人々が健康でこころ豊かな暮らしを送ることができる状態をいいます。

#### みんなと一緒に元気な地域をつくる協同組合

助けあいのこころにもとづいた幅広い事業を展開し、農業者の営農や地域の人々のくらしの課題解決を通じて組合員・利用者から満足いただくとともに、様々な活動を通じて地域の元気づくりをお手伝いする身近な存在としてJ Aが認知されている状態をいいます。

#### みんなの期待に応え続ける力強い経営基盤

農業者や地域の人々の期待に長く応えるためにJ Aが総合事業を堅持しつつ常に健全な経営状態にあること、また、農業者・地域の人々のふれあいを通じて地域に元気が生み出されるように、役職員が夢と誇りをもっていきいきと働いている状態をいいます。

### J A自己改革と持続可能な経営基盤の確立・強化の取り組み

令和7年度は、第8次中期3カ年計画の初年度として、合併前の両J Aの方針を踏襲しつつ、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に向けた取り組みを全力で進めました。また、組合員とJ Aが一体となった取り組みをすすめるため、組合員との対話運動を展開し、実践内容の共有や組合員の意思反映に努めました。

J Aえちご上越が地域になくてはならない存在であるために、皆様の声を聴き、真剣に議論して確かな方向性を見出してまいります。

### 3. 経営管理体制

#### 経営管理委員会

当JAは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

#### 理事会

経営管理委員会で決められた組織運営の基本的な事項を、日常の業務として細部にわたり執行しています。経営管理委員会会長を除く全員が非常勤である経営管理委員会が基本的に2ヵ月に1度の開催であることに對し、理事者全員が常勤である理事会では、開催が比較的容易となるため、迅速で機動的な組織運営が行われています。

信用事業については、金融共済担当常務理事1名が業務を執行しています。また、金融資産の総合的な管理を目的としたALM委員会の構成員として、理事長・専務理事・金融共済担当常務理事がリスクの状況把握に努めています。

#### 監事会

総代会で選任された監事により構成されています。常勤監事の他、員外監事および実務精通者を配しており、JAの多様な事業に対して報告を求め、業務と財産の状況を調査しています。

### 4. 事業の概況（令和7年度）

#### 直近の事業年度における事業の概況

令和7年度は、新しい「食料・農業・農村基本法」が本格的に動き出し、農業を取り巻く環境が大きく変わり始めた一年となりました。また、米価の高騰や不安定な世界情勢により、日本の食卓を支える農業の重要性が国民の間で改めて見直され、食料安全保障の担い手としての責任と期待はかつてないほど高まっています。

このような事業運営の結果、令和7年度の事業実績は、事業総利益では計画を下回る76億1千万円余となりましたが、事業管理費が計画を下ぶれたことから、事業利益は計画を上回る4億1千万円余を確保することができました。なお、当期剰余金については会計制度（減損会計）への対応の結果、1億9千万円余となりました。

#### 1. 信用事業

農業メインバンクとして、農業資金需要へ対応し、担い手農業者を中心とした経営規模拡大にかかる設備資金や運転資金等に対し、JAバンク新潟県信連と連携した対応を行いました。

融資担当者と営農担当者で実践チームを構成し、管内2法人に対し経営課題把握からソリューション提供に至る「担い手コンサルティング」の取り組みを実施しました。

担い手支援対策「にいがた農業応援ファンド」、「JAバンク利子補給・保証料助成」を活用し、営農部門と連携して農業経営の安定化に取り組んだ他、農業融資手続きにかかる負担軽減のため、各種申請書類の作成支援を行いました。

生活資金の対応として、多様化する資金ニーズに沿った情報提供や商品提案などを行うことで、次世代層の利用拡大に取り組むとともに複合利用の提案にも努めました。

貯金残高は、年金受給者および相続の際の金利優遇サービスや、直売所クーポン券付定期貯金等の各種キャンペーンの展開により個人貯金が増加し、4,018億1千万円（前年比5億9千万円増）となりました。

組合員・利用者の資産形成・資産運用の需要に対し、専任の渉外担当者を配置し、投資信託の提案・説明、

アフターフォローに取り組みました。あわせて、資産運用セミナーの開催や信用窓口担当者による来店者への声掛けにより、NISA（ニーサ）制度の活用法等を分かりやすくお伝えしました。

また、非対面サービスである「JA バンクアプリ」と「JA バンクアプリプラス」の利用拡大に努めました。

## 2. 共済事業

JA 共済の責務である保障内容を案内する「3Q 活動」に総力を挙げて取り組みました。また、組合員・利用者本位の業務運営に関する取り組み方針に基づいた保障の見直しや保障の充足に向けて安心をお届けする活動を行いました。

利便性向上を図るため、JA 共済アプリ・Web マイページの普及拡大に努めました。9月に発生した水害・雹（ひょう）災・風災で被災された契約者への迅速な被害確認、適正な支払いを心がけ、満足度の向上にも努めました。

長期共済新契約高は、302 億 3 千 2 百万円余となりました。管内では高齢化の進展と人口流出が続いており、長期共済の保有高は 8,834 億 2 百万円余となりました。

短期共済新契約高掛金は、18 億 1 千 1 百万円余となりました。

## 3. 購買事業

生産資材の供給高は、76 億 3 千 9 百万円余、生活物資の供給高は、17 億 1 千 1 百万円余となりました。購買品全体での供給高は、93 億 5 千万円余となりました。以下、各部門での取り組み状況です。

### 【生産資材】

肥料を中心に取扱銘柄品の集約（越後の輝き銘柄品・特別価格対策銘柄品・土づくり銘柄品）や、営農生産ガイドの活用による共同購入の拡大、工場直送（肥料・床土・培土）・自己取り件数の拡大などにより生産コスト低減に取り組みました。

また、指導員・全農・メーカーと連携し、肥料農薬の提案により利用者拡大に取り組みました。

### 【農業機械】

点検整備の受注推進や講習会を通じ、セルフメンテナンスの重要性や予防的部品交換を提案し、機械寿命の延伸による生産コスト削減に取り組みました。また、展示会や実演会による可変施肥機能や遠隔操作など最新技術を活用した PR 活動も実施し、生産者の労働力低減に向けたスマート農機の普及拡大に努めました。

### 【生活購買】

組合員・利用者の利便性向上を図りながら商品提案を行いました。またダイレクトメールや展示会、JA 祭りなど年間を通じ販売促進に取り組みました。

店舗では、A コープマーク品・全農ブランド品を中心とした、安全・安心にこだわり、環境に配慮した食品を提供し、地域店舗機能の維持に努めサービスの提供を行いました。

### 【自動車】

点検・販売において、先進の安全支援装置付自動車の普及を進め、安全安心なカーライフの実現に努めました。また、展示会にて「JA ハイゼットトラック」を主に、軽自動車・普通乗用車の展示を行い、販売促進に取り組みました。

### 【給油所・ライフサービス】

地域のライフラインとして、持続可能な施設の運営に努めました。給油の他タイヤ交換やオイル交換、洗車等の様々なサービスを提供しました。また、燃料センターでは配送システムの運用により、灯油の定期配送等の利用者サービスに努めました。

LP ガス事業では、安心してご利用いただけるよう法定保安・周知業務を実施しました。また、ガス漏れや消し忘れを防止するガスキャッチ（LP ガス安全化システム）の普及に努めました。住宅設備事業では、家電・ガス器具の販売修理をはじめ、下水道・各種リフォーム工事等に対応し、安全で快適な暮らしを支援しました。

#### 4. 販売事業

令和7年産米は、販売価格が大幅に高騰したことから、うるち米を中心に過去最高となる仮渡金をお支払いしました。

販売面では、「求評懇談会」の開催や、卸売業者への営業訪問や産地視察の受入れ等、販売活動を強化しましたが、全国的な米価高騰による消費者の買い控え等により、販売進捗は例年より進んでいない状況です。引き続き販売促進に努め、早期の販売を進めていきます。

棚田米 SDGs プロジェクトの取り組み推進では、東京都内小中学校へ棚田米リモート授業を実施し、毎月の参加件数は平均で40件となりました。首都圏棚田米卸売業者を訪問し、棚田米 PR 動画およびステッカーの配布を行い、行政と協力して認知度の向上に努めました。

大豆については、集荷実績は4081.0俵（前年対比71.8%）となり、出荷契約対比は83.0%と減少しています。作付面積が前年から103ha減少したこと、少雨かつ猛暑で推移したことから圃場は過乾燥となり、干ばつが著しい圃場では、落花・落莢により着莢数が減少し子実肥大にも影響があったと考えられます。品質については3等以上の割合が30.1%であり、青立ち株が多発生した前年（9.7%）からは回復しました。

そばの集荷実績は1,140袋/22.5kg（前年対比107.6%）となり、出荷契約対比も50.9%といずれも前年よりやや増加した結果となりました。

園芸では、記録的な少雨と猛暑、また集中豪雨と常態化する異常気象の中、全般的に生産量が1～2割程度減少しました。このため市場出荷量は低迷し、販売単価が高値で推移する年となりました。販売実績では3億6千万円（前年対比96.6%）となっています。重点品目である「えだまめ」については、部会活動を中心に現地指導会の開催や排水技術対策の取り組みを強化し、昨年度から2年連続で販売高1億円を継続達成することができました。また、地域重点品目の「越の丸茄子」「日本なし」においては新規生産者の拡大に取り組み、山間地においてはピーマンの生産拡大を着実に進めました。

直売所においては生産者の高齢化や農業離れの影響により、会員数は減少傾向にあります。こうした状況を踏まえ、市場やインショップ出荷者を中心に入会の働きかけや、営農センター単位で年間延べ8回の入会説明会を開催するなど、会員確保に向けた取り組みを進めてまいりました。その結果、新規入会者は69名となりました。

耕畜連携では、飼料用稲の拡大による飼料コスト低減の取り組みとして、稲 WCS 等を積極的に推進しコスト削減に努めました。（管内稲 WCS 作付面積 R6年度38.4ha R7年度38.8ha）

#### 5. 加工事業

上越産の原料を使用した加工品の販売促進に取り組みました。また、「上越市ふるさと納税返礼品」の新規商品提案を行いました。

#### 6. 利用事業

コロナ禍を経て葬儀に対する価値観が大きく変化し、ご利用いただく皆様のニーズが多様化する中、「想いを形にできるオーダーメイドの葬儀サービス」をスローガンに、「送る想い」を大切に、ご遺族に寄り添った葬儀施行に努めました。また人形供養祭や糸魚川お菓子まつりなどのイベント実施や小学校への出前授業など、幅広く JA 葬祭事業の情報発信を行いました。その他にも、ご自身のスマホやパソコンでいつでもどこでも、葬儀の流れや見積りが作成・確認できる「カンタン Web 見積」の機能を拡充しました。また、仏事全般の相談会を定期的で開催しました。

#### 7. 宅地等供給事業

各支店・ローン営業センター等と連携を図りながら、組合員の土地等に関する相談への対応を行い、売買・賃貸等について仲介による取引促進に取り組みました。

#### 8. 高齢者福祉事業

地域の皆様が、いつまでも安心して暮らせる地域を目指し、「自助・互助・共助・公助」の各段階の高齢者支援に努めました。

助けあい組織では、高齢者の見守り活動や絵手紙の作成などを行いました。介護事業では、利用者に喜ばれるイベントの開催や介護職員の技術向上を通じて、利用者満足度の向上を図りました。

## 9. 指導事業

### 【農家支援・営農振興】

全国的に米価が高騰し集荷競争が激化する中、えちご上越米を年間通じて安定供給するため、出荷契約積上げ運動を行うとともに営農継続可能な米価水準を維持するため、行政・再生協議会との連携のもと「多様な需要に応じた生産」の継続を推進しました。また、上越地域米「未来へつなぐ食と農」連絡会の活動として「上越地域米」のブランド力強化と安定生産・安定供給を目的に生産者交流会を開催し「上越地域米」の魅力と発信についてグループワークを行いました。

夏の高温と少雨により河川や貯水池の水量が大幅に減少し、農業用水の確保が困難となりました。一部の圃場では干ばつによる生育不良が発生したことから、農業用水の確保に使用したかん水用機械の運転に必要な燃料費の一部を助成しました。また「反収 15 kgアップ運動」を継続しながら、常態化する高温・少雨下でも収量確保と品質向上の下支えとなるようきめ細やかな営農指導に努めました。

令和7年産米については、期間を通じて高温で推移し登熟期間中の夜温も高く、品質低下が懸念されましたが、用水を確保することができた圃場では「確実な穂肥施用」、「飽水管理の徹底」といった技術が徹底され、品質が確保されました。

ただし、前年に比べ心白・背白の乳白粒および濃い茶色の着色粒の混入が見られ、上位等級比率は前年よりやや劣る概ね平年並みとなりました。

収量は早生品種ではやや不良、中生品種は並からやや良、晩生品種ではやや不良から並となり、作況反収指数では平年並の「100」と発表されています。

経営支援では、米1俵あたりの生産費調査を実施し、営農継続可能な米の適正価格を取引先に提示することで生産者の安定経営を支援しました。また、担い手コンサルティングの実施や農業簿記システムを活用した経営診断、記帳代行支援による事務の軽減化、労働力確保に向けた「マッチングアプリ・デイワーク」の活用や新たに各直売所に求人情報コーナーを新設するなど労働力確保を支援しました。

農作業事故防止対策では、年間3回農作業安全講習会を開催し、農作業事故防止とともに労働保険の加入を推進しました。また、令和6年度に続き、「水稻栽培における中干し期間延長による」Jクレジット制度」を活用し、管内農家51件、約487haの取り組みが行われました。

### 【生活活動】

次世代への食農教育活動として、保育園・幼稚園や小中学校へ出前講座を行い、地産地消・国消国産・SDGsや農業への理解促進と地元農産物の美味しさを伝えました。

生涯を通じた健康づくりのため、厚生連病院や行政との連携により、人間ドック・総合健診受診の助成など、組合員・地域住民への健康管理活動を推進しました。

子どもたちへの支援活動として、フードバンク上越へお米や食品の寄付も行いました。

## 組合の対処すべき重要な課題

### ＜農業分野＞

- ・市場動向に基づくえちご上越米の集荷販売方針の実施
- ・園芸生産、畜産の拡大
- ・生産コスト低減、農業者の所得向上に向けた営農新技術の導入
- ・温室効果ガス排出削減に向けた取り組みの推進
- ・総合事業を活かした農業経営コンサルティング機能の発揮と新規就農者の確保・育成
- ・適正な価格形成に向けた情報発信

### ＜経営分野＞

- ・多様な組合員との関係強化による組織基盤の確立
- ・持続可能な経営基盤の確立・強化と組合員から信頼される組織・業務運営
- ・デジタル化の促進による業務の効率化
- ・協同組合の未来を創る職員の育成

### ＜地域分野＞

- ・「食料生産」の協同組合として地域の食を守る活動の実践
- ・組合員や地域住民とのつながりを軸とする活動の実践
- ・豊かでくらしやすい地域づくりに貢献する事業の展開
- ・生涯にわたる健康づくりに向けた健康管理活動の推進

### ＜コンプライアンス体制の強化に向けて＞

- ・法令遵守・内部けん制の強化・監査機能の強化
- ・組合員・利用者の信頼に応えられるJAづくり
- ・マネー・ローダリング、テロ資金供与対策の強化

## 5. 農業振興活動

ＪＡえちご上越では、以下の取り組みを進めています。

### 高品質・良食味米の生産

上越地域米のブランド力向上を目指し、異常気象に強い米づくりを実践するため、土づくり資材への助成を継続実施し、また「反収１５ｋｇアップ運動」など、きめ細やかな営農指導の強化に努めました。

### 担い手農業者育成

令和７年度も担い手コンサルティングを継続実践し、経営改善計画策定支援、農業簿記システムを活用した経営診断等を通じて担い手経営体の経営基盤強化を図りました。

また、農業塾の開催や生産組織の若手グループ活動支援を通じて栽培技術研鑽や担い手間の情報交換を促進しました。

### 安全・安心な農産物と食生活

農薬の適正使用を推進するための防除指針を作成するとともに、栽培履歴記帳の徹底と農業生産工程管理に取り組みました。

また、農産物の集出荷・調製・販売にかかる施設であるカントリーエレベーターや倉庫、農産物直売所等ではＪＡ系統内で定めた管理マニュアルや HACCP の考え方をとりいれた衛生管理のための業種別手引き等をもとにした衛生管理に努めました。

## 6. 地域貢献情報

### 社会貢献活動と地域貢献情報

#### 1. 地域の高齢者の支援

行政と「高齢者等見守り支援ネットワーク」の協定を締結し、職員が日常業務を通じて、地域における高齢者等の見守り支援を行っています。

行政やＪＡ厚生連と連携して、組合員・地域住民の健康寿命延伸に向けて取り組みを充実させています。

#### 2. 教育・文化振興の支援

次世代への食農教育活動として農業体験学習の実施や、小学校での棚田米の魅力を伝える出前講座等、地域農業に対する理解促進を図りました。

#### 3. 地域を支えるボランティア活動

組合員とその家族や地域の方々がお互いに力を合わせ、助け合いを通して安心して暮らせる心豊かな地域づくりを目指して、各地域の「助けあい組織」活動において激励絵手紙・声掛け安否確認・施設ボランティア等の活動を行っています。また、次代を担う地域の子供たちの安全確保の一助として、「こども 110 番」活動を継続して行っています。

当ＪＡは「消防団協力事業所」の認定を受けており、消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化にも寄与しています。

#### 4. 健康増進活動

地域全体の健康づくりの一助となるべく、ＪＡ厚生連と連携した人間ドック受診者のとりまとめ・助成を行いました。

## 5. 地域社会づくり

健康で明るい豊かな地域社会づくりや地域の要望を取り入れた事業展開を目的とし、支店を中心に組合員や地域の皆さんと共に「支店活動検討委員会」を設置し、地域の特色を活かした活動を実施しました。

## 6. 情報提供活動

組合員・利用者の皆様よりＪＡ活動をご理解・ご支援いただけるよう、「Instagram」「LINE」等のSNSを活用し、デジタル媒体を使用した情報提供を行うとともに、従来の広報誌や「支店だより」についても担当者のスキルアップを図りながら、広く興味を持ってもらえるような紙面づくりに努め、情報発信の強化に取り組みました。

## 地域密着型金融への取り組み

農業メインバンクとして、多様化する農業者の資金ニーズに対応できる融資担当者を育成し、農業融資体制の強化に努めています。また、営農部門との事業間連携体制を整備し、以下のようにＪＡの総合力を活かした対応を進めています。

- ・担い手農業者や農業法人への定期的な訪問活動の実践
- ・農業簿記システムを活用した記帳支援と税務申告および経営診断等の支援
- ・融資担当者、農業融資相談員の専門資格取得による対応力の強化

## 地域からの資金調達・資金供給

当ＪＡでは、組合員の皆様はもとより、上越市、妙高市、糸魚川市、関連機関など、地域に関わる多くの方々の資金を、信頼のもとお預かりしています。

その資金を利用者の皆様にご融資し、生活向上・事業運営を金銭面から助力しています。農業専門金融機関としても、地域農業振興に対応できる各種資金の提供と融資相談機能を充実させ、組合員・利用者の皆様の豊かな生活創造に貢献しています。

また、総合事業を行っているＪＡだからこそ出来るトータルサービス等の提供はもとより、地域の利用者のご理解とご協力に対し、健康・福祉・環境・文化等の面で、感謝の意を少しでも還元できるような組織運営に努めています。

### 1. 地域からの資金調達の状況

(単位：百万円)

| 区 分     | 残 高     |
|---------|---------|
| 組 合 員 等 | 330,415 |
| そ の 他   | 71,394  |
| 合 計     | 401,809 |

### 2. 地域への資金供給の状況

(単位：百万円)

| 区 分     | 残 高    |
|---------|--------|
| 組 合 員 等 | 59,405 |
| 地方公共団体  | 10,321 |
| そ の 他   | 13,290 |
| 合 計     | 83,017 |

### 3. 主な制度融資取扱状況

(単位：件、百万円)

| 種 類           | 件数  | 残 高 | 概 要                                             |
|---------------|-----|-----|-------------------------------------------------|
| 日本政策金融公庫資金    | 102 | 487 | 農業に係る幅広い資金需要をカバーしている日本政策金融公庫の資金です。              |
| 農 業 近 代 化 資 金 | 100 | 545 | 施設・設備の近代化や規模の拡大等に対し、行政の利子補給によりＪＡが低利で農業者に貸し付けます。 |

## 7. リスク管理の体制

### 総合リスク管理方針

当ＪＡは、組合員・利用者の皆様に安心してＪＡを利用していただくために、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると認識しています。

そのために、内部統制の４つの目的である「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「法令遵守」、「資産の保全」に関する内部統制の整備構築とその運用を基に、部署単位に発生するリスクはもとより、ＪＡ全体に係るリスクを総合的に管理し、健全かつ適正な業務運営を行うための態勢を整備します。

また、この総合リスク管理方針に基づき、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理にとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理等を通じてリスク管理態勢の充実・強化に努めます。

#### 1. リスク管理の対象範囲

本方針で管理するリスクとは、リスクの把握・コントロールまで含めた広義の意味であり、内部統制並びにコンプライアンスを包含したリスクマネジメントを行うことです。

従って、内部統制、情報セキュリティ、個人情報保護、不祥事未然防止、危機管理、信用事業のリスク管理、その他各事業損失リスク等を含むＪＡ全体のリスクを対象とします。

#### 2. リスク管理の方法

(１) リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行います。

(２) リスク量の計測が困難なリスク等については、その内容を定性的に分析し、内部統制の整備・運用をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化します。

#### 3. 環境変化への対応

経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行うとともに、リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえでリスクコントロールを行います。

#### 4. 方針の検証と見直し

経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実効性については不断の検証を行い、必要に応じてこの方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行います。

### 1. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

### 2. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変

動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会や総合リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、ＡＬＭ委員会で協議され、理事会で決定した運用方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、総合リスク管理部が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### 3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

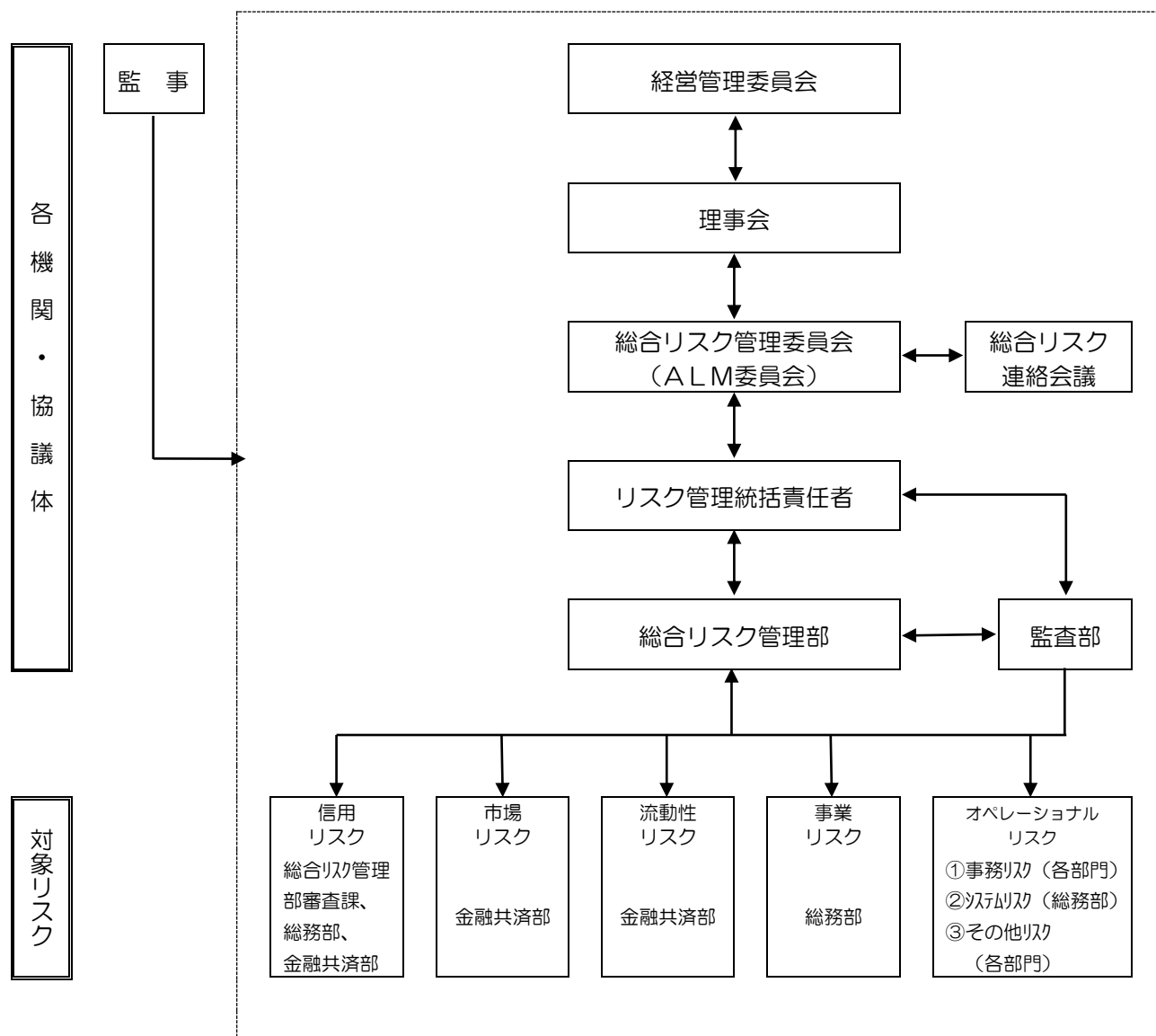
### 4. 事業リスク管理

事業リスクとは、固定資産の投資額が事業で生み出されるキャッシュ・フローで回収できないリスクのことです。当ＪＡではリスクの計量化により、将来、投資回収ができない部分としてリスク資本と対比しています。将来的にリスク量が高いと判断される事業分野における課題を抽出し、対策を講じています。また、過大投資と収支ロスを把握することにより、赤字をサービスのコストとするのか、事業利益を確保するために削減すべきコストとするのか区別して対処しています。リスクマネジメントについては、信用リスクのみだけでなく、経営や財務をトータル把握し、将来懸念となる重要な課題が何かを明確にし、対処することに努めています。

### 5. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいい、事務リスク、システムリスクなどに区分しています。事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当ＪＡが損失を被るリスクのことです。また、システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い当ＪＡが損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

## 総合リスク管理態勢の概念図



## マネー・ローンダリング等への対応

昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当 JA ではマネロン等対策を重要課題の 1 つとして位置づけ、リスクに応じた対策を適切に講じています。

## 法令遵守体制

## 1. コンプライアンスの基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

## 2. コンプライアンス運営態勢

当JAでは、コンプライアンスの基本方針を経営管理委員会にて決議するとともに、コンプライアンスの基本事項を「コンプライアンス規程」に定めています。また、理事長を委員長とする総合リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス態勢全般に係る企画・推進事項などを決定しています。

管理態勢については、理事長がコンプライアンス業務全般を統括し、総合リスク管理部が統括部門として苦情・相談などの管理業務を行っています。本店および各支店・出張所・施設には、コンプライアンス担当者を配置し、各業務をコンプライアンスの観点からチェックしています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

具体的な実行項目については、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を設定するとともに、各部署において「内部統制定例定着化会議」を開催し、業務毎の問題点を共有化して、職員全体の意識の向上に努めています。

## 金融ADR制度への対応

### 1. 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

(当JAの苦情等受付窓口)

| 店舗番号 | 店舗名               | 電話番号         | 店舗番号 | 店舗名         | 電話番号         |
|------|-------------------|--------------|------|-------------|--------------|
| 001  | 本店 金融共済部<br>金 融 課 | 025-527-2020 | 080  | 能 生 支 店     | 025-566-2034 |
|      |                   |              | 090  | 青 海 支 店     | 025-562-2162 |
| 002  | 和 田 支 店           | 025-524-2701 | 101  | 安 塚 支 店     | 025-592-2019 |
| 003  | 中 央 支 店           | 025-524-3930 | 110  | 浦 川 原 支 店   | 025-599-2331 |
| 005  | 春 日 支 店           | 025-523-2885 | 120  | 大 島 支 店     | 025-594-3346 |
| 010  | 有 田 支 店           | 025-543-2661 | 202  | は ま な す 支 店 | 025-536-2283 |
| 011  | 八千浦南川支店           | 025-531-0717 | 211  | 大 湯 支 店     | 025-534-3121 |
| 015  | 谷 浜 支 店           | 025-546-2331 | 221  | 頸 城 支 店     | 025-530-2321 |
| 025  | 富 岡 出 張 所         | 025-523-5330 | 231  | 吉 川 支 店     | 025-548-2323 |
| 027  | 上 越 支 店           | 025-524-6444 | 302  | 新 井 支 店     | 0255-72-2260 |
| 030  | 三 和 支 店           | 025-532-2311 | 307  | 泉 支 店       | 0255-75-2322 |
| 035  | 清 里 支 店           | 025-528-3131 | 312  | 中 郷 支 店     | 0255-74-2033 |
| 040  | 牧 支 店             | 025-533-6121 | 313  | 板 倉 支 店     | 0255-78-2311 |
| 051  | 名 立 支 店           | 025-537-2211 | 316  | 関 山 支 店     | 0255-82-2002 |
| 060  | ひ かり 支 店          | 025-552-3111 | 320  | 妙高高原支店      | 0255-86-3121 |
| 070  | 糸 魚 川 支 店         | 025-552-5511 |      |             |              |

上記店舗のほか下記の窓口でも受け付けます。

(信用事業) JAバンク 相談・苦情等受付窓口 本店金融共済部 融資課 (TEL: 025-527-2002)

(共済事業) JA共済 相談・苦情等受付窓口 本店金融共済部 共済課 (TEL: 025-527-2022)

なお、当JAのほかご利用の皆様からの相談・苦情等について、信用事業は一般社団法人 JA バンク相談所にて、共済事業は JA 共済相談受付センターでも受け付けています。

### 信用事業

- ・JAバンク相談所(一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所)(TEL: 03-6837-1359)  
受付時間: 午前9時～午後5時(祝日および金融機関の休業日を除く)

### 共済事業

- ・JA共済相談受付センター(TEL: 0120-536-093)  
受付時間: 午前9時～午後6時(月～金)  
午前9時～午後5時(土)(※日・祝日および12月29日～1月3日を除く)

## 2. 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

### 信用事業

- ・新潟県弁護士会示談あっせんセンター（TEL：025-222-5533）  
受付時間：午前９時～午後５時  
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
- ・東京弁護士会紛争解決センター（TEL：03-3581-0031）  
受付時間：午前９時３０分～午前１２時 午後１時～午後４時  
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
- ・第一東京弁護士会仲裁センター（TEL：03-3595-8588）  
受付時間：午前１０時～午前１２時 午後１時～午後４時  
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
- ・第二東京弁護士会仲裁センター（TEL：03-3581-2249）  
受付時間：午前９時３０分～午前１２時 午後１時～午後５時  
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）

上記の各機関は、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という。）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める「現地調停・移管調停」という方法があります。

- ①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により共同して解決にあたります。
- ②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は、全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容については、一般社団法人 JA バンク相談所（一般社団法人 JA バンク・JF マリンバンク相談所）（TEL03-6837-1359）または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

### 共済事業

- ・一般社団法人 日本共済協会 共済相談所（TEL：03-5368-5757）  
（URL：https://www.jcia.or.jp/advisory/）
- ・一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構  
（URL：https://www.jibai-adr.or.jp/）
- ・公益財団法人 日弁連交通事故相談センター  
（URL：https://n-tacc.or.jp/）
- ・公益財団法人 交通事故紛争処理センター  
（URL：https://www.jcstad.or.jp/）
- ・日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR  
（URL：https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html）

## 内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 8. 自己資本の状況

### 自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだことと、算出の根拠が変更になったことから、令和８年２月末における自己資本比率は、17.11%となりました。

### 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

| 項 目               | 内 容                      |
|-------------------|--------------------------|
| 発行主体              | えちご上越農業協同組合              |
| 資本調達手段の種類         | 普通出資                     |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 7,981 百万円（前年度 8,204 百万円） |

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

## 9. 主要な事業の内容

### 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替等いわゆる金融機関業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

#### 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座等の各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

#### 貯金商品一覧表

| 種 類    | 特徴と内容                                                 | 預 入 期 間 | 預 入 金 額 |
|--------|-------------------------------------------------------|---------|---------|
| 総合口座貯金 | 一冊の通帳に、普通貯金・定期貯金がセットでき、必要なお金にお預かりの定期貯金から自動借入ができる口座です。 |         | 1 円以上   |
| 普通貯金   | 出し入れ自由で、お財布代わりとして、公共料金等の自動支払、給与・年金等の自動受取口座として最適です。    | 出し入れ自由  | 1 円以上   |

| 種 類        |             | 特徴と内容                                      | 預 入 期 間             | 預 入 金 額          |
|------------|-------------|--------------------------------------------|---------------------|------------------|
| 定期貯金       | 大口定期貯金      | 大口資金を安全・確実に貯められる商品です。                      | 1 カ月～10 年           | 1 千万円以上          |
|            | スーパー定期（単利型） | 資金を安全・確実に貯められる商品です。                        | 1 カ月～10 年           | 1 円以上            |
|            | スーパー定期（複利型） | 資金を安全・確実に貯められる商品です。<br>（6 カ月ごとに複利計算をします。）  | 3 年～10 年            | 1 円以上            |
|            | 期日指定定期貯金    | 据置き経過後、いつでも引出しが自由です。<br>（1 カ月前までに通知が必要です。） | 最長 3 年<br>（据置き 1 年） | 1 円～<br>300 万円未満 |
|            | 変動金利定期      | 6 カ月ごとにお預かり利率が変動します。                       | 1 年～3 年             | 1 円以上            |
| 定期積金       |             | 毎月の積立で貯める、積立貯金です。                          | 6 カ月～10 年           | 1 回当たり<br>1 千円以上 |
| 譲渡性貯金（NCD） |             | 大口余裕資金の短期運用に有利です。                          | 1 カ月～5 年            | 1 千万円以上          |
| 当座貯金       |             | 出し入れ自由で、各種料金の自動支払口座等として利用できます。             | 出し入れ自由              | 1 円以上            |
| 貯蓄貯金       |             | 預入金額に応じて、段階的に高い金利が付利されます。                  | 出し入れ自由              | 1 円以上            |
| 通知貯金       |             | まとまった資金の短期運用向けの貯金です。                       | 7 日以上               | 5 万円以上           |
| 財形貯金       | 一般財形貯金      | 勤労者の給料天引き貯金です。                             | 3 年以上               | 1 回当たり<br>1 円以上  |
|            | 財形年金貯金      | 給料天引きで、年金で受取るタイプです。<br>550 万円まで非課税         | 5 年以上               | 1 回当たり<br>1 円以上  |
|            | 財形住宅貯金      | 給料天引きで、住宅資金作りの積立貯金です。<br>550 万円まで非課税       | 5 年以上               | 1 回当たり<br>1 円以上  |

### 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

### 貸出商品一覧表

#### 【農業関連資金】

| 種 類               | 対象者                                                          | 資金使途                                                                                       | 融資金額                                                   | 融資期間                                                          |
|-------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 農業生産資金            | 組合員で農業者等                                                     | 農業経営に必要な資金                                                                                 | 所要資金の範囲内<br>（設備資金は原則事業費の 80%以内）                        | 短期：1 年以内<br>長期：15 年以内<br>（据置期間含む）                             |
| アグリマイティー資金        | 組合員<br>農業者等                                                  | 農業生産・農産物加工・<br>地域活性化等                                                                      | 事業費の 100%以内                                            | 短期：1 年以内<br>長期：原則 10 年以内、<br>対象事業により<br>最長 25 年以内<br>（据置期間含む） |
| 担い手支援資金<br>（アグリV） | J A が担い手と認定した<br>組合員等                                        | 農畜産物の生産・加工・流通・<br>販売等農業経営に必要な設<br>備資金および中・長期運転資<br>金<br>農地取得および農地の借地<br>料等の支払いに必要となる<br>資金 | 100 万円以上 2,000 万円<br>以内かつ、所要額の範囲内                      | 1 年～20 年以内<br>（据置期間含む）                                        |
| 農機具ローン            | お借入時 18 歳以上 76 歳<br>未満、完済時 81 歳以上の<br>場合は確実な農業後継者<br>がいる組合員等 | 農機具等購入                                                                                     | 1,800 万円以内<br>所要額の範囲内                                  | 1 年～10 年以内<br>（据置期間含む）                                        |
| サポート A            | 組合員                                                          | 農業経営に必要な運転資金                                                                               | 個人：1,000 万円以内<br>法人等：3,000 万円以内<br>所要額の範囲内             | 1 年以内                                                         |
| 農業近代化資金           | 農業者等                                                         | 農業経営の近代化を図るた<br>めに必要な設備資金                                                                  | 事業費の 80～100%<br>個人：1,800 万円以内<br>法人：2 億円以内<br>（一部例外あり） | 15 年以内<br>（据置期間含む）                                            |
| 上越市農林水産業<br>振興資金  | 上越市農林水産業振興資金融資要項の定めによる                                       |                                                                                            |                                                        |                                                               |

## ＪＡバンク利子補給

農業設備・農地購入のため農業資金を借入された方を対象に、その借入負担金利の一部をＪＡバンク利子補給により軽減し、農業経営の安定化や効率化を支援しています。

## 保証料助成

対象となる農業資金を借入された方を対象に、その借入に際し新潟県農業信用基金協会へ支払う保証料を「にいがた農業応援プログラム」により助成し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を支援しています。

## 【事業関連資金】

| 種 類       | 対象者           | 資金使途                                | 融資金額                                                          | 融資期間                            |
|-----------|---------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 一般事業資金    | 組合員、事業者       | 事業運営資金                              | 所要資金の範囲内                                                      | 短期：１年以内<br>長期：３５年以内<br>(据置期間含む) |
| 賃貸住宅資金    | 組合員           | 賃貸住宅の建設・増改築等の資金                     | 所要資金の範囲内                                                      | ３５年以内<br>(据置期間含む)               |
| 地方公共団体等資金 | 地方公共団体等       | 短期：一般財政調整基金又は起債・補助金の繋ぎ資金<br>長期：地方債等 | 短期：一時借入金の最高額から現在借入額を差し引いた額以内、または確定した起債・補助金の範囲内<br>長期：所要資金の範囲内 | 短期：１年以内<br>長期：３０年以内             |
| 上越市制度融資   | 各制度融資要項の定めによる |                                     |                                                               |                                 |
| 妙高市制度融資   | 各制度融資要項の定めによる |                                     |                                                               |                                 |
| 糸魚川市制度融資  | 各制度融資要項の定めによる |                                     |                                                               |                                 |

## 【生活関連資金】

| 種 類              | 対象者                         | 資金使途                               | 融資金額                           | 融資期間                      |
|------------------|-----------------------------|------------------------------------|--------------------------------|---------------------------|
| 住宅ローン            | 満 18 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員 | 住宅の新築・購入・増改築、他行の借換                 | 10 万円～1 億円以内                   | 3 年～50 年以内<br>(据置期間含む)    |
| リフォームローン         | 満 18 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員 | 住宅の増改築等の住宅関連設備                     | 10 万円～2,000 万円以内<br>所要資金の範囲内   | 1 年～20 年以内                |
| 多目的ローン           | 満 18 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員 | 生活に必要な資金（負債整理資金除く）                 | 10 万円～500 万円以内<br>かつ所要資金の範囲内   | 6 カ月～10 年以内               |
| 教育ローン            | 満 18 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員 | 就学子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育に関する資金 | 10 万円～1,000 万円以内<br>かつ所有資金の範囲内 | 6 カ月以上 15 年以内<br>(据置期間含む) |
| マイカーローン          | 満 18 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員 | 自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用等     | 10 万円～1,000 万円以内<br>かつ所有資金の範囲内 | 6 カ月～15 年以内               |
| 賃貸住宅ローン          | 満 20 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員 | 賃貸住宅の建設・増改築等の資金                    | 100 万円～4 億円以内<br>所要資金の範囲内      | 1 年～30 年以内<br>(据置期間含む)    |
| カードローン           | 満 20 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員 | 生活に必要な一切の資金                        | 極度額：300 万円以内<br>(10 万円単位)      | 1 年（自動更新）                 |
| 上越市制度融資          | 各制度融資要項の定めによる               |                                    |                                |                           |
| 妙高市制度融資          | 各制度融資要項の定めによる               |                                    |                                |                           |
| 糸魚川市制度融資         | 各制度融資要項の定めによる               |                                    |                                |                           |
| 総合口座貸越<br>(定期担保) | 個人                          | 定めない                               | 担保とする定期貯金の 90%、かつ 300 万円以内     | 期間を定めない                   |

**為替業務**

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫等の各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

**【為替等手数料一覧表】**

|          |                       | 同一店内                                                                                                                                                                                  | 当ＪＡ本支店宛 | 系統金融機関宛 | 他金融機関宛 |        |
|----------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|--------|--------|
| 振込手数料    | 窓口利用                  |                                                                                                                                                                                       | 文書・電信扱  | 文書・電信扱  | 文書扱    | 電信扱    |
|          | 5万円未満                 | 110円/件                                                                                                                                                                                | 220円/件  | 220円/件  | 660円/件 | 660円/件 |
|          | 5万円以上                 | 330円/件                                                                                                                                                                                | 440円/件  | 440円/件  | 880円/件 | 880円/件 |
|          | 機械利用（ＣＤ・定額自動送金）       |                                                                                                                                                                                       |         |         |        |        |
|          | 5万円未満                 | 55円/件                                                                                                                                                                                 | 110円/件  | 110円/件  |        | 275円/件 |
|          | 5万円以上                 | 110円/件                                                                                                                                                                                | 110円/件  | 110円/件  |        | 440円/件 |
|          | 自動化機器（ＡＴＭ）利用          |                                                                                                                                                                                       |         |         |        |        |
|          | 5万円未満                 | 55円/件                                                                                                                                                                                 | 110円/件  | 110円/件  |        | 220円/件 |
|          | 5万円以上                 | 110円/件                                                                                                                                                                                | 110円/件  | 110円/件  |        | 440円/件 |
|          | ＪＡネットバンク（パソコン・携帯電話）利用 |                                                                                                                                                                                       |         |         |        |        |
| 振込手数料    | 5万円未満                 | 無料                                                                                                                                                                                    | 無料      | 110円/件  |        | 220円/件 |
|          | 5万円以上                 | 無料                                                                                                                                                                                    | 無料      | 110円/件  |        | 440円/件 |
| 振込手数料    | 法人ＪＡネットバンク利用（振込・総合振込） |                                                                                                                                                                                       |         |         |        |        |
|          | 5万円未満                 | 無料                                                                                                                                                                                    | 無料      | 110円/件  |        | 220円/件 |
|          | 5万円以上                 | 無料                                                                                                                                                                                    | 無料      | 110円/件  |        | 440円/件 |
| 代金取立手数料  |                       | ①交換所で取立を行うもの 440円/通<br>②交換所を通さず郵便等で取立を行うもの 1,100円/通                                                                                                                                   |         |         |        |        |
| その他の諸手数料 |                       | ○振込の組戻料 880円/件<br>○振込の訂正料 880円/件<br>○取立手形組戻料 1,100円/通<br>○取立手形店頭呈示料 1,100円/通<br>（ただし所定手数料を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。）<br>○不渡手形返却料 1,100円/通<br>○地方税の収納機関への振込 440円/通<br>（ただし新潟県内分は無料とする。） |         |         |        |        |

（注）１．本表の金額には、消費税および地方消費税１０%を含みます。

２．自動化機器（ＡＴＭ）は、当ＪＡ、県内外ＪＡ、ＪＦマリンバンク、提携金融機関のキャッシュカードによるお振り込みが可能です。（現金によるお振り込みはお取り扱いしておりません。）

**その他の業務およびサービス**

当ＪＡでは、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービス等を取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）および投資信託の窓口販売の取り扱い、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニ等でも現金引き出しのできるキャッシュサービス等、各種サービスの充実に努めています。

## 【その他の業務およびサービス一覧表】

| 種 類                        |            | サービスの内容                                                                                                                                                      |
|----------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| キャッシュサービス                  | キャッシュカード   | カードにより当ＪＡの本支店・出張所、店舗外キャッシュサービスコーナーはもちろん、全国のＪＡ店舗で入出金できます。<br>また全国の「ＭＩＣＳ」マークのある提携金融機関および郵便局、コンビニＡＴＭで貯金のお引き出しができます。                                             |
|                            | 法人キャッシュカード | カードによりお引き出し・お振込ができますので、経理事務の効率化にお役立ていただけます。                                                                                                                  |
| ＪＡカード                      |            | 国内はもちろん海外でもご利用いただけます。また各種優待サービスもご利用になれます。<br>ＩＣキャッシュカード機能とクレジットカード機能が１枚になった便利なＪＡカード（一体型）もご用意しています。                                                           |
| 為替サービス                     | 内国為替       | 振込・代金の取立に、安全・確実・迅速にお応えする全国ネットサービスです。                                                                                                                         |
|                            | 自動受取       | 年金・配当金等がご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。<br>お引出しは便利なキャッシュカードでお気軽にできます。                                                                                                  |
|                            | 給与振込       | 給料やボーナスがご指定の口座へ自動的に直接振り込まれます。また、企業にとっても資金運用の効率化等に役立ちます。                                                                                                      |
|                            | 定額自動送金     | 毎月決まった日にご指定の口座へ自動的に一定額をお振込します。<br>仕送りなどに便利です。                                                                                                                |
| スウィング・サービス<br>（貯蓄貯金振替サービス） |            | 指定日に普通貯金の残高が一定額以上になると、自動的に有利な貯蓄貯金へお振替します。一度の手続で効率的運用ができるサービスです。                                                                                              |
| 自動支払                       |            | 公共料金や新聞購読料、税金・各種保険料・ローンの返済やクレジット決済等を貯金口座から自動的にお支払します。                                                                                                        |
| ＮＢセンター代金<br>回収サービス         |            | 県内の金融機関が業務提携して、お取引先の売上代金や会費の集金等を、口座振替により安全かつ迅速に回収するサービスです。                                                                                                   |
| 国債の口座管理                    |            | 国債の券面は発行されず、国債の保有や取引は金融機関等に開設した国債の取引を行うための口座によって管理されます。<br>券面の紛失や偽造の心配がなく、購入、売却といった国債の取引は帳簿への記載によってなされ、取引関係等も明確です。                                           |
| 投資信託                       |            | 多くの方々から集められた資金を一つにまとめ、その資金を運用の専門家が債券や株式等の有価証券に分散投資を行い、これによって得た収益を投資した組合員・利用者に還元する金融商品です。                                                                     |
| ＪＡ ネットバンクサービス              |            | 窓口やＡＴＭに行かなくても、ご自宅等のインターネットに接続されているパソコン、スマートフォンなどからアクセスするだけで、平日・休日を問わず、残高照会や振込・振替等の各種サービスが２４時間いつでもお気軽にご利用いただけます。<br>また、Pay-easy（ペイジー）による各種料金のお支払いにもご利用いただけます。 |
| 法人 ＪＡ ネットバンクサービス           |            | オフィスに居ながら、インターネットに接続されているパソコンから、残高照会や、振込・振替等の各種サービスのほか、給与振込等データ伝送サービスがご利用いただけます。                                                                             |

## 共済事業

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

ＪＡ共済では、生命・建物・自動車等の各種共済による生活総合保障を展開しています。

## ◇主な共済の種類

終身共済、定期生命共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、定期医療共済、介護共済、認知症共済、生活障害共済、特定重度疾病共済、年金共済、建物更生共済、火災共済、自動車共済、傷害共済、定額定期生命共済、賠償責任共済、自賠責共済

### 購買事業

農業生産や生活に必要な資材・物資を提供しています。

### 営農事業

農業生産者から全国の消費地へ安全・安心な農畜産物をお届けするとともに、農畜産物の適正価格での販売に努め、農業経営の安定と所得向上をめざして事業を行っています。

また、「地産地消」の取り組みとして、ファーマーズマーケット（農産物直売所）を通じて、消費者に直接、農家が持ち寄った地元で採れた農産物の提供を行っています。

さらに、農産物の保管（保管事業）や加工事業による農畜産物の付加価値の創造や、共同利用施設による生産コストの低減（利用事業）など、農業振興を幅広くカバーしています。

### 生活事業

男女共同参画運動や目的・趣味別講座を主とした女性部活動や食育と健康管理活動を主体とした啓発活動を行っています。

### 高齢者福祉事業

「自助・互助・共助・公助」がバランスよく機能し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのために、地域・組織と連携し高齢者の支援を行っています。

### 宅地等供給事業

組合員資産を有効活用する支援を行っています。

## 系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

### ◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫および特定農水産業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入等の支援を行います。

※2025年3月末における残高は1,653億円となっています。

### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

### ◇「貯金保険制度」

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払い戻しができなくなった場合等に、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金等が加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025年3月末現在で4,861億円となっています。

## I 決算の状況

## 経営資料

(えちご上越農業協同組合)

(単位：百万円)

| 資 産            |                      |                      | 負 債 および 純 資 産    |                      |                      |
|----------------|----------------------|----------------------|------------------|----------------------|----------------------|
| 科 目            | 令和6年度<br>(令和7年2月28日) | 令和7年度<br>(令和8年2月28日) | 科 目              | 令和6年度<br>(令和7年2月28日) | 令和7年度<br>(令和8年2月28日) |
| 1. 信用事業資産      | 389,021              | 383,038              | 1. 信用事業負債        | 403,198              | 403,982              |
| (1) 現 金        | 1,925                | 2,387                | (1) 貯 金          | 401,219              | 401,809              |
| (2) 預 金        | 275,003              | 266,527              | (2) 借 入 金        | 638                  | 487                  |
| 系統預金           | 272,853              | 264,415              | (3) その他の信用事業負債   | 1,341                | 1,684                |
| 系統外預金          | 2,150                | 2,112                | 未払費用             | 76                   | 269                  |
| (3) 有価証券       | 26,659               | 29,112               | 貸付留保金            | 906                  | 555                  |
| 国債             | 10,636               | 13,187               | その他の負債           | 358                  | 859                  |
| 地方債            | 2,894                | 3,846                | 2. 共済事業負債        | 1,449                | 1,509                |
| 政府保証債          | 88                   | 180                  | (1) 共済資金         | 765                  | 840                  |
| 社債             | 12,057               | 11,676               | (2) 未経過共済付加収入    | 671                  | 654                  |
| 受益証券           | 983                  | 221                  | (3) 共済未払費用       | 11                   | 13                   |
| (4) 貸 出 金      | 83,700               | 83,017               | (4) その他共済事業負債    | 0                    | 0                    |
| (5) その他の信用事業資産 | 1,770                | 2,056                | 3. 経済事業負債        | 1,577                | 987                  |
| 未収収益           | 1,746                | 2,013                | (1) 経済事業未払金      | 1,402                | 816                  |
| その他の資産         | 23                   | 42                   | (2) 経済受託債務       | 73                   | 45                   |
| (6) 貸倒引当金      | △38                  | △62                  | (3) 契約負債         | 94                   | 118                  |
| 2. 共済事業資産      | 1                    | 1                    | (4) その他の経済事業負債   | 7                    | 7                    |
| (1) その他の共済事業資産 | 1                    | 1                    | 4. 設備借入金         | 165                  | 150                  |
| 3. 経済事業資産      | 8,324                | 13,599               | 5. 雑負債           | 1,322                | 1,462                |
| (1) 受取手形       | 0                    | 0                    | (1) 未払法人税等       | 88                   | 30                   |
| (2) 経済事業未収金    | 1,428                | 1,345                | (2) リース債務        | 68                   | 85                   |
| (3) 経済受託債権     | 6,082                | 11,180               | (3) 未払金          | 510                  | 703                  |
| (4) 棚卸資産       | 560                  | 811                  | (4) 仮受金          | 29                   | 5                    |
| 購買品            | 508                  | 745                  | (5) 資産除去債務       | 543                  | 572                  |
| 販売品            | 10                   | 18                   | (6) 未払費用         | 78                   | 61                   |
| 加工品            | 31                   | 37                   | (7) その他の負債       | 2                    | 3                    |
| 葬祭品            | 7                    | 8                    | 6. 諸引当金          | 2,029                | 1,586                |
| その他の棚卸資産       | 1                    | 0                    | (1) 賞与引当金        | 324                  | 229                  |
| (5) その他の経済事業資産 | 287                  | 283                  | (2) 退職給付引当金      | 1,666                | 1,311                |
| (6) 貸倒引当金      | △34                  | △21                  | (3) 役員退職慰労引当金    | 38                   | 45                   |
| 4. 雑資産         | 1,622                | 1,440                | 負 債 の 部 合 計      | 409,742              | 409,678              |
| (1) その他の雑資産    | 1,622                | 1,440                | 1. 組合員資本         | 25,937               | 25,750               |
| (2) 貸倒引当金      | △0                   | △0                   | (1) 出資金          | 8,204                | 7,981                |
| 5. 固定資産        | 13,578               | 12,586               | (2) 利益剰余金        | 17,850               | 17,880               |
| (1) 有形固定資産     | 13,504               | 12,530               | 利益準備金            | 8,310                | 8,397                |
| 建物             | 22,651               | 22,332               | その他利益剰余金         | 9,540                | 9,483                |
| 機械装置           | 6,478                | 6,553                | 米穀流通対策積立金        | 100                  | 100                  |
| 土地             | 6,387                | 6,272                | 高齢者福祉積立金         | 50                   | 50                   |
| リース資産          | 66                   | 87                   | 高齢者対策積立金         | 100                  | 100                  |
| 建設仮勘定          | 0                    | 10                   | リスク管理積立金         | 3,100                | 3,965                |
| その他の有形固定資産     | 4,800                | 4,781                | 施設整備積立金          | 1,100                | 2,000                |
| 減価償却累計額        | △26,881              | △27,507              | 農畜産物販売対策積立金      | 500                  | 500                  |
| (2) 無形固定資産     | 74                   | 55                   | 地域農業振興積立金        | 8                    | 4                    |
| 6. 外部出資        | 19,345               | 19,308               | 税効果会計調整積立金       | 548                  | 495                  |
| (1) 外部出資       | 19,345               | 19,308               | 特別積立金            | 3,125                | 1,325                |
| 系統出資           | 18,605               | 18,577               | 当期末処分剰余金         | 908                  | 942                  |
| 系統外出資          | 700                  | 701                  | (うち当期剰余金)        | (431)                | (195)                |
| 子会社等出資         | 39                   | 29                   | (3) 処分未済持分       | △117                 | △111                 |
| 7. 繰延税金資産      | 548                  | 495                  | 2. 評価・換算差額等      | △3,237               | △4,958               |
|                |                      |                      | (1) その他有価証券評価差額金 | △3,237               | △4,958               |
| 資 産 の 部 合 計    | 432,442              | 430,470              | 純 資 産 の 部 合 計    | 22,699               | 20,792               |
|                |                      |                      | 負債および純資産の部合計     | 432,442              | 430,470              |

## 2. 損益計算書

(えちご上越農業協同組合)

(単位: 百万円)

| 科 目           | 令和6年度<br>(自 令和6年3月1日<br>至 令和7年2月28日) | 令和7年度<br>(自 令和7年3月1日<br>至 令和8年2月28日) | 科 目              | 令和6年度<br>(自 令和6年3月1日<br>至 令和7年2月28日) | 令和7年度<br>(自 令和7年3月1日<br>至 令和8年2月28日) |
|---------------|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 事業総利益      | 7,790                                | 7,618                                | (13) 利用事業収益      | 2,772                                | 2,798                                |
| 事業収益          | 15,356                               | 15,935                               | (14) 利用事業費用      | 1,696                                | 1,690                                |
| 事業費用          | 7,565                                | 8,316                                | (うち貸倒引当金戻入益)     | (—)                                  | (△2)                                 |
| (1) 信用事業収益    | 3,247                                | 3,534                                | (うち貸倒引当金繰入額)     | (2)                                  | (—)                                  |
| 資金運用収益        | 2,930                                | 3,248                                | 利用事業総利益          | 1,075                                | 1,108                                |
| (うち預金利息)      | (1,619)                              | (1,963)                              | (15) 宅地等供給事業収益   | 1                                    | 0                                    |
| (うち有価証券利息)    | (145)                                | (92)                                 | (16) 宅地等供給事業費用   | 0                                    | 0                                    |
| (うち貸出金利息)     | (797)                                | (859)                                | 宅地等供給事業総利益       | 1                                    | 0                                    |
| (うちその他受入利息)   | (368)                                | (333)                                | (17) 農用地利用調整事業収益 | 2                                    | 2                                    |
| 役務取引等収益       | 174                                  | 180                                  | (18) 農用地利用調整事業費用 | 0                                    | 0                                    |
| その他事業直接収益     | —                                    | —                                    | (うち貸倒引当金戻入益)     | (△0)                                 | (—)                                  |
| その他経常収益       | 142                                  | 106                                  | 農用地利用調整事業総利益     | 2                                    | 2                                    |
| (2) 信用事業費用    | 543                                  | 1,121                                | (19) 高齢者福祉事業収益   | 315                                  | 278                                  |
| 資金調達費用        | 196                                  | 741                                  | (20) 高齢者福祉事業費用   | 261                                  | 216                                  |
| (うち貯金利息)      | (186)                                | (731)                                | (うち貸倒引当金戻入益)     | (△0)                                 | (△0)                                 |
| (うち給付補てん備金繰入) | (1)                                  | (1)                                  | 高齢者福祉事業総利益       | 54                                   | 62                                   |
| (うち借入金利息)     | (2)                                  | (2)                                  | (21) その他事業収益     | 51                                   | 50                                   |
| (うちその他支払利息)   | (5)                                  | (6)                                  | (22) その他事業費用     | 6                                    | 8                                    |
| 役務取引等費用       | 33                                   | 33                                   | (うち貸倒引当金繰入額)     | (0)                                  | (—)                                  |
| その他事業直接費用     | 1                                    | —                                    | (うち貸倒引当金戻入益)     | (—)                                  | (△0)                                 |
| その他経常費用       | 311                                  | 345                                  | その他事業総利益         | 44                                   | 42                                   |
| (うち貸倒引当金繰入額)  | (—)                                  | (24)                                 | (23) 指導事業収入      | 49                                   | 48                                   |
| (うち貸倒引当金戻入益)  | (△23)                                | (—)                                  | (24) 指導事業支出      | 159                                  | 152                                  |
| (うち貸出金償却)     | (0)                                  | (—)                                  | 指導事業収支差額         | △110                                 | △103                                 |
| 信用事業総利益       | 2,703                                | 2,413                                | 2. 事業管理費         | 7,412                                | 7,206                                |
| (3) 共済事業収益    | 1,702                                | 1,659                                | (1) 人件費          | 5,455                                | 5,224                                |
| 共済付加収入        | 1,606                                | 1,542                                | (2) 業務費          | 571                                  | 575                                  |
| その他の収益        | 96                                   | 116                                  | (3) 諸税負担金        | 203                                  | 206                                  |
| (4) 共済事業費用    | 84                                   | 91                                   | (4) 施設費          | 1,124                                | 1,158                                |
| 共済推進費         | 30                                   | 40                                   | (5) その他事業管理費     | 56                                   | 41                                   |
| 共済保全費         | 10                                   | 10                                   | 事業利益             | 378                                  | 412                                  |
| その他の費用        | 43                                   | 40                                   | 3. 事業外収益         | 407                                  | 349                                  |
| 共済事業総利益       | 1,618                                | 1,568                                | (1) 受取雑利息        | 21                                   | 41                                   |
| (5) 購買事業収益    | 5,674                                | 5,756                                | (2) 受取出資配当金      | 271                                  | 210                                  |
| 購買品供給高        | 4,512                                | 4,514                                | (3) 賃貸料          | 42                                   | 39                                   |
| 購買手数料         | 622                                  | 682                                  | (4) 償却債権取立益      | 0                                    | —                                    |
| 修理サービス料       | 497                                  | 523                                  | (5) 雑収入          | 71                                   | 58                                   |
| その他の収益        | 42                                   | 36                                   | (6) 貸倒引当金戻入益     | 0                                    | 0                                    |
| (6) 購買事業費用    | 3,979                                | 3,971                                | 4. 事業外費用         | 52                                   | 41                                   |
| 購買品供給原価       | 3,531                                | 3,523                                | (1) 寄付金          | 0                                    | 0                                    |
| 購買品供給費        | 246                                  | 242                                  | (2) 賃貸等関連費用      | 39                                   | 29                                   |
| 修理サービス費       | 13                                   | 18                                   | (3) 雑損失          | 12                                   | 11                                   |
| その他の費用        | 187                                  | 186                                  | (4) 貸倒引当金繰入額     | (—)                                  | (—)                                  |
| (うち貸倒引当金繰入額)  | (—)                                  | (—)                                  | 経常利益             | 733                                  | 720                                  |
| (うち貸倒引当金戻入益)  | (△1)                                 | (△10)                                | 5. 特別利益          | 48                                   | 352                                  |
| (うち貸倒損失)      | (0)                                  | (0)                                  | (1) 固定資産処分益      | 6                                    | 9                                    |
| 購買事業総利益       | 1,695                                | 1,785                                | (2) 一般補助金        | 7                                    | 225                                  |
| (7) 販売事業収益    | 996                                  | 963                                  | (3) 損害損失補償       | 20                                   | —                                    |
| 販売品販売高        | 343                                  | 362                                  | (4) 子会社清算益       | —                                    | 106                                  |
| 販売手数料         | 513                                  | 460                                  | (5) その他の特別利益     | 13                                   | 11                                   |
| その他の収益        | 139                                  | 140                                  | 6. 特別損失          | 143                                  | 762                                  |
| (8) 販売事業費用    | 555                                  | 569                                  | (1) 固定資産処分損      | 34                                   | 11                                   |
| 販売品販売原価       | 258                                  | 269                                  | (2) 固定資産圧縮損      | 5                                    | 204                                  |
| 販売費           | 213                                  | 216                                  | (3) 減損損失         | 59                                   | 535                                  |
| その他の費用        | 83                                   | 82                                   | (4) 災害損失         | 31                                   | —                                    |
| (うち貸倒引当金繰入額)  | (—)                                  | (—)                                  | (5) その他の特別損失     | 13                                   | 11                                   |
| (うち貸倒引当金戻入益)  | (△0)                                 | (△0)                                 | 税引前当期利益          | 638                                  | 310                                  |
| 販売事業総利益       | 441                                  | 393                                  | 法人税・住民税および事業税    | 150                                  | 62                                   |
| (9) 保管事業収益    | 278                                  | 299                                  | 法人税等調整額          | 55                                   | 52                                   |
| (10) 保管事業費用   | 111                                  | 116                                  | 法人税等合計           | 206                                  | 114                                  |
| 保管事業総利益       | 167                                  | 183                                  | 当期剰余金            | 431                                  | 195                                  |
| (11) 加工事業収益   | 583                                  | 866                                  | 当期首繰越剰余金         | 180                                  | 314                                  |
| (12) 加工事業費用   | 486                                  | 704                                  | リスク管理積立金取崩額      | —                                    | 134                                  |
| (うち貸倒引当金戻入益)  | (△0)                                 | (△0)                                 | 地域農業振興積立金取崩額     | 241                                  | 245                                  |
| 加工事業総利益       | 96                                   | 162                                  | 税効果会計調整積立金取崩額    | 55                                   | 52                                   |
|               |                                      |                                      | 当期末処分剰余金         | 908                                  | 942                                  |

(注) 農業協同組合法施行規則により「事業収益」、「事業費用」については、各事業の収益および費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した数値を表示しています。

### 3. 注記表

#### 【令和7年度】

##### 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

② その他有価証券

1) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

| 評価基準                       | 評価方法                                                     |
|----------------------------|----------------------------------------------------------|
| 購買品<br>（数量管理品）             | 総平均法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                  |
| 購買品<br>（売価管理品）             | 売価還元法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                 |
| 購買品<br>（個別管理品）             | 個別法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                   |
| 販売品<br>（売価管理品）             | 売価還元法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                 |
| 加工品<br>（製品、主要原材料）          | 総平均法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                  |
| 葬祭品                        | 総平均法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                  |
| その他の棚卸資産<br>（製品、仕掛品、主要原材料） | 総平均法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                  |
| その他の棚卸資産<br>（上記以外）         | 最終仕入原価法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）<br>一部買取販売品を含む |

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債

務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

## ②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき 計上しています。

### (1)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

### (2)数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用については、当事業年度に費用処理しています。

## ④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (5) 収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

### ア) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

### イ) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### ウ) 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

### エ) 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### オ) 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

### カ) 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

## キ) 農用地利用調整事業

組合員の農用地利用調整にかかる事務代行サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ク) 高齢者福祉事業

要介護者を対象にした地域密着型サービス・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ケ) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## (6) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

## ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## ②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

## ③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益、販売事業収益、利用事業収益、農用地利用調整事業収益、その他事業収益において、当組合が代理人として関与している取引については純額で収益を認識して、購買手数料、販売手数料、利用事業収益、農用地利用調整事業収益、その他事業収益として表示しています。

## 2 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税および事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税および事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しています。

従来、所得等に対する法人税、住民税および事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、組合員資本および評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、組合員資本または評価・換算差額等に関連しており、かつ、組合員資本または評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項但し書きに定める経過的な取扱いに従っています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 3 会計上の見積りに関する注記

## (1) 繰延税金資産の回収可能性

## ①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 525,401,299 円（繰延税金負債との相殺前）

## ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年12月に作成した経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (2) 固定資産の減損

## ①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 535,334,105 円

## ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年12月に作成した令和12年度までの経営計画を基礎として算出しており、令和13年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## (3) 貸倒引当金

## ①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 84,357,693 円

## ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

## (1)算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

## (2)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価して設定しています。

## (3)翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 4 貸借対照表に関する注記

## (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は9,125,815,881円であり、その内訳は、次のとおりです。

|      |                 |            |               |
|------|-----------------|------------|---------------|
| 建物   | 4,689,959,081 円 | 土地         | 291,817,314 円 |
| 機械装置 | 3,408,019,096 円 | その他の有形固定資産 | 736,020,390 円 |

## (2) 担保に供している資産

定期預金 8,000,000,000 円を為替決済の担保に、定期預金 2,000,000 円を地方公営企業法施行令第22条の3第2項に基づく担保に供しています。また、建物 142,018,754 円および土地 76,391,707 円を設備 借入金 150,000,000 円の担保に供しています。

## (3) 子会社等に対する金銭債権および金銭債務

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 140,065 円     |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 303,260,613 円 |

- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務  
 理事、経営管理委員および監事に対する金銭債権の総額

84,769,833 円

理事、経営管理委員および監事に対する金銭債務はありません。

- (5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までは掲げるものの額およびその合計額  
 債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は、70,784,950 円、危険債権は 307,904,107 円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は、378,689,057 円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 5 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額

|                  |               |
|------------------|---------------|
| ①子会社等との取引による収益総額 | 52,734,888 円  |
| うち事業取引高          | 14,545,957 円  |
| うち事業取引以外の取引高     | 38,188,931 円  |
| ②子会社等との取引による費用総額 | 205,494,915 円 |
| うち事業取引高          | 1,040,576 円   |
| うち事業取引以外の取引高     | 204,454,339 円 |

- (2) 減損損失に関する注記

- ①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、燃料センター（中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ひすい燃料センター）、カーセンター（カーセンター中央自動車整備工場、カーセンター北自動車整備工場、東自動車整備工場、カーセンター能生自動車整備工場）、葬祭（セレモニーサービス、セレモニーサービスフロリア）、ライフサービスについては関連施設ごとに一般資産としてグルーピングしています。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、生活関連施設の生活店舗、高齢者福祉施設および農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

- ②減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

| 場 所                        | 用 途  | 種 類                     |
|----------------------------|------|-------------------------|
| 三和支店グループ（三和支店・清里支店・牧支店）    | 一般資産 | 建物、土地、その他の有形固定資産、無形固定資産 |
| 浦川原支店グループ（浦川原支店・安塚支店・大島支店） | 一般資産 | 建物、土地、その他の有形固定資産、無形固定資産 |
| 早川相談プラザ                    | 遊 休  | 土地                      |
| 姫川相談プラザ                    | 遊 休  | 土地                      |
| よもぎ加工場                     | 遊 休  | 建物                      |
| 下三分一農業倉庫                   | 賃 貸  | 建物                      |
| 旧上越加工センター                  | 賃 貸  | 建物                      |
| 旧溝尾店                       | 賃 貸  | 土地                      |
| ふれあいの里 4 施設                | 賃 貸  | 建物、土地、その他の有形固定資産、無形固定資産 |

## ③減損損失の認識に至った経緯

一般資産については、主要な資産の市場価値の下落や営業活動から生じる損益を検討した結果、兆候有りとしたものから、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に達していない場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、全て兆候有りとし、正味売却価額が帳簿価額に達していない場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

よもぎ加工場については、事業の廃止が決定しているため、帳簿価額と解体費用見積額から回収可能額を差し引き、減損損失として認識しました。

賃貸資産については、主要な資産の市場価値の下落や営業活動から生じる損益等を検討した結果、兆候有りとしたものから、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に達していない場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

ふれあいの里4施設については、事業譲渡により共用資産から賃貸資産への用途変更が決定していることから、帳簿価額から回収可能額を差し引き、減損損失として認識しました。

## ④減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

|           |   |               |                                                                                                     |
|-----------|---|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三和支店グループ  | : | 200,274,767 円 | (建物 142,776,224 円、土地 45,935,666 円、<br>(三和支店・清里支店・牧支店) その他の有形固定資産 7,964,625 円、無形固定資産 3,598,252 円)    |
| 浦川原支店グループ | : | 193,850,875 円 | (建物 140,209,318 円、土地 38,605,685 円、<br>(浦川原支店・安塚支店・大島支店) その他の有形固定資産 10,575,381 円、無形固定資産 4,460,491 円) |
| 早川相談プラザ   | : | 5,573,624 円   | (土地 5,573,624 円)                                                                                    |
| 姫川相談プラザ   | : | 73,265 円      | (土地 73,265 円)                                                                                       |
| よもぎ加工場    | : | 198,777 円     | (建物 198,777 円)                                                                                      |
| 下三分一農業倉庫  | : | 128,852 円     | (建物 128,852 円)                                                                                      |
| 旧上越加工センター | : | 349,218 円     | (建物 349,218 円)                                                                                      |
| 旧溝尾店      | : | 91,971 円      | (土地 91,971 円)                                                                                       |
| ふれあいの里4施設 | : | 134,792,756 円 | (建物 111,159,861 円、土地 21,226,905 円、<br>その他の有形固定資産 2,135,607 円、無形固定資産 270,383 円)                      |
| 合 計       | : | 535,334,105 円 | (建物 394,822,250 円、土地 111,507,116 円、<br>その他の有形固定資産 20,675,613 円、無形固定資産 8,329,126 円)                  |

## ⑤回収可能価額の算定方法

一般資産、遊休資産については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

賃貸資産のうち下三分一農業倉庫、旧上越加工センター、旧溝尾店、ふれあいの里4施設については、回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しています。回収可能価額について使用価値を採用するにあたり、将来キャッシュ・フローを4.4507%で割り引いて算出しています。

## 6 金融商品に関する注記

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

## (2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、

与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

## ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針および ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,649,503,121円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：円)

|          | 貸借対照表計上額        | 時価              | 差額             |
|----------|-----------------|-----------------|----------------|
| 預金       | 266,527,260,550 | 264,903,153,300 | △1,624,107,250 |
| 有価証券     |                 |                 |                |
| その他有価証券  | 29,112,653,980  | 29,112,653,980  | —              |
| 貸出金      | 83,017,349,419  |                 |                |
| 貸倒引当金（注） | △62,695,665     |                 |                |
| 貸倒引当金控除後 | 82,954,653,754  | 79,684,336,019  | △3,270,317,735 |
| 資産計      | 378,594,568,284 | 373,700,143,299 | △4,894,424,985 |
| 貯金       | 401,809,801,047 | 400,183,760,250 | △1,626,040,797 |
| 負債計      | 401,809,801,047 | 400,183,760,250 | △1,626,040,797 |

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

## (2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

## 【資産】

## ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

## ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額  
外部出資 19,308,180,406 円

## (4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

|                   | 1年以内            | 1年超<br>2年以内   | 2年超<br>3年以内   | 3年超<br>4年以内   | 4年超<br>5年以内   | 5年超            |
|-------------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 預金                | 264,527,260,550 | —             | —             | —             | —             | 2,000,000,000  |
| 有価証券              |                 |               |               |               |               |                |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 800,000,000     | 600,000,000   | 1,700,000,000 | 1,261,480,000 | 1,800,000,000 | 27,900,000,000 |
| 貸出金（注1、2、3）       | 6,279,073,175   | 4,860,048,888 | 4,559,487,312 | 4,157,221,627 | 3,822,119,405 | 59,268,366,240 |
| 合計                | 271,606,333,725 | 5,460,048,888 | 6,259,487,312 | 5,418,701,627 | 5,622,119,405 | 89,168,366,240 |

(注1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）703,428,021 円については、「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 20,880,772 円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 50,152,000 円は償還日が特定できないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

|       | 1年以内            | 1年超<br>2年以内    | 2年超<br>3年以内    | 3年超<br>4年以内   | 4年超<br>5年以内   | 5年超           |
|-------|-----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 貯金(注) | 357,639,443,992 | 21,377,434,521 | 17,783,220,104 | 1,737,811,134 | 2,227,321,594 | 1,044,569,702 |
| 合計    | 357,639,443,992 | 21,377,434,521 | 17,783,220,104 | 1,737,811,134 | 2,227,321,594 | 1,044,569,702 |

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 7 有価証券に関する注記

## (1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

| 種 類                                |       | 貸借対照表計上額       | 取得原価又は<br>償却原価 | 差 額            |
|------------------------------------|-------|----------------|----------------|----------------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価又は償却原<br>価を超えるもの  | 受益証券  | 60,013,980     | 49,890,920     | 10,123,060     |
|                                    | 債券    |                |                |                |
|                                    | 国債    | 1,618,550,000  | 1,610,887,637  | 7,662,363      |
|                                    | 地方債   | —              | —              | —              |
|                                    | 政府保証債 | —              | —              | —              |
|                                    | 社債    | 100,220,000    | 100,146,989    | 73,011         |
|                                    | 小計    | 1,778,783,980  | 1,760,925,546  | 17,858,434     |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価又は償却原<br>価を超えないもの | 受益証券  | 161,480,000    | 200,000,000    | △38,520,000    |
|                                    | 債券    |                |                |                |
|                                    | 国債    | 11,568,670,000 | 14,214,491,202 | △2,645,821,202 |
|                                    | 地方債   | 3,846,580,000  | 4,331,539,555  | △484,959,555   |
|                                    | 政府保証債 | 180,840,000    | 198,605,166    | △17,765,166    |
|                                    | 社債    | 11,576,300,000 | 13,365,565,929 | △1,789,265,929 |
|                                    | 小計    | 27,333,870,000 | 32,310,201,852 | △4,976,331,852 |
| 合 計                                |       | 29,112,653,980 | 34,071,127,398 | △4,958,473,418 |

なお、上記差額 △4,958,473,418 円を、貸借対照表上の「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

## (2) 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：円)

|      | 売却額        | 売却益       | 売却損 |
|------|------------|-----------|-----|
| 受益証券 | 86,138,520 | 6,281,632 | —   |
| 合 計  | 86,138,520 | 6,281,632 | —   |

## 8 退職給付に関する注記

## (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度および全国共済農業協同組合連合会を資産管理運用機関とする確定給付型年金制度を採用しています。

## (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 期首における退職給付債務 | 5,591,865,246 円 |
| 勤務費用         | 223,750,473 円   |
| 利息費用         | 65,295,734 円    |
| 数理計算上の差異の発生額 | △265,190,729 円  |
| 退職給付の支払額     | △463,608,000 円  |
| 期末における退職給付債務 | 5,152,112,724 円 |

## (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

## 特定退職共済制度

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 期首における年金資産     | 3,606,062,530 円 |
| 期待運用収益         | 27,669,892 円    |
| 数理計算上の差異の発生額   | 4,262,440 円     |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | 195,553,700 円   |
| 退職給付の支払額       | △298,316,464 円  |
| 期末における年金資産     | 3,535,232,098 円 |

## 確定給付型年金制度

|                |               |
|----------------|---------------|
| 期首における年金資産     | 319,595,233 円 |
| 期待運用収益         | 3,675,345 円   |
| 数理計算上の差異の発生額   | △201,783 円    |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | 9,457,410 円   |
| 退職給付の支払額       | △27,144,000 円 |
| 期末における年金資産     | 305,382,205 円 |

## (4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|            |                  |
|------------|------------------|
| 退職給付債務     | 5,152,112,724 円  |
| 特定退職金共済制度  | △3,535,232,098 円 |
| 確定給付型年金制度  | △305,382,205 円   |
| 未積立退職給付債務  | 1,311,498,421 円  |
| 貸借対照表計上額純額 | 1,311,498,421 円  |
| 退職給付引当金    | 1,311,498,421 円  |

## (5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

|                |                |
|----------------|----------------|
| 勤務費用           | 223,750,473 円  |
| 利息費用           | 65,295,734 円   |
| 期待運用収益         | △31,345,237 円  |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △269,251,386 円 |
| 小 計            | △11,550,416 円  |
| 共済会制度「唯一」掛金    | 3,984,000 円    |
| 臨時に支払った退職金     | 488,000 円      |
| 合 計            | △7,078,416 円   |

## (6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

## 特定退職金共済制度

|         |      |
|---------|------|
| 債券      | 72%  |
| 年金保険投資  | 25%  |
| 現金および預金 | 3%   |
| その他     | 0%   |
| 合 計     | 100% |

## 確定給付型年金制度

|      |      |
|------|------|
| 一般勘定 | 100% |
| 合 計  | 100% |

## (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| 割引率       | 0.9%~4.13% |
| 長期期待運用収益率 |            |
| 特定退職共済制度  | 0.97%      |
| 確定給付型年金制度 | 1.17%      |

## (9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 67,343,066 円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、489,799,000 円となっています。

## 9 税効果会計に関する注記

## (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

## 繰延税金資産

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 退職給付引当金      | 371,558,290 円    |
| その他有価証券評価差額金 | 1,371,513,748 円  |
| 賞与引当金        | 63,603,024 円     |
| 資産除去債務       | 162,510,013 円    |
| 固定資産減損損失否認額  | 222,725,566 円    |
| 未払費用否認額      | 35,821,404 円     |
| 役員退職慰労引当金    | 12,753,869 円     |
| その他          | 21,015,581 円     |
| 繰延税金資産小計     | 2,261,501,495 円  |
| 評価性引当額       | △1,736,100,196 円 |
| 繰延税金資産合計（A）  | 525,401,299 円    |

## 繰延税金負債

|                  |               |
|------------------|---------------|
| その他（資産除去債務含む）    | △29,953,089 円 |
| 繰延税金負債合計（B）      | △29,953,089 円 |
| 繰延税金資産の純額（A）＋（B） | 495,448,210 円 |

## (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 法定実効税率               | 27.66%  |
| （調整）                 |         |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 5.48%   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △10.69% |
| 子会社解散に伴う受取配当金        | △9.49%  |
| 住民税均等割等              | 3.16%   |
| 事業分量（利用高）配当金         | △6.51%  |
| 税額控除                 | △2.57%  |
| 税率変更による影響額           | △2.98%  |
| 評価性引当額の増減            | 33.86%  |
| その他                  | △0.97%  |
| 税効果会計適用後の法人税の負担率     | 36.95%  |

## (3) 税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 9 年 3 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 27.66% から 28.37% に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が 9,243,713 円増加し、法人税等調整額は 9,243,713 円減少しています。

**10 重要な後発事象に関する注記**

当組合は、株式会社リボンと高齢者福祉事業の一部を譲渡する旨の契約を令和8年3月11日に締結しました。この契約に基づき、当組合の高齢者福祉事業の一部を令和8年4月1日に譲渡しました。

**1. 事業譲渡の概要****(1) 事業譲渡先企業の名称**

株式会社リボン

**(2) 譲渡した事業の内容**

高齢者福祉事業

**(3) 事業譲渡を行った主な理由**

近年、他の介護施設も数多く運営されており、JA が果たしてきた役割・使命について概ね達成ができたことと、介護職員の高齢化・人材不足が顕著となりつつあり、事業譲渡の判断が利用者にとって最善と判断したものの。

**(4) 事業譲渡日**

令和8年4月1日

**(5) 法的形式を含む取引の概要**

事業譲渡方式とし、当該事業部門に従事していた職員については、そのまま譲渡先企業に転籍、又は出向となる。また、固定資産については譲渡せず、譲渡先企業に賃貸する。

**2. 譲渡した事業が含まれていた区分の名称**

高齢者福祉事業

**3. 当該事業年度の損益計算書に計上されている譲渡した事業に係る損益の概算額**

高齢者福祉事業収益 231,784,045 円

高齢者福祉事業費用 178,853,322 円

**11 収益認識に関する注記**

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

**12 その他の注記**

「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

**1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの****(1) 当該資産除去債務の概要**

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関し、資産除去債務を計上しています。

**(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法**

建物に使用されている有害物質を除去する義務は、資産除去債務の計上日から使用見込期間に応じて0～25年と見積り、割引率は0%～3.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しています。

**(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減**

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 期首残高              | 543,109,402 円 |
| 有害物質除去義務の認識に伴う増加額 | 28,848,961 円  |
| 時の経過による調整額        | 865,087 円     |
| 資産除去債務の履行による減少額   | —円            |
| 期末残高              | 572,823,450 円 |

**2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務**

当組合は、借地上的建物に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必要な施設であり、現時点で除去を想定しているものではありません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

## 【令和6年度】

## 1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

②その他有価証券

1）時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2）市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

## (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

| 評価基準                       | 評価方法                                                     |
|----------------------------|----------------------------------------------------------|
| 購買品<br>（数量管理品）             | 総平均法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                  |
| 購買品<br>（売価管理品）             | 売価還元法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                 |
| 購買品<br>（個別管理品）             | 個別法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                   |
| 販売品<br>（売価管理品）             | 売価還元法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                 |
| 加工品<br>（製品、主要原材料）          | 総平均法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                  |
| 葬祭品                        | 総平均法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                  |
| その他の棚卸資産<br>（製品、仕掛品、主要原材料） | 総平均法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）                  |
| その他の棚卸資産<br>（上記以外）         | 最終仕入原価法による原価法<br>（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）<br>一部買取販売品を含む |

## (3) 固定資産の減価償却の方法

## ①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。

## ②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

## (4) 引当金の計上基準

## ①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで、過去の実績率の最大値を用いて算出しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

## ②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

## (1)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

## (2)数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用については、当事業年度に費用処理しています。

## ④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (5) 収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

## ア) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

## イ) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ウ) 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

## エ) 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## オ) 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## カ) 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡し完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

## キ) 農用地利用調整事業

組合員の農用地利用調整にかかる事務代行サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ク) 高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・地域密着型サービス・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ケ) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## (6) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

## ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## ②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

## ③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益、販売事業収益、利用事業収益、農用地利用調整事業収益、その他事業収益において、当組合が代理人として関与している取引については純額で収益を認識して、購買手数料、販売手数料、利用事業収益、農用地利用調整事業収益、その他事業収益として表示しています。

## 2 会計上の見積りに関する注記

## (1) 繰延税金資産の回収可能性

## ①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 600,605,678 円（繰延税金負債との相殺前）

## ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和6年12月に作成した経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (2) 固定資産の減損

## ①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 59,027,827 円

## ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年12月に作成した令和11年度までの経営計画を基礎として算出しており、令和12年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## (3) 貸倒引当金

## ①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 72,464,704 円

## ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

## (1)算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

## (2)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価して設定しています。

## (3) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 3 貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 8,954,398,739 円であり、その内訳は、次のとおりです。

|      |                 |            |               |
|------|-----------------|------------|---------------|
| 建物   | 4,588,943,125 円 | 土地         | 291,817,314 円 |
| 機械装置 | 3,333,614,919 円 | その他の有形固定資産 | 740,023,381 円 |

#### (2) 担保に供している資産

定期預金 8,000,000,000 円を為替決済の担保に、定期預金 2,000,000 円を地方公営企業法施行令第 22 条の 3 第 2 項に基づく担保に供しています。また、建物 148,854,851 円および土地 76,391,707 円を設備借入金 165,000,000 円の担保に供しています。

#### (3) 子会社等に対する金銭債権および金銭債務

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 子会社等に対する金銭債権の総額 | 92,714 円      |
| 子会社等に対する金銭債務の総額 | 404,375,197 円 |

#### (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

|                           |              |
|---------------------------|--------------|
| 理事、経営管理委員および監事に対する金銭債権の総額 | 89,678,594 円 |
|---------------------------|--------------|

理事、経営管理委員および監事に対する金銭債務はありません。

#### (5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までの掲げるものの額および合計額  
債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は、154,667,378 円、危険債権は 222,463,109 円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額の合計額は、377,130,487 円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

### 4 損益計算書に関する注記

#### (1) 子会社等との取引高の総額

|                  |               |
|------------------|---------------|
| ①子会社等との取引による収益総額 | 49,842,380 円  |
| うち事業取引高          | 29,106,380 円  |
| うち事業取引以外の取引高     | 20,736,000 円  |
| ②子会社等との取引による費用総額 | 281,356,436 円 |
| うち事業取引高          | 760,206 円     |
| うち事業取引以外の取引高     | 280,596,230 円 |

#### (2) 減損損失に関する注記

##### ①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、燃料センター（中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ひすい燃料センター）、カーセンター（カーセンター中央自動車整備工場、カーセンター北自動車整備工場、東自動車整備工場、カーセンター能生自動車整備工場）、葬祭（セレモニーサービス、セレモニーサービスフロア）、ライフサービスについては関連施設ごとに一般資産としてグルーピングしています。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、生活関連施設の生活店舗、高齢者福祉施設および農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

##### ②減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

| 場 所            | 用 途  | 種 類              |
|----------------|------|------------------|
| カーセンター北自動車整備工場 | 一般資産 | 建物、土地、その他の有形固定資産 |
| 東自動車整備工場       | 一般資産 | 建物、その他の有形固定資産    |
| ひすい燃料センター      | 一般資産 | 建物、その他の有形固定資産    |
| ふれあい給食センター     | 遊 休  | 建物、その他の有形固定資産    |
| 旧春日支店          | 遊 休  | 建物、その他の有形固定資産    |
| 早川相談プラザ        | 遊 休  | 土地、その他の有形固定資産    |
| 姫川相談プラザ        | 遊 休  | 建物、土地、その他の有形固定資産 |
| 能生谷相談プラザ       | 遊 休  | 建物、その他の有形固定資産    |
| 能生ライスセンター      | 遊 休  | 土地               |
| 広島倉庫           | 遊 休  | 建物、土地            |
| 下三分一農業倉庫       | 賃 貸  | 建物               |
| 旧溝尾店           | 賃 貸  | 土地               |
| ひすい本店分館        | 賃 貸  | 土地               |

## ③減損損失の認識に至った経緯

一般資産については、主要な資産の市場価値の下落や営業活動から生じる損益を検討した結果、兆候有りとしたものから、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に達していない場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、全て兆候有りとし、正味売却価額が帳簿価額に達していない場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

ふれあい給食センターについては、事業の廃止が決定しているため、帳簿価額と解体費用見積額から回収可能額を差引き、減損損失として認識しました。

賃貸資産については、主要な資産の市場価値の下落や営業活動から生じる損益等を検討した結果、兆候有りとしたものから、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に達していない場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

## ④減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

|                |                                                                            |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------|
| カーセンター北自動車整備工場 | ： 17,872,652 円（建物 4,416,803 円、土地 12,101,139 円、<br>その他の有形固定資産 1,354,710 円）  |
| 東自動車整備工場       | ： 2,902,917 円（建物 2,047,624 円、その他の有形固定資産 855,293 円）                         |
| ひすい燃料センター      | ： 3,029,341 円（建物 1,034,279 円、その他の有形固定資産 1,995,062 円）                       |
| ふれあい給食センター     | ： 9,870,421 円（建物 9,732,018 円、その他の有形固定資産 138,403 円）                         |
| 旧春日支店          | ： 5,280,718 円（建物 5,209,359 円、その他の有形固定資産 71,359 円）                          |
| 早川相談プラザ        | ： 2,445,347 円（土地 2,156,724 円、その他の有形固定資産 288,623 円）                         |
| 姫川相談プラザ        | ： 2,486,295 円（建物 294,373 円、土地 2,054,173 円、<br>その他の有形固定資産 137,749 円）        |
| 能生谷相談プラザ       | ： 224,716 円（建物 160,482 円、その他の有形固定資産 64,234 円）                              |
| 能生ライスセンター      | ： 2,877,063 円（土地 2,877,063 円）                                              |
| 広島倉庫           | ： 5,180,085 円（建物 3,917,516 円、土地 1,262,569 円）                               |
| 下三分一農業倉庫       | ： 80,019 円（建物 80,019 円）                                                    |
| 旧溝尾店           | ： 1,100,363 円（土地 1,100,363 円）                                              |
| ひすい本店分館        | ： 5,677,890 円（土地 5,677,890 円）                                              |
| 合 計            | ： 59,027,827 円（建物 26,892,473 円、土地 27,229,921 円、<br>その他の有形固定資産 4,905,433 円） |

## ⑤回収可能価額の算定方法

一般資産、遊休資産については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

賃貸資産のうち下三分一農業倉庫、旧溝尾店については、回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しています。ひすい本店分館の回収可能価額については使用価値を採用しており、将来キャッシュ・フローを 2.5698%で割引いて算出しています。

## 5 金融商品に関する注記

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

## ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

## (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,034,757,230円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：円)

|          | 貸借対照表計上額        | 時価              | 差額             |
|----------|-----------------|-----------------|----------------|
| 預金       | 275,003,732,640 | 273,813,563,819 | △1,190,168,821 |
| 有価証券     |                 |                 |                |
| その他有価証券  | 26,659,447,280  | 26,659,447,280  | -              |
| 貸出金      | 83,700,955,766  |                 |                |
| 貸倒引当金（注） | △38,287,728     |                 |                |
| 貸倒引当金控除後 | 83,662,668,038  | 82,270,209,992  | △1,392,458,046 |
| 資産計      | 385,325,847,958 | 382,743,221,091 | △2,582,626,867 |
| 貯金       | 401,219,395,136 | 399,885,368,306 | △1,334,026,830 |
| 負債計      | 401,219,395,136 | 399,885,368,306 | △1,334,026,830 |

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

## (2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

## 【資産】

## ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価額を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価額が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

## ③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## ① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金額商品の時価情報には含まれていません。

|          |                  |
|----------|------------------|
| 貸借対照表計上額 |                  |
| 外部出資     | 19,345,388,406 円 |

## (4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

|                       | 1 年以内           | 1 年超<br>2 年以内 | 2 年超<br>3 年以内 | 3 年超<br>4 年以内 | 4 年超<br>5 年以内 | 5 年超           |
|-----------------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 預金                    | 273,003,732,640 | —             | —             | —             | —             | 2,000,000,000  |
| 有価証券                  |                 |               |               |               |               |                |
| その他有価証券のうち<br>満期があるもの | 500,000,000     | 878,960,000   | 600,000,000   | 1,941,900,000 | 1,281,260,000 | 24,431,820,000 |
| 貸出金（注 1、2、3）          | 6,225,649,277   | 5,078,604,803 | 4,532,533,954 | 4,195,161,574 | 3,816,214,391 | 59,729,348,864 |
| 合計                    | 279,729,381,917 | 5,957,564,803 | 5,132,533,954 | 6,137,061,574 | 5,097,474,391 | 86,161,168,864 |

(注 1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）755,781,548 円については、「1 年以内」に含めています。

(注 2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 74,684,903 円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注 3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 48,758,000 円は償還日が特定できないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

|       | 1 年以内           | 1 年超<br>2 年以内  | 2 年超<br>3 年以内  | 3 年超<br>4 年以内 | 4 年超<br>5 年以内 | 5 年超          |
|-------|-----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 貯金(注) | 351,015,887,262 | 19,060,747,601 | 25,488,099,957 | 2,201,010,224 | 2,178,380,555 | 1,275,269,537 |
| 合計    | 351,015,887,262 | 19,060,747,601 | 25,488,099,957 | 2,201,010,224 | 2,178,380,555 | 1,275,269,537 |

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

## 6 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

### ① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

| 種 類                                |       | 貸借対照表計上額       | 取得原価又は<br>償却原価 | 差 額            |
|------------------------------------|-------|----------------|----------------|----------------|
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価又は償却原価を超え<br>るもの  | 株式    | -              | -              | -              |
|                                    | 受益証券  | -              | -              | -              |
|                                    | 債券    |                |                |                |
|                                    | 国債    | 1,021,660,000  | 1,012,578,154  | 9,081,846      |
|                                    | 地方債   | 202,420,000    | 199,949,607    | 2,470,393      |
|                                    | 政府保証債 | -              | -              | -              |
|                                    | 金融債   | -              | -              | -              |
|                                    | 社債    | 403,700,000    | 400,257,230    | 3,442,770      |
| 小計                                 |       | 1,627,780,000  | 1,612,784,991  | 14,995,009     |
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価又は償却原価を超え<br>ないもの | 株式    | -              | -              | -              |
|                                    | 受益証券  | 983,867,280    | 1,157,862,968  | △173,995,688   |
|                                    | 債券    |                |                |                |
|                                    | 国債    | 9,614,460,000  | 11,216,615,623 | △1,602,155,623 |
|                                    | 地方債   | 2,691,620,000  | 2,938,891,205  | △247,271,205   |
|                                    | 政府保証債 | 88,380,000     | 99,866,645     | △11,486,645    |
|                                    | 金融債   | -              | -              | -              |
|                                    | 社債    | 11,653,340,000 | 12,871,156,764 | △1,217,816,764 |
| 小計                                 |       | 25,031,667,280 | 28,284,393,205 | △3,252,725,925 |
| 合 計                                |       | 26,659,447,280 | 29,897,178,196 | △3,237,730,916 |

なお、上記差額△3,237,730,916 円を、貸借対照表上の「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：円)

|       | 売却額         | 売却益        | 売却損       |
|-------|-------------|------------|-----------|
| 株式    | -           | -          | -         |
| 受益証券  | 240,085,495 | 32,452,341 | -         |
| 債券    |             |            |           |
| 国債    | -           | -          | -         |
| 地方債   | -           | -          | -         |
| 政府保証債 | -           | -          | -         |
| 金融債   | -           | -          | -         |
| 社債    | 98,224,000  | -          | 1,776,000 |
| 合 計   | 338,309,495 | 32,452,341 | 1,776,000 |

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

該当する事項はありません。

## 7 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度および全国共済農業協同組合連合会を資産管理運用機関とする確定給付型年金制度を採用しています。

## (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 期首における退職給付債務 | 5,600,986,287 円 |
| 勤務費用         | 252,482,884 円   |
| 利息費用         | 37,112,689 円    |
| 数理計算上の差異の発生額 | △284,356,588 円  |
| 過去勤務費用の発生額   | 53,235,851 円    |
| 原則法移行に伴う影響額  | 143,341,123 円   |
| 退職給付の支払額     | △210,937,000 円  |
| 期末における退職給付債務 | 5,591,865,246 円 |

## (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

## 特定退職共済制度

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 期首における年金資産     | 3,514,555,701 円 |
| 期待運用収益         | 25,167,592 円    |
| 数理計算上の差異の発生額   | 1,122,027 円     |
| 特定退職共済金制度への拠出金 | 208,418,800 円   |
| 退職給付の支払額       | △143,201,590 円  |
| 期末における年金資産     | 3,606,062,530 円 |

## 確定給付型年金制度

|                |               |
|----------------|---------------|
| 期首における年金資産     | 330,070,709 円 |
| 期待運用収益         | 3,599,564 円   |
| 数理計算上の差異の発生額   | △2,632,430 円  |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | 10,644,390 円  |
| 退職給付の支払額       | △22,087,000 円 |
| 期末における年金資産     | 319,595,233 円 |

## (4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|            |                  |
|------------|------------------|
| 退職給付債務     | 5,591,865,246 円  |
| 特定退職金共済制度  | △3,606,062,530 円 |
| 確定給付型年金制度  | △319,595,233 円   |
| 未積立退職給付債務  | 1,666,207,483 円  |
| 貸借対照表計上額純額 | 1,666,207,483 円  |
| 退職給付引当金    | 1,666,207,483 円  |

## (5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

|                |                |
|----------------|----------------|
| 勤務費用           | 252,482,884 円  |
| 利息費用           | 37,112,689 円   |
| 期待運用収益         | △28,767,156 円  |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △282,846,185 円 |
| 過去勤務費用の費用処理額   | 53,235,851 円   |
| 原則法移行に伴う影響額    | 143,341,123 円  |
| 小計             | 174,559,206 円  |
| 共済会制度「唯一」掛金    | 4,590,000 円    |
| 臨時に支払った退職金     | 7,128,486 円    |
| 合計             | 186,277,692 円  |

## (6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

## 特定退職共済制度

|         |      |
|---------|------|
| 債券      | 69%  |
| 年金保険投資  | 25%  |
| 現金および預金 | 6%   |
| その他     | 0%   |
| 合 計     | 100% |

## 確定給付型年金制度

|      |      |
|------|------|
| 一般勘定 | 100% |
| 合 計  | 100% |

## (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

|           |             |
|-----------|-------------|
| 割引率       | 0.26%~2.73% |
| 長期期待運用収益率 |             |

|           |       |
|-----------|-------|
| 特定退職共済制度  | 0.76% |
| 確定給付型年金制度 | 1.15% |

## (9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 68,500,685 円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、566,815,000 円となっています。

## 8 税効果会計に関する注記

## (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

## 繰延税金資産

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 退職給付引当金      | 460,872,989 円     |
| その他有価証券評価差額金 | 895,556,372 円     |
| 賞与引当金        | 89,690,173 円      |
| 資産除去債務       | 150,224,061 円     |
| 固定資産減損損失否認額  | 88,866,519 円      |
| 未払費用否認額      | 28,200,216 円      |
| 役員退職慰労引当金    | 10,730,616 円      |
| その他          | 22,385,615 円      |
| 繰延税金資産小計     | 1,746,526,561 円   |
| 評価性引当額       | △ 1,145,920,883 円 |
| 繰延税金資産合計 (A) | 600,605,678 円     |

## 繰延税金負債

|               |                |
|---------------|----------------|
| その他（資産除去債務含む） | △ 52,569,132 円 |
| 繰延税金負債合計 (B)  | △ 52,569,132 円 |

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 繰延税金資産の純額 (A) + (B) | 548,036,546 円 |
|---------------------|---------------|

## (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率               | 27.66% |
| (調整)                 |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 2.66%  |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △6.15% |
| 住民税均等割等              | 1.54%  |
| 事業分量（利用高）配当金         | △1.02% |
| 税額控除                 | △2.71% |
| 評価性引当額の増減            | 11.06% |
| その他                  | △0.68% |
| 税効果会計適用後の法人税の負担率     | 32.36% |

## (3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容および影響

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の27.66%から28.37%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は10,509千円増加します。また、その他有価証券評価差額金について増減はありません。よって、法人税等調整額は10,509千円減少します。

## 9 合併に関する注記

当組合は、定款変更方式の合併を行っています。

## (1) 解散組合の名称

ひすい農業協同組合

## (2) 合併の目的

「地域農業の発展に一層貢献し、組合員と地域との絆を守り高めること」、「持続可能な農業を育み、豊かな地域社会と健全な経営基盤を確立すること」、「組合員・利用者から信頼され・選ばれ・必要とされるJAをめざす」ことを目的としています。

## (3) 合併日

令和6年3月1日

## (4) 合併後の組合の名称

えちご上越農業協同組合

## (5) 合併比率および算定方法

2組合による1対1の対等合併

## (6) 出資金1口あたりの金額

1,000円

## (7) 消滅組合から承継した資産、負債、純資産の額および主な内訳

資産 : 97,187,243,199円（うち預金 65,713,677,248円、有価証券 9,148,780,000円、  
貸出金 14,927,355,479円）

負債 : 91,375,555,076円（うち貯金 90,736,736,101円）

純資産 : 5,811,688,123円（うち出資金 1,132,064,000円、利益剰余金 5,525,412,957円）

なお、これらについては帳簿価額で評価しています。

## 10 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（5）収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 11 その他の注記

「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

## 1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に基づき、資産除去債務を計上しています。

## (2) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 期首残高              | 378,609,122円 |
| 有害物質除去義務の認識に伴う増加額 | 173,205,668円 |
| 時の経過による調整額        | 794,612円     |
| 資産除去債務の履行による減少額   | △ 9,500,000円 |
| 期末残高              | 543,109,402円 |

## 2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、借地上の建物に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必要な施設であり、現時点で除去を想定しているものではありません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

## 4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

| 区 分              | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|------------------|---------|---------|
| 1 当期末処分剰余金       | 908     | 942     |
| 2 特別積立金取崩        | 1,800   | 1,325   |
| 3 剰余金処分額         | 2,394   | 1,894   |
| (1) 利益準備金        | 87      | 40      |
| (2) 任意積立金        | 2,141   | 1,679   |
| リスク管理積立金         | 1,000   | 1,234   |
| 施設整備積立金          | 900     | 200     |
| 地域農業振興積立金        | 241     | 245     |
| (3) 出資配当金        | 96      | 101     |
| (4) 事業分量（利用高）配当金 | 69      | 73      |
| 4 次期繰越剰余金        | 314     | 372     |

(注) 1. 出資配当率は次のとおりです。

| 種 類           | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|---------------|---------|---------|
| 普通出資に対する配当の割合 | 1.20%   | 1.30%   |

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

| 名 称             | 目 的                                                   | 目標額              | 積立基準                                    | 取崩基準                                                                       | 令和 6 年度<br>積立額                            | 令和 7 年度<br>積立額                                       |
|-----------------|-------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 米穀流通対策<br>積立金   | 米の調整保管、米<br>穀流通対策を円滑<br>に推進するため                       | 1 億円             | —                                       | 米調整保管経費、米<br>消費拡大・流通対策<br>等に充当する場合                                         | 0 円<br>(1 億円)                             | 0 円<br>(1 億円)                                        |
| 高齢者福祉<br>積立金    | 高齢者福祉の向<br>上、地域社会に対<br>する貢献のため                        | 5,000 万円         | —                                       | 高齢者福祉施設、高<br>齢者福祉事業等の支<br>援に充当する場合                                         | 0 円<br>(5,000 万円)                         | 0 円<br>(5,000 万円)                                    |
| 高齢者対策<br>積立金    | 高齢者対策に充て<br>る財政基盤を確立<br>するため                          | 1 億円             | —                                       | 原則として取崩しし<br>ない                                                            | 0 円<br>(1 億円)                             | 0 円<br>(1 億円)                                        |
| リスク管理<br>積立金    | 不良債権処理、会<br>計諸施策の適用リ<br>スク等に伴う、損<br>失発生への補償の<br>ため    | 100 億円           | 剰余金処分<br>により積み<br>立てる                   | 不良債権処理、金利<br>低下による退職給付<br>債務計算差異が多額<br>になる等により、そ<br>の年度に発生する費<br>用が多額である場合 | 10 億円<br>(31 億円)                          | 12 億 3,479 万<br>2,756 円<br>(39 億 6,520 万<br>7,244 円) |
| 施設整備<br>積立金     | 施設の整備・改善<br>および解体処分等<br>の多額の費用発生<br>に備えるため            | 50 億円            | 剰余金処分<br>により積み<br>立てる                   | 施設の整備・改善お<br>よび解体処分等に伴<br>い多額の費用を要す<br>る場合                                 | 9 億円<br>(11 億円)                           | 2 億円<br>(20 億円)                                      |
| 農畜産物販売<br>対策積立金 | 農畜産物の販売に<br>よって生ずる債権<br>管理や安全・安心<br>等に係るリスクに<br>備えるため | 5 億円             | 剰余金処分<br>により積み<br>立てる                   | 農畜産物の販売によ<br>って生ずる債権管理<br>や安全・安心等に係<br>るリスクが発生し、<br>多額の支払を要する<br>場合        | 0 円<br>(5 億円)                             | 0 円<br>(5 億円)                                        |
| 地域農業<br>振興積立金   | 地域農業の活性化<br>に向けて組合員を<br>支援するため                        | 2 億 5,000 万<br>円 | 剰余金処分<br>により積み<br>立てる                   | 農業者支援プログラ<br>ムの実施および自然<br>災害等の緊急時の支<br>援を要する場合                             | 2 億 4,137 万<br>3,000 円<br>(862 万 7,000 円) | 2 億 4,500 万<br>5,000 円<br>(499 万 5,000 円)            |
| 税効果会計<br>調整積立金  | 自己資金の充実お<br>よび円滑な事業運<br>営のための基盤強<br>化を図る              | 当年度末の税効<br>果相当額  | 事業年度末<br>税効果会計<br>により発生<br>した税効果<br>調整額 | 当年度末の税効果相<br>当額が前年度末の税<br>効果相当額を下回<br>り、繰延税金資産を<br>取崩す場合                   | 0 円<br>(5 億 4,803 万 6,546 円)              | 0 円<br>(4 億 9,544 万<br>8,210 円)                      |

※令和 7 年度積立額欄の ( ) 内は、令和 8 年 2 月末の残高です。  
 令和 6 年度積立額欄の ( ) 内は、令和 7 年 2 月末の残高です。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

(単位：百万円)

| 種 類                          | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|------------------------------|---------|---------|
| 営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額 | 22      | 10      |

## 5. 部門別損益計算書

【令和 7 年度】

(えちご上越農業協同組合)

(単位：百万円)

| 区 分                         | 合計      | 信用事業    | 共済事業  | 農業関連事業  | 生活その他<br>関連事業 | 営農指導<br>事業 | 共通<br>管理費等 |
|-----------------------------|---------|---------|-------|---------|---------------|------------|------------|
| 事業収益 ①                      | 20,635  | 3,534   | 1,659 | 8,019   | 7,377         | 44         |            |
| 事業費用 ②                      | 13,016  | 1,121   | 91    | 6,168   | 5,532         | 102        |            |
| 事業総利益 ③(①-②)                | 7,618   | 2,413   | 1,568 | 1,851   | 1,844         | △58        |            |
| 事業管理費 ④                     | 7,206   | 2,136   | 926   | 1,959   | 1,780         | 403        |            |
| (うち減価償却費 ⑤)                 | (808)   | (180)   | (23)  | (452)   | (135)         | (15)       |            |
| (うち人件費 ⑤')                  | (5,224) | (1,325) | (828) | (1,252) | (1,470)       | (347)      |            |
| ※うち共通管理費 ⑥                  |         | 630     | 134   | 306     | 241           | 42         | △1,355     |
| (うち減価償却費 ⑦)                 |         | (101)   | (21)  | (16)    | (13)          | (2)        | (△154)     |
| (うち人件費 ⑦')                  |         | (187)   | (40)  | (163)   | (128)         | (22)       | (543)      |
| 事業利益 ⑧(③-④)                 | 412     | 277     | 641   | △108    | 63            | △462       |            |
| 事業外収益 ⑨                     | 349     | 108     | 22    | 134     | 71            | 12         |            |
| ※うち共通分 ⑩                    |         | 108     | 22    | 87      | 69            | 12         | △300       |
| 事業外費用 ⑪                     | 41      | 14      | 3     | 13      | 9             | 1          |            |
| ※うち共通分 ⑫                    |         | 14      | 3     | 12      | 9             | 1          | △40        |
| 経常利益 ⑬(⑧+⑨-⑪)               | 720     | 371     | 661   | 12      | 125           | △451       |            |
| 特別利益 ⑭                      | 352     | 45      | 9     | 260     | 30            | 5          |            |
| ※うち共通分 ⑮                    |         | 45      | 9     | 38      | 30            | 5          | △129       |
| 特別損失 ⑯                      | 762     | 327     | 62    | 216     | 123           | 32         |            |
| ※うち共通分 ⑰                    |         | 260     | 48    | 9       | 8             | 1          | △328       |
| 税引前当期利益 ⑱<br>(⑬+⑭-⑯)        | 310     | 90      | 609   | 57      | 31            | △478       |            |
| 営農指導事業分配賦額 ⑲                |         | 86      | 56    | 239     | 96            | △478       |            |
| 営農指導事業配賦後<br>税引前当期利益 ⑳(⑱-⑲) | 310     | 3       | 552   | △181    | △64           |            |            |

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注 1)

共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割 + 人件費を除く事業管理費割) の平均値に基づき配賦

(2) 営農指導事業

(人頭割 + 事業総利益割) の平均値に基づき 50% を農業関連事業に配賦、残額 50% を農業関連以外に配賦

(注 2)

部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益 325,592,729 円を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

1. 配賦割合（注1. の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

| 区 分    | 信用<br>事業 | 共済<br>事業 | 農業関連<br>事業 | 生活その他<br>関連事業 | 営農指導<br>事業 | 計    |
|--------|----------|----------|------------|---------------|------------|------|
| 共通管理費等 | 46.51%   | 9.94%    | 22.60%     | 17.82%        | 3.13%      | 100% |
| 営農指導事業 | 18.06%   | 11.76%   | 50.00%     | 20.18%        |            | 100% |

2. 部門別の資産

（単位：百万円）

| 区 分                      | 計                   | 信用<br>事業           | 共済事業             | 農業関連・生活その他関<br>連・営農指導事業 合計 | 共通資産   |
|--------------------------|---------------------|--------------------|------------------|----------------------------|--------|
| 事業別の総資産                  | 430,470             | 383,038            | 1                | 13,599                     | 33,831 |
| 総資産（共通資産配分後）<br>（うち固定資産） | 430,470<br>(12,586) | 398,773<br>(5,854) | 3,364<br>(1,251) | 28,332<br>(5,481)          |        |

（注）共通資産の他部門への配賦基準は、上記共通管理費等配賦割合に準じています。

【令和6年度】

（えちご上越農業協同組合）

（単位：百万円）

| 区 分                         | 合計      | 信用事業    | 共済事業  | 農業関連<br>事業 | 生活その他<br>関連事業 | 営農指導<br>事業 | 共通<br>管理費等 |
|-----------------------------|---------|---------|-------|------------|---------------|------------|------------|
| 事業収益 ①                      | 19,755  | 3,247   | 1,702 | 7,204      | 7,556         | 44         |            |
| 事業費用 ②                      | 11,964  | 543     | 84    | 5,539      | 5,688         | 108        |            |
| 事業総利益 ③(①-②)                | 7,790   | 2,703   | 1,618 | 1,664      | 1,867         | △64        |            |
| 事業管理費 ④                     | 7,412   | 2,119   | 1,070 | 1,926      | 1,866         | 429        |            |
| （うち減価償却費 ⑤）                 | (789)   | (155)   | (27)  | (445)      | (142)         | (18)       |            |
| （うち人件費 ⑤'）                  | (5,455) | (1,362) | (959) | (1,228)    | (1,534)       | (370)      |            |
| ※うち共通管理費 ⑥                  |         | 610     | 150   | 296        | 247           | 42         | △1,347     |
| （うち減価償却費 ⑦）                 |         | (102)   | (24)  | (15)       | (12)          | (2)        | (△157)     |
| （うち人件費 ⑦'）                  |         | (176)   | (43)  | (159)      | (133)         | (23)       | (△536)     |
| 事業利益 ⑧(③-④)                 | 378     | 584     | 547   | △261       | 1             | △493       |            |
| 事業外収益 ⑨                     | 407     | 129     | 32    | 137        | 91            | 16         |            |
| ※うち共通分 ⑩                    |         | 129     | 31    | 108        | 90            | 15         | △375       |
| 事業外費用 ⑪                     | 52      | 17      | 4     | 15         | 12            | 2          |            |
| ※うち共通分 ⑫                    |         | 17      | 4     | 15         | 12            | 2          | △52        |
| 経常利益 ⑬(⑧+⑨-⑪)               | 733     | 696     | 575   | △139       | 79            | △479       |            |
| 特別利益 ⑭                      | 48      | 18      | 4     | 18         | 6             | 0          |            |
| ※うち共通分 ⑮                    |         | 18      | 4     | 6          | 5             | 0          | △35        |
| 特別損失 ⑯                      | 143     | 27      | 6     | 60         | 46            | 3          |            |
| ※うち共通分 ⑰                    |         | 26      | 6     | 21         | 17            | 3          | △75        |
| 税引前当期利益 ⑱<br>(⑬+⑭-⑯)        | 638     | 687     | 573   | △181       | 39            | △481       |            |
| 営農指導事業分配額 ⑲                 |         | 87      | 57    | 240        | 95            | △481       |            |
| 営農指導事業配賦後<br>税引前当期利益 ⑳(⑱-⑲) | 638     | 600     | 515   | △422       | △56           |            |            |

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

（注1）共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

（1）共通管理費等

（人頭割 ＋ 人件費を除く事業管理費割）の平均値に基づき配賦

（2）営農指導事業

（人頭割 ＋ 事業総利益割）の平均値に基づき 50%を農業関連事業に配賦、残額 50%を農業関連以外に配賦

（注2）部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益 319,775,300 円を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

1. 配賦割合（注1. の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

| 区 分    | 信用<br>事業 | 共済<br>事業 | 農業関連<br>事業 | 生活その他<br>関連事業 | 営農指導<br>事業 | 計    |
|--------|----------|----------|------------|---------------|------------|------|
| 共通管理費等 | 45.34%   | 11.14%   | 21.99%     | 18.35%        | 3.18%      | 100% |
| 営農指導事業 | 18.18%   | 11.91%   | 50.00%     | 19.91%        |            | 100% |

2. 部門別の資産

（単位：百万円）

| 区 分                      | 計                   | 信用<br>事業           | 共済事業             | 農業関連・生活その他関<br>連・営農指導事業 合計 | 共通資産   |
|--------------------------|---------------------|--------------------|------------------|----------------------------|--------|
| 事業別の総資産                  | 432,442             | 389,021            | 1                | 8,324                      | 35,096 |
| 総資産（共通資産配分後）<br>（うち固定資産） | 432,442<br>(13,578) | 404,933<br>(6,156) | 3,910<br>(1,513) | 23,597<br>(5,909)          |        |

（注）共通資産の他部門への配賦基準は、上記共通管理費等配賦割合に準じています。

## 6. 会計監査人の監査

令和7年度および令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。令和7年度の指定社員・業務執行社員は、公認会計士 小出 検次氏、公認会計士 高原 透氏です。

## II 損益の状況

### 1. 直近の5事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、口、人）

| 項 目         | 令和3年度       | 令和4年度       | 令和5年度       | 令和6年度       | 令和7年度       |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 経常収益（事業収益）  | 16,674      | 12,721      | 12,726      | 19,755      | 20,635      |
| 信用事業収益      | 2,447       | 2,358       | 2,430       | 3,247       | 3,534       |
| 共済事業収益      | 1,645       | 1,559       | 1,430       | 1,702       | 1,659       |
| 農業関連事業収益    | 6,314       | 3,632       | 3,671       | 7,204       | 8,019       |
| 生活その他関連事業収益 | 6,214       | 5,120       | 5,144       | 7,556       | 7,377       |
| 営農指導事業収入    | 52          | 50          | 49          | 44          | 44          |
| 経常利益        | 669         | 683         | 539         | 733         | 720         |
| 当期剰余金       | 458         | 471         | 362         | 431         | 195         |
| 出資金         | 7,462       | 7,376       | 7,275       | 8,204       | 7,981       |
| （出資口数）（口）   | (7,462,104) | (7,376,870) | (7,275,882) | (8,204,555) | (7,981,595) |
| 純資産額        | 18,809      | 18,231      | 18,313      | 22,699      | 20,792      |
| 総資産額        | 341,551     | 340,551     | 337,694     | 432,442     | 430,470     |
| 貯金残高        | 315,118     | 315,427     | 312,975     | 401,219     | 401,809     |
| 貸出金残高       | 62,124      | 62,618      | 66,232      | 83,700      | 83,017      |
| 有価証券残高      | 13,356      | 13,857      | 15,955      | 26,659      | 29,112      |
| 剰余金配当金額     | 115         | 136         | 136         | 166         | 175         |
| 出資配当額       | 73          | 72          | 71          | 96          | 101         |
| 事業利用分量配当額   | 42          | 63          | 65          | 69          | 73          |
| 職員数（人）      | 964         | 917         | 894         | 1,094       | 1,060       |
| 単体自己資本比率    | 14.23%      | 14.75%      | 15.09%      | 16.36%      | 17.11%      |

- （注）1. 令和6年度が合併初年度のため、令和3年度～令和5年度の事業成績ならびに各項目の数値は、合併前の旧JA えちご上越の状況のみを掲載しています。
2. 経常利益は、各事業収益の合計額を表しています。
3. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
4. 信託業務の取り扱いはありません。
5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

## 2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

| 区 分                      | 令和 6 年度         | 令和 7 年度         | 増 減             |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 資金運用収支                   | 2,734           | 2,506           | △227            |
| 役務取引等収支                  | 140             | 146             | 6               |
| その他信用事業収支                | △170            | △239            | △69             |
| 信用事業粗利益<br>(信用事業粗利益率)    | 2,872<br>(0.73) | 2,653<br>(0.69) | △219<br>(△0.04) |
| 事業粗利益<br>(事業粗利益率)        | 8,504<br>(1.82) | 8,083<br>(1.73) | △420<br>(△0.09) |
| 事業純益                     | 1,092           | 877             | △214            |
| 実質事業純益                   | 1,092           | 877             | △214            |
| コア事業純益                   | 1,093           | 877             | △216            |
| コア事業純益<br>(投資信託解約損益を除く。) | 1,172           | 870             | △301            |

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用  
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用  
3. その他信用事業収支＝(その他事業直接収益＋その他経常収益)－(その他事業直接費用＋その他経常費用)  
4. 信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)＋金銭の信託運用見合費用  
5. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
6. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取  
7. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
8. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額  
9. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額  
10. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益  
11. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益－投資信託解約損益

## 3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

| 項 目       | 令和 6 年度 |       |      | 令和 7 年度 |       |      |
|-----------|---------|-------|------|---------|-------|------|
|           | 平均残高    | 利息    | 利回   | 平均残高    | 利息    | 利回   |
| 資金運用勘定    | 389,281 | 3,247 | 0.83 | 382,715 | 3,534 | 0.92 |
| うち預金      | 278,935 | 1,619 | 0.58 | 267,241 | 1,963 | 0.73 |
| うち有価証券    | 28,430  | 145   | 0.51 | 31,896  | 92    | 0.29 |
| うち貸出金     | 81,915  | 797   | 0.97 | 83,577  | 859   | 1.03 |
| 資金調達勘定    | 401,458 | 196   | 0.05 | 398,166 | 741   | 0.19 |
| うち貯金・定期積金 | 400,741 | 188   | 0.05 | 397,576 | 732   | 0.18 |
| うち譲渡性貯金   | —       | —     | —    | —       | —     | —    |
| うち借入金     | 717     | 2     | 0.28 | 590     | 2     | 0.34 |
| 総資金利ざや    | —       | —     | 0.41 | —       | —     | 0.36 |

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回＋経費率)  
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

## 4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

| 項 目       | 令和 6 年度増減額 | 令和 7 年度増減額 |
|-----------|------------|------------|
| 受取利息      | 817        | 287        |
| うち預金      | 439        | 343        |
| うち有価証券    | 60         | △52        |
| うち貸出金     | 175        | 61         |
| 支払利息      | 169        | 545        |
| うち貯金・定期積金 | 168        | 544        |
| うち譲渡性貯金   | —          | —          |
| うち借入金     | △0         | △0         |
| 差 引       | 647        | △257       |

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

## Ⅲ 事業の概況

## 1. 信用事業

## (1) 貯金に関する指標

## ① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

| 種 類    | 令和 6 年度 |          | 令和 7 年度 |          | 増 減     |
|--------|---------|----------|---------|----------|---------|
| 流動性貯金  | 184,456 | (46.03)  | 193,275 | (48.61)  | 8,819   |
| 定期性貯金  | 216,199 | (53.95)  | 204,123 | (51.34)  | △12,076 |
| その他の貯金 | 93      | (0.02)   | 176     | (0.05)   | 82      |
| 計      | 400,749 | (100.00) | 397,574 | (100.00) | △3,174  |
| 譲渡性貯金  | —       | —        | —       | —        | —       |
| 合 計    | 400,749 | (100.00) | 397,574 | (100.00) | △3,174  |

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. ( ) 内は構成比です。

## ② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

| 種 類      | 令和 6 年度 |          | 令和 7 年度 |          | 増 減    |
|----------|---------|----------|---------|----------|--------|
| 定期貯金     | 203,545 | (100.00) | 194,329 | (100.00) | △9,215 |
| うち固定金利定期 | 203,520 | (99.99)  | 194,273 | (99.97)  | △9,247 |
| うち変動金利定期 | 24      | (0.01)   | 56      | (0.03)   | 31     |

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ( ) 内は構成比です。

## (2) 貸出金等に関する指標

## ① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

| 種 類    | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 増 減   |
|--------|---------|---------|-------|
| 手形貸付   | 112     | 64      | △48   |
| 証書貸付   | 67,943  | 69,519  | 1,575 |
| 当座貸越   | 1,177   | 1,004   | △172  |
| 割引手形   | —       | —       | —     |
| 金融機関貸付 | 12,700  | 13,000  | 299   |
| 合 計    | 81,934  | 83,588  | 1,654 |

## ② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

| 種 類    | 令和 6 年度 |          | 令和 7 年度 |          | 増 減    |
|--------|---------|----------|---------|----------|--------|
| 固定金利貸出 | 70,257  | (83.94)  | 67,082  | (80.81)  | △3,174 |
| 変動金利貸出 | 12,204  | (14.58)  | 14,962  | (18.02)  | 2,758  |
| その他    | 1,239   | (1.48)   | 971     | (1.17)   | △267   |
| 合 計    | 83,700  | (100.00) | 83,017  | (100.00) | △683   |

(注) 1. その他は、当座貸越など固定・変動の区分がないものです。  
2. ( ) 内は構成比です。

## ③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

| 種 類        | 令和 6 年度 |  | 令和 7 年度 |  | 増 減  |
|------------|---------|--|---------|--|------|
| 貯金・定期積金等   | 679     |  | 552     |  | △126 |
| 有価証券       | —       |  | —       |  | —    |
| 動産         | —       |  | —       |  | —    |
| 不動産        | 632     |  | 570     |  | △62  |
| その他担保物     | 2,228   |  | 2,026   |  | △201 |
| 小 計        | 3,540   |  | 3,149   |  | △390 |
| 農業信用基金協会保証 | 46,841  |  | 46,497  |  | △343 |
| その他保証      | 10,036  |  | 9,760   |  | △276 |
| 小 計        | 56,877  |  | 56,257  |  | △620 |
| 信用         | 23,282  |  | 23,609  |  | 326  |
| 合 計        | 83,700  |  | 83,017  |  | △683 |

## ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

| 種 類      | 令和 6 年度 |  | 令和 7 年度 |  | 増 減 |
|----------|---------|--|---------|--|-----|
| 貯金・定期積金等 | —       |  | —       |  | —   |
| 有価証券     | —       |  | —       |  | —   |
| 動産       | —       |  | —       |  | —   |
| 不動産      | —       |  | —       |  | —   |
| その他担保物   | —       |  | —       |  | —   |
| 小 計      | —       |  | —       |  | —   |
| 信用       | —       |  | —       |  | —   |
| 合 計      | —       |  | —       |  | —   |

## ⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

| 種 類  | 令和 6 年度 |          | 令和 7 年度 |          | 増 減  |
|------|---------|----------|---------|----------|------|
| 設備資金 | 59,687  | (71.31)  | 58,996  | (71.07)  | △691 |
| 運転資金 | 24,013  | (28.69)  | 24,021  | (28.93)  | 8    |
| 合 計  | 83,700  | (100.00) | 83,017  | (100.00) | △683 |

(注) ( ) 内は構成比です。

## ⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

| 種 類          | 令和 6 年度 |         | 令和 7 年度 |         | 増 減  |
|--------------|---------|---------|---------|---------|------|
| 農業           | 1,859   | (2.22)  | 1,727   | (2.08)  | △132 |
| 林業           | —       | (—)     | —       | (—)     | —    |
| 水産業          | —       | (—)     | —       | (—)     | —    |
| 製造業          | —       | (—)     | —       | (—)     | —    |
| 鉱業           | —       | (—)     | —       | (—)     | —    |
| 建設・不動産業      | 2,013   | (2.41)  | 1,798   | (2.17)  | △215 |
| 電気・ガス・熱供給水道業 | —       | (—)     | —       | (—)     | —    |
| 運輸・通信業       | —       | (—)     | —       | (—)     | —    |
| 金融・保険業       | 13,000  | (15.53) | 13,000  | (15.66) | 0    |

| 種 類             | 令和 6 年度 |          | 令和 7 年度 |          | 増 減  |
|-----------------|---------|----------|---------|----------|------|
| 卸売・小売・サービス業・飲食業 | 432     | (0.52)   | 335     | (0.40)   | △97  |
| 地方公共団体          | 9,998   | (11.94)  | 10,322  | (12.43)  | 324  |
| 非営利法人           | —       | (—)      | —       | (—)      | —    |
| その他             | —       | (—)      | —       | (—)      | —    |
| 小 計             | 27,302  | (32.62)  | 27,182  | (32.74)  | △120 |
| 個人計             | 56,398  | (67.38)  | 55,835  | (67.26)  | △563 |
| 合 計             | 83,700  | (100.00) | 83,017  | (100.00) | △683 |

(注) ( ) 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

### ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

#### (1) 営農類型別

(単位:百万円)

| 種 類      | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 増 減  |
|----------|---------|---------|------|
| 農業       | 3,345   | 3,164   | △181 |
| 穀作       | 2,211   | 1,948   | △263 |
| 野菜・園芸    | 35      | 34      | △1   |
| 果樹・樹園農業  | —       | —       | —    |
| 工芸作物     | —       | —       | —    |
| 養豚・肉牛・酪農 | 15      | 7       | △8   |
| 養鶏・養卵    | 0       | —       | △0   |
| 養蚕       | —       | —       | —    |
| その他農業    | 1,082   | 1,173   | 91   |
| 農業関連団体等  | —       | —       | —    |
| 合 計      | 3,345   | 3,164   | △181 |

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

#### (2) 資金種類別

##### [貸出金]

(単位:百万円)

| 種 類     | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 増 減  |
|---------|---------|---------|------|
| プロパー資金  | 2,185   | 2,131   | △54  |
| 農業制度資金  | 1,159   | 1,033   | △126 |
| 農業近代化資金 | 521     | 545     | 24   |
| その他制度資金 | 638     | 487     | △151 |
| 合 計     | 3,345   | 3,164   | △181 |

(注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)などが該当します。

##### [受託貸付金]

該当する取引はありません。

## ⑧ 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

| 債権区分               |          | 債権額    | 保全額 |     |    |     |
|--------------------|----------|--------|-----|-----|----|-----|
|                    |          |        | 担保  | 保証  | 引当 | 合計  |
| 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | 令和7年度    | 71     | 3   | 58  | 9  | 71  |
|                    | 令和6年度    | 154    | 5   | 138 | 10 | 154 |
| 危険債権               | 令和7年度    | 306    | 35  | 221 | 42 | 300 |
|                    | 令和6年度    | 222    | 16  | 198 | 7  | 222 |
| 要管理債権              | 令和7年度    | —      | —   | —   | —  | —   |
|                    | 令和6年度    | —      | —   | —   | —  | —   |
|                    | 三月以上延滞債権 | 令和7年度  | —   | —   | —  | —   |
|                    |          | 令和6年度  | —   | —   | —  | —   |
|                    | 貸出条件緩和債権 | 令和7年度  | —   | —   | —  | —   |
|                    |          | 令和6年度  | —   | —   | —  | —   |
| 小計                 | 令和7年度    | 378    | 39  | 279 | 52 | 371 |
|                    | 令和6年度    | 377    | 21  | 337 | 18 | 377 |
| 正常債権               | 令和7年度    | 82,716 |     |     |    |     |
|                    | 令和6年度    | 83,389 |     |     |    |     |
| 合計                 | 令和7年度    | 83,094 |     |     |    |     |
|                    | 令和6年度    | 83,766 |     |     |    |     |

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

## ※ 開示基準別の債権分類と自己査定の特関図

| ＜自己査定債務者区分＞ |            |                      | ＜金融再生法債権区分＞            |            |                      | ＜リスク管理債権＞    |            |                      |
|-------------|------------|----------------------|------------------------|------------|----------------------|--------------|------------|----------------------|
| 信用事業総与信     |            | 信用事業<br>以 外 の<br>与 信 | 信用事業総与信                |            | 信用事業<br>以 外 の<br>与 信 | 信用事業総与信      |            | 信用事業<br>以 外 の<br>与 信 |
| 貸出金         | その他の<br>債権 |                      | 貸出金                    | その他の<br>債権 |                      | 貸出金          | その他の<br>債権 |                      |
|             |            |                      |                        |            |                      |              |            |                      |
| 破綻先         |            |                      | 破産更生債権および<br>これらに準ずる債権 |            |                      | 破綻先債権        |            |                      |
| 実質破綻先       |            |                      |                        |            |                      |              |            |                      |
| 破綻懸念先       |            |                      | 危険債権                   |            |                      | 延滞債権         |            |                      |
| 要注意先        | 要管理先       |                      | 要管理債権                  |            |                      | 三月以上<br>延滞債権 |            |                      |
|             | その他の要注意先   |                      |                        |            |                      | 貸出条件<br>緩和債権 |            |                      |
| 正常先         |            |                      | 正常先                    |            |                      |              |            |                      |

- 破綻先  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不利な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻懸念先  
現状、経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）
- 要管理先  
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が次に掲げる債権に該当する債務者
  1. 三月以上延滞債権  
元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出債権
  2. 貸出条件緩和債権  
経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権
- その他の要注意先  
要管理先以外の要注意先に属する債務者
- 正常先  
業況が良好であり、かつ、財務内容につき特段の問題がないと認められる債務者

- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権  
破産、会社更生、再生手続などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
- 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権
- 要管理債権  
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金
- 正常債権  
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権

- 破綻先債権  
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。
- 延滞債権  
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権に掲げるものおよび債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。
- 三月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権に掲げるものを除く。）をいう。
- 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および三月以上延滞債権に掲げるものを除く。）をいう。

## ⑩ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

| 区分          | 令和6年度    |           |       |     |          | 令和7年度    |           |       |     |          |
|-------------|----------|-----------|-------|-----|----------|----------|-----------|-------|-----|----------|
|             | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額 |     | 期末<br>残高 | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額 |     | 期末<br>残高 |
|             |          |           | 目的使用  | その他 |          |          |           | 目的使用  | その他 |          |
| 一般貸倒<br>引当金 | 39       | 20        | —     | 39  | 20       | 20       | 10        | —     | 20  | 10       |
| 個別貸倒<br>引当金 | 56       | 52        | 0     | 55  | 52       | 52       | 73        | 0     | 52  | 73       |
| 合 計         | 95       | 72        | 0     | 95  | 72       | 72       | 84        | 0     | 72  | 84       |

## ⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

| 項 目    | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------|-------|-------|
| 貸出金償却額 | 0     | —     |

## (3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

| 種 類     |     | 令和6年度  |         | 令和7年度  |         |
|---------|-----|--------|---------|--------|---------|
|         |     | 仕 向    | 被 仕 向   | 仕 向    | 被 仕 向   |
| 送金・振込為替 | 件 数 | 107    | 635     | 112    | 625     |
|         | 金 額 | 65,845 | 126,843 | 62,586 | 131,148 |
| 代金取立為替  | 件 数 | —      | —       | —      | —       |
|         | 金 額 | 25     | 18      | 22     | 7       |
| 雑為替     | 件 数 | 4      | 2       | 4      | 2       |
|         | 金 額 | 3,678  | 978     | 4,081  | 897     |
| 合 計     | 件 数 | 111    | 637     | 116    | 627     |
|         | 金 額 | 69,549 | 127,840 | 66,689 | 132,052 |

## (4) 有価証券に関する指標

## ① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

| 種 類    | 令和6年度  | 令和7年度  | 増 減   |
|--------|--------|--------|-------|
| 国債     | 11,132 | 13,748 | 2,616 |
| 地方債    | 2,810  | 3,798  | 988   |
| 政府保証債  | 99     | 114    | 15    |
| 金融債    | —      | —      | —     |
| 社債     | 12,701 | 13,416 | 715   |
| 株式     | —      | —      | —     |
| その他の証券 | 1,684  | 818    | △866  |
| 合 計    | 28,430 | 31,896 | 3,466 |

## ② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

## ③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

| 種 類    | 1 年以下 | 1 年超<br>3 年以下 | 3 年超<br>5 年以下 | 5 年超   | 期間の定め<br>のないもの | 合 計    |
|--------|-------|---------------|---------------|--------|----------------|--------|
| 令和7年度  |       |               |               |        |                |        |
| 国債     | 100   | 508           | 816           | 11,762 | —              | 13,187 |
| 地方債    | —     | 199           | —             | 3,646  | —              | 3,846  |
| 政府保証債  | —     | —             | —             | 180    | —              | 180    |
| 金融債    | —     | —             | —             | —      | —              | —      |
| 特別法人債  | —     | 399           | 98            | 3,630  | —              | 4,127  |
| 社債     | 695   | 1,171         | 1,909         | 3,772  | —              | 7,548  |
| 株式     | —     | —             | —             | —      | —              | —      |
| その他の証券 | —     | —             | 161           | —      | 60             | 221    |

| 種 類     | 1 年以下 | 1 年超<br>3 年以下 | 3 年超<br>5 年以下 | 5 年超  | 期間の定め<br>のないもの | 合 計    |
|---------|-------|---------------|---------------|-------|----------------|--------|
| 令和 6 年度 |       |               |               |       |                |        |
| 国債      | 201   | 204           | 416           | 9,814 | —              | 10,635 |
| 地方債     | —     | —             | 202           | 2,691 | —              | 2,893  |
| 政府保証債   | —     | —             | —             | 88    | —              | 88     |
| 金融債     | —     | —             | —             | —     | —              | —      |
| 特別法人債   | —     | 101           | 302           | 3,927 | —              | 4,330  |
| 社債      | 299   | 1,084         | 1,833         | 4,508 | —              | 7,724  |
| 株式      | —     | —             | —             | —     | —              | —      |
| その他の証券  | —     | 78            | 423           | 331   | 149            | 981    |

## (5) 有価証券等の時価情報等

## ① 有価証券の時価情報

## 【売買目的有価証券】

該当する取引はありません。

## 【満期保有目的の債券】

該当する取引はありません。

## 【その他有価証券】

(単位：百万円)

| 種 類                                |       | 令和 6 年度      |                |        | 令和 7 年度      |                |        |
|------------------------------------|-------|--------------|----------------|--------|--------------|----------------|--------|
|                                    |       | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価又<br>は償却原価 | 差 額    | 貸借対照表<br>計上額 | 取得原価又<br>は償却原価 | 差 額    |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価又は償却原<br>価を超えるもの  | 株式    | —            | —              | —      | —            | —              | —      |
|                                    | 受益証券  | —            | —              | —      | 60           | 49             | 10     |
|                                    | 債券    |              |                |        |              |                |        |
|                                    | 国債    | 1,021        | 1,012          | 9      | 1,618        | 1,610          | 7      |
|                                    | 地方債   | 202          | 199            | 2      | —            | —              | —      |
|                                    | 政府保証債 | —            | —              | —      | —            | —              | —      |
|                                    | 金融債   | —            | —              | —      | —            | —              | —      |
|                                    | 社債    | 403          | 400            | 3      | 100          | 100            | 0      |
|                                    | 小計    | 1,627        | 1,612          | 14     | 1,778        | 1,760          | 17     |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価又は償却原<br>価を超えないもの | 株式    | —            | —              | —      | —            | —              | —      |
|                                    | 受益証券  | 983          | 1,157          | △173   | 161          | 200            | △38    |
|                                    | 債券    |              |                |        |              |                |        |
|                                    | 国債    | 9,614        | 11,216         | △1,602 | 11,568       | 14,214         | △2,645 |
|                                    | 地方債   | 2,691        | 2,938          | △247   | 3,846        | 4,331          | △484   |
|                                    | 政府保証債 | 88           | 99             | △11    | 180          | 198            | △17    |
|                                    | 金融債   | —            | —              | —      | —            | —              | —      |
|                                    | 社債    | 11,653       | 12,871         | △1,217 | 11,576       | 13,365         | △1,789 |
|                                    | 小計    | 25,031       | 28,284         | △3,252 | 27,333       | 32,310         | △4,976 |
| 合 計                                |       | 26,659       | 29,897         | △3,237 | 29,112       | 34,071         | △4,958 |

## ② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

## ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## (6) 預かり資産の状況

## ①投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：百万円）

| 種 類                   | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|-----------------------|---------|---------|
| 投資信託残高<br>（ファンドラップ含む） | 2,816   | 4,373   |

（注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

## ②残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

| 種 類             | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|-----------------|---------|---------|
| 残高有り投資信託<br>口座数 | 1,822   | 2,145   |

## 2. 共済取扱実績

## (1) 長期共済保有高

（単位：件、百万円）

| 種 類 |          | 令和6年度   |         | 令和7年度   |         |
|-----|----------|---------|---------|---------|---------|
|     |          | 件数      | 金額      | 件数      | 金額      |
| 生命系 | 終身共済     | 43,948  | 281,894 | 43,117  | 266,726 |
|     | 定期生命共済   | 1,942   | 15,169  | 1,984   | 15,495  |
|     | 養老生命共済   | 11,150  | 58,201  | 9,727   | 49,244  |
|     | うち こども共済 | 6,578   | 25,540  | 6,290   | 22,897  |
|     | 医療共済     | 29,489  | 7,869   | 28,970  | 6,996   |
|     | がん共済     | 8,749   | 1,223   | 8,991   | 1,116   |
|     | 定期医療共済   | 863     | 1,400   | 792     | 1,292   |
|     | 介護共済     | 3,709   | 5,894   | 3,815   | 6,377   |
|     | 認知症共済    | 545     |         | 535     |         |
|     | 生活障害共済   | 3,769   |         | 3,816   |         |
|     | 特定重度疾病共済 | 3,679   |         | 3,722   |         |
|     | 年金共済     | 15,914  | 246     | 15,459  | 227     |
|     | 建物更生共済   | 40,483  | 553,630 | 38,841  | 535,926 |
| 合 計 |          | 164,240 | 925,528 | 159,769 | 883,402 |

（注）金額は、年度末の保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済および定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）です。

## (2) 医療系共済の共済金額保有高

（単位：件、百万円）

| 種 類    | 令和6年度  |              | 令和7年度  |              |
|--------|--------|--------------|--------|--------------|
|        | 件数     | 金額           | 件数     | 金額           |
| 医療共済   | 29,489 | 100<br>1,806 | 28,970 | 90<br>1,956  |
| がん共済   | 8,749  | 46           | 8,991  | 41<br>115    |
| 定期医療共済 | 863    | 4            | 792    | 3            |
| 合 計    | 39,101 | 151<br>1,806 | 38,753 | 136<br>2,071 |

（注）医療共済およびがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。

## (3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

| 種 類           | 令和6年度 |        | 令和7年度 |        |
|---------------|-------|--------|-------|--------|
|               | 件数    | 金額     | 件数    | 金額     |
| 介護共済          | 3,709 | 9,627  | 3,815 | 10,370 |
| 認知症共済         | 545   | 721    | 535   | 707    |
| 生活障害共済（一時金型）  | 3,299 | 19,246 | 3,338 | 19,224 |
| 生活障害共済（定期年金型） | 470   | 395    | 478   | 402    |
| 特定重度疾病共済      | 3,679 | 3,306  | 3,722 | 3,323  |

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、認知症共済は認知症共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額です。

## (4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

| 種 類   | 令和6年度  |       | 令和7年度  |       |
|-------|--------|-------|--------|-------|
|       | 件数     | 金額    | 件数     | 金額    |
| 年金開始前 | 11,769 | 5,468 | 11,267 | 5,179 |
| 年金開始後 | 4,145  | 2,064 | 4,192  | 2,091 |
| 合 計   | 15,914 | 7,533 | 15,459 | 7,270 |

(注) 金額は、年金年額です。

## (5) 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

| 種 類      | 令和6年度  |         |       | 令和7年度  |         |       |
|----------|--------|---------|-------|--------|---------|-------|
|          | 件数     | 金 額     | 掛 金   | 件数     | 金 額     | 掛 金   |
| 火災共済     | 8,878  | 106,444 | 99    | 8,747  | 105,354 | 99    |
| 自動車共済    | 38,033 |         | 1,516 | 37,689 |         | 1,529 |
| 傷害共済     | 34,349 | 102,810 | 58    | 35,819 | 108,406 | 55    |
| 団体定期生命共済 | —      | —       | —     | —      | —       | —     |
| 定額定期生命共済 | 5      | 20      | 0     | 5      | 18      | 0     |
| 賠償責任共済   | 710    |         | 2     | 683    |         | 2     |
| 自賠償共済    | 7,118  |         | 119   | 7,378  |         | 124   |
| 合 計      | 89,093 |         | 1,796 | 90,321 |         | 1,811 |

(注) 金額は、保障金額です。

## 3. 農業関連事業取扱実績

## (1) 購買事業取扱実績

## ① 受託購買品

(単位：百万円)

| 種 類 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|-------|-------|
|     | 取扱高   | 取扱高   |
| 素牛  | 72    | 103   |
| 合 計 | 72    | 103   |

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で購買手数料として表示しています。

## ② 買取購買品（生産資材）

(単位：百万円)

| 種 類       | 令和6年度 |       | 令和7年度 |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
|           | 取扱高   | 手数料   | 取扱高   | 手数料   |
| 肥料        | 1,189 | 185   | 1,243 | 193   |
| 農薬        | 913   | 139   | 961   | 147   |
| 飼料        | 73    | 2     | 68    | 2     |
| 農業機械      | 1,071 | 176   | 1,363 | 229   |
| 自動車（2輪除く） | 1,326 | 193   | 1,327 | 181   |
| 燃料        | 1,901 | 294   | 1,839 | 284   |
| その他       | 652   | 129   | 732   | 155   |
| 合 計       | 7,128 | 1,120 | 7,536 | 1,194 |

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

## (2) 販売事業取扱実績

## ① 受託販売品

(単位：百万円)

| 種 類 |             | 令和6年度  |     | 令和7年度  |     |
|-----|-------------|--------|-----|--------|-----|
|     |             | 取扱高    | 手数料 | 取扱高    | 手数料 |
| 米   | J A米・一般米    | 9,068  | 320 | 12,224 | 283 |
|     | 加工用米        | 241    | 13  | 330    | 14  |
|     | その他         | 878    | 42  | 1,081  | 31  |
| 米以外 | 麦           | 0      | 0   | 0      | 0   |
|     | 豆・雑穀        | 82     | 3   | 48     | 1   |
|     | 野菜          | 302    | 7   | 299    | 8   |
|     | 果実          | 3      | 0   | 2      | 0   |
|     | 花卉・花木       | 0      | 0   | 0      | 0   |
|     | 畜産物         | 生乳     | 97  | 0      | 118 |
|     |             | 牛      | 182 | 1      | 131 |
|     |             | 豚      | 2   | 0      | 2   |
|     |             | その他    | 2   | 0      | 1   |
|     | 特産物         | 9      | 0   | -      | -   |
|     | その他（農産物直売所） | 801    | 119 | 783    | 115 |
|     | 合 計         | 11,673 | 511 | 15,025 | 458 |

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

## ② 買取販売品

(単位：百万円)

| 種 類          | 令和6年度<br>販売高 | 令和7年度<br>販売高 |
|--------------|--------------|--------------|
| 直売所（複合直売所含む） | 340          | 358          |
| インショップ       | 61           | 62           |
| その他          | 3            | 3            |
| 合 計          | 405          | 424          |

(注) 販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

## (3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

| 項 目 |        | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|--------|-------|-------|
| 収益  | 保管料    | 223   | 252   |
|     | その他    | 54    | 47    |
|     | 小 計    | 278   | 299   |
| 費用  | 倉庫材料費  | 27    | 21    |
|     | その他の費用 | 84    | 94    |
|     | 小 計    | 111   | 116   |
| 差 引 |        | 167   | 183   |

## (4) 利用事業（生産施設）取扱実績

(単位：百万円)

| 種 類 |             | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|-------------|-------|-------|
| 収益  | 育苗センター      | 250   | 239   |
|     | カントリーエレベーター | 419   | 475   |
|     | ライスセンター     | 158   | 199   |
|     | シード（種粳）センター | 40    | 41    |
|     | その他         | 65    | 63    |
|     | 小 計         | 934   | 1,019 |
| 費用  | 育苗センター      | 195   | 185   |
|     | カントリーエレベーター | 232   | 265   |
|     | ライスセンター     | 122   | 137   |
|     | シード（種粳）センター | 31    | 31    |
|     | その他         | 64    | 65    |
|     | 小 計         | 648   | 682   |
| 差 引 |             | 285   | 336   |

## (5) 加工事業取扱実績

(単位：百万円)

| 項 目 |     | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|-----|-------|-------|
| 収益  | 餅   | 87    | 95    |
|     | 食糧米 | 480   | 757   |
|     | 味噌  | 1     | -     |
|     | 蓬   | 4     | 3     |
|     | 委託  | 8     | 8     |
|     | その他 | 1     | 2     |
|     | 小 計 | 583   | 866   |
| 費用  | 餅   | 84    | 80    |
|     | 漬物  | 0     | △0    |
|     | 食糧米 | 394   | 618   |
|     | 味噌  | 0     | 0     |
|     | 蓬   | 3     | 2     |
|     | 委託  | 0     | 0     |
|     | その他 | 2     | 2     |
|     | 小 計 | 486   | 704   |
| 差 引 |     | 96    | 162   |

## 4. 生活その他関連事業取扱実績

## (1) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：百万円)

| 種 類   |      | 令和6年度 |     | 令和7年度 |     |
|-------|------|-------|-----|-------|-----|
|       |      | 供給高   | 手数料 | 供給高   | 手数料 |
| 食品    | 生鮮食品 | 203   | 48  | 197   | 46  |
|       | 一般食品 | 94    | 18  | 91    | 18  |
| 耐久消費財 |      | 190   | 15  | 185   | 16  |
| 家庭燃料  |      | 1,173 | 391 | 1,168 | 389 |
| その他   |      | 63    | 8   | 67    | 7   |
| 小 計   |      | 1,724 | 482 | 1,711 | 478 |

## (2) 利用事業（生活施設）取扱実績

(単位：百万円)

| 種 類  |  | 令和6年度 |     | 令和7年度 |     |
|------|--|-------|-----|-------|-----|
|      |  | 供給高   | 手数料 | 供給高   | 手数料 |
| 葬祭施設 |  | 1,920 |     | 1,837 |     |

## (3) 福祉事業取扱実績

(単位：百万円)

| 項 目 |       | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 収益  | 福祉受託料 | 41    | 6     |
|     | 福祉雑収入 | 0     | 0     |
|     | 小 計   | 41    | 6     |
| 費用  | 福祉労務費 | 20    | 2     |
|     | 福祉雑費  | 17    | 2     |
|     | 小 計   | 37    | 5     |
| 差 引 |       | 4     | 1     |

## (4) 介護事業取扱実績

(単位：百万円)

| 項 目 |         | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|-----|---------|---------|---------|
| 収 益 | 地域密着型介護 | 218     | 231     |
|     | 通所介護    | 10      | —       |
|     | 福祉用具貸与  | 43      | 40      |
|     | 小 計     | 273     | 272     |
| 費 用 | 介護労務費   | 149     | 143     |
|     | 介護消耗備品費 | 15      | 13      |
|     | 介護雑費    | 59      | 54      |
|     | 小 計     | 224     | 211     |
| 差 引 |         | 49      | 60      |

## 5. 指導事業実績

(単位：百万円)

| 項 目 |       | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|-----|-------|---------|---------|
| 収 入 | 賦課金   | 33      | 32      |
|     | 指導補助金 | 5       | 5       |
|     | 実費収入  | 9       | 11      |
|     | 小 計   | 49      | 48      |
| 支 出 | 営農改善費 | 58      | 54      |
|     | 生活改善費 | 9       | 9       |
|     | 教育情報費 | 21      | 19      |
|     | 組織活動費 | 70      | 69      |
|     | 小 計   | 159     | 152     |
| 差 引 |       | △110    | △103    |

## Ⅳ 経営諸指標

## 1. 利益率

(単位：%)

| 種 類       | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 増 減   |
|-----------|---------|---------|-------|
| 総資産経常利益率  | 0.16    | 0.15    | △0.01 |
| 資本経常利益率   | 2.85    | 2.78    | △0.07 |
| 総資産当期純利益率 | 0.09    | 0.04    | △0.05 |
| 資本当期純利益率  | 1.68    | 0.75    | △0.92 |

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100  
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100  
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

## 2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

| 区 分 |      | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 増 減   |
|-----|------|---------|---------|-------|
| 貯貸率 | 期 末  | 20.86   | 20.66   | △0.20 |
|     | 期中平均 | 20.44   | 21.02   | 0.58  |
| 貯証率 | 期 末  | 6.64    | 7.25    | 0.60  |
|     | 期中平均 | 7.09    | 8.02    | 0.93  |

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100  
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100  
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100  
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

## 3. その他経営諸指標

(単位：百万円)

| 項 目  |                | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|------|----------------|---------|---------|
| 信用事業 | 一職員当たり貯金残高     | 3,494   | 3,445   |
|      | 一店舗当たり貯金残高     | 13,835  | 13,855  |
|      | 一職員当たり貸出金残高    | 1,534   | 1,515   |
|      | 一店舗当たり貸出金残高    | 2,886   | 2,863   |
| 共済事業 | 一職員当たり長期共済保有高  | 5,965   | 6,312   |
|      | 一店舗当たり長期共済保有高  | 31,914  | 30,462  |
| 経済事業 | 一職員当たり購買品取扱高   | 35      | 37      |
|      | 一店舗当たり購買品取扱高   | 241     | 252     |
| 販売事業 | 一職員当たり受託販売品取扱高 | 132     | 172     |

(注) 1. 職員数は、以下のとおりです。

(単位：人)

| 項 目       | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|-----------|---------|---------|
| 信用事業（貯金）  | 114.8   | 116.61  |
| 信用事業（貸出）  | 54.55   | 54.77   |
| 共済事業      | 155.15  | 139.95  |
| 経済事業（購買品） | 253.93  | 249.78  |
| 販売事業（販売品） | 88.19   | 87.09   |

2. 信用・共済事業店舗数は、令和6年度 30 店舗(本店・28 支店・1 出張所)、令和 7 年度 30 店舗(本店・28 支店・1 出張所)です。

経済事業店舗数は、令和6年度 37 店舗（資材店舗・農機センター・カーセンター・給油所・Aコープ等）、令和 7 年度 37 店舗（資材店舗・農機センター・カーセンター・給油所・Aコープ等）です。

## V 自己資本の充実度に関する事項

## 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

| 項 目                                                        | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|------------------------------------------------------------|---------|---------|
| コア資本に係る基礎項目                                                |         |         |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額                                  | 25,771  | 25,575  |
| うち、出資金および資本準備金の額                                           | 8,204   | 7,981   |
| うち、再評価積立金の額                                                | —       | —       |
| うち、利益剰余金の額                                                 | 17,850  | 17,880  |
| うち、外部流出予定額（△）                                              | 166     | 175     |
| うち、上記以外に該当するものの額                                           | △117    | △111    |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                 | 20      | 10      |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額                                          | 20      | 10      |
| うち、適格引当金コア資本算入額                                            | —       | —       |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | —       | —       |
| コア資本に係る基礎項目の額（イ）                                           | 25,791  | 25,585  |
| コア資本に係る調整項目                                                |         |         |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額                    | 53      | 40      |
| うち、のれんに係るものの額                                              | —       | —       |
| うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額                         | 53      | 40      |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額                                    | —       | —       |
| 適格引当金不足額                                                   | —       | —       |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                                     | —       | —       |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額                         | —       | —       |
| 前払年金費用の額                                                   | —       | —       |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額                             | —       | —       |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額                               | —       | —       |

|                                                                                            |         |         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額                                                                        | —       | —       |
| 特定項目に係る 10%基準超過額                                                                           | —       | —       |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                                                        | —       | —       |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                                                      | —       | —       |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額                                                          | —       | —       |
| 特定項目に係る 15%基準超過額                                                                           | —       | —       |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                                                        | —       | —       |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                                                      | —       | —       |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額                                                          | —       | —       |
| コア資本に係る調整項目の額 (□)                                                                          | 53      | 40      |
| 自己資本                                                                                       |         |         |
| 自己資本の額 ( (イ) - (□) ) (ハ)                                                                   | 25,737  | 25,545  |
| リスク・アセット等                                                                                  |         |         |
| 信用リスク・アセットの額の合計額                                                                           | 141,311 | 144,131 |
| うち、他の金融機関等の対象資本調査津手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△) |         | —       |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額                                                            | —       |         |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー                                                                       | —       |         |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額                                                             | —       |         |
| うち、上記以外に該当するものの額                                                                           | —       |         |
| マーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額                                                           |         | —       |
| 勘定間の振替分                                                                                    |         | —       |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額                                                            | 15,938  | 5,106   |
| 信用リスク・アセット調整額                                                                              | —       |         |
| フロア調整額                                                                                     |         | —       |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額                                                                         | —       |         |
| リスク・アセット等の額の合計額 (二)                                                                        | 157,250 | 149,238 |
| 自己資本比率                                                                                     |         |         |
| 自己資本比率 ( (ハ) / (二) )                                                                       | 16.36   | 17.11   |

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号) に基づき算出しています。

2. 当 JA は、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては基準標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、令和 7 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

3. 当 JA が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### (1) 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

| 信用リスク・アセット |                      | 令和 6 年度           |                 |                       |
|------------|----------------------|-------------------|-----------------|-----------------------|
|            |                      | エクスポージャー<br>の期末残高 | リスク・アセット<br>額 a | 所要自己<br>資本額<br>b=a×4% |
|            | 現金                   | 1,693             | —               | —                     |
|            | 我が国の中央政府および中央銀行向け    | 12,262            | —               | —                     |
|            | 外国の中央政府および中央銀行向け     | —                 | —               | —                     |
|            | 国際決済銀行等向け            | —                 | —               | —                     |
|            | 我が国の地方公共団体向け         | 13,155            | —               | —                     |
|            | 外国の中央政府等以外の公共部門向け    | —                 | —               | —                     |
|            | 国際開発銀行向け             | —                 | —               | —                     |
|            | 地方公共団体金融機構向け         | —                 | —               | —                     |
|            | 我が国の政府関係機関向け         | 602               | 50              | 2                     |
|            | 地方三公社向け              | 92                | 18              | 0                     |
|            | 金融機関および第一種金融商品取引業者向け | 289,725           | 57,945          | 2,317                 |
|            | 法人等向け                | 12,602            | 4,310           | 172                   |

|                                                                                       |                                  |         |                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------|-------------------|
| 中小企業等向けおよび個人向け                                                                        | 11,399                           | 3,905   | 156               |
| 抵当権付住宅ローン                                                                             | 210                              | 69      | 2                 |
| 不動産取得等事業向け                                                                            | 2,126                            | 2,102   | 84                |
| 三月以上延滞等                                                                               | 60                               | 15      | 0                 |
| 取立未済手形                                                                                | 20                               | 4       | 0                 |
| 信用保証協会等保証付                                                                            | 46,863                           | 4,626   | 185               |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付                                                                | —                                | —       | —                 |
| 共済約款貸付                                                                                | —                                | —       | —                 |
| 出資等                                                                                   | 3,233                            | 3,233   | 129               |
| （うち出資等のエクスポージャー）                                                                      | 3,233                            | 3,233   | 129               |
| （うち重要な出資のエクスポージャー）                                                                    | —                                | —       | —                 |
| 上記以外                                                                                  | 40,182                           | 64,735  | 2,589             |
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）           | —                                | —       | —                 |
| （うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）                                             | 16,112                           | 40,280  | 1,611             |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）                                                   | 260                              | 651     | 26                |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）                | —                                | —       | —                 |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー） | —                                | —       | —                 |
| （うち上記以外のエクスポージャー）                                                                     | 23,809                           | 23,803  | 952               |
| 証券化                                                                                   | —                                | —       | —                 |
| （うち S T C 要件適用分）                                                                      | —                                | —       | —                 |
| （うち非 S T C 適用分）                                                                       | —                                | —       | —                 |
| 再証券化                                                                                  | —                                | —       | —                 |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                                          | 1,157                            | 295     | 11                |
| （うちルックスルー方式）                                                                          | 1,157                            | 295     | 11                |
| （うちマンドート方式）                                                                           | —                                | —       | —                 |
| （うち蓋然性方式 250%）                                                                        | —                                | —       | —                 |
| （うち蓋然性方式 400%）                                                                        | —                                | —       | —                 |
| （うちフォールバック方式）                                                                         | —                                | —       | —                 |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額                                                           | —                                | —       | —                 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）                       | —                                | —       | —                 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計                                                                  | 435,390                          | 141,311 | 5,652             |
| CVAリスク相当額÷8%                                                                          | —                                | —       | —                 |
| 中央清算機関関連エクスポージャー                                                                      | —                                | —       | —                 |
| 合計（信用リスク・アセットの額）                                                                      | 435,390                          | 141,311 | 5,652             |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<br>＜基礎的手法＞                                                   | オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額<br>a |         | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
|                                                                                       | 15,938                           |         | 637               |
| 所要自己資本額計                                                                              | リスク・アセット等（分母）計<br>a              |         | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
|                                                                                       | 157,250                          |         | 6,290             |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\begin{aligned} &< \text{オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）} > \\ & \frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\% \end{aligned}$$

## (2) 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

|  |                           | 令和7年度             |                |                   |
|--|---------------------------|-------------------|----------------|-------------------|
|  |                           | エクスポージャーの<br>期末残高 | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
|  | 現金                        | 2,387             | —              | —                 |
|  | 我が国の中央政府および中央銀行向け         | 15,880            | —              | —                 |
|  | 外国の中央政府および中央銀行向け          | —                 | —              | —                 |
|  | 国際決済銀行等向け                 | —                 | —              | —                 |
|  | 我が国の地方公共団体向け              | 14,743            | —              | —                 |
|  | 外国の中央政府等以外の公共部門向け         | —                 | —              | —                 |
|  | 国際開発銀行向け                  | —                 | —              | —                 |
|  | 地方公共団体金融機構向け              | —                 | —              | —                 |
|  | 我が国の政府関係機関向け              | 701               | 50             | 2                 |
|  | 地方三公社向け                   | 93                | 18             | 0                 |
|  | 金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け | 281,478           | 56,897         | 2,275             |
|  | （うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）  | —                 | —              | —                 |
|  | カバード・ボンド向け                | —                 | —              | —                 |
|  | 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）       | 12,797            | 4,229          | 169               |
|  | （うち特定貸付債権向け）              | —                 | —              | —                 |
|  | 中堅中小企業等向けおよび個人向け          | 3,967             | 1,909          | 76                |
|  | （うちトラランザクター向け）            | 24                | 10             | 0                 |
|  | 不動産関連向け                   | 10,484            | 4,804          | 192               |
|  | （うち自己居住用不動産等向け）           | 8,528             | 3,028          | 121               |
|  | （うち賃貸用不動産向け）              | 1,956             | 1,776          | 71                |
|  | （うち事業用不動産関連向け）            | —                 | —              | —                 |
|  | （うちその他不動産関連向け）            | —                 | —              | —                 |
|  | （うちADC向け）                 | —                 | —              | —                 |
|  | 劣後債券およびその他資本性証券等          | —                 | —              | —                 |
|  | 延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）   | 86                | 47             | 1                 |
|  | 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞  | 59                | 10             | 0                 |
|  | 取立未済手形                    | 33                | 6              | 0                 |

|                                                                             |                                      |                   |       |
|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------|-------|
| 信用保証協会等による保証付                                                               | 46,506                               | 4,594             | 183   |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付                                                      | —                                    | —                 | —     |
| 共済約款貸付                                                                      | —                                    | —                 | —     |
| 株式等                                                                         | 3,195                                | 3,195             | 127   |
| 上記以外                                                                        | 43,858                               | 68,315            | 2,732 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー）                                                          | —                                    | —                 | —     |
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー） | —                                    | —                 | —     |
| （うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）                                              | 16,112                               | 40,280            | 1,611 |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）                                         | 192                                  | 480               | 19    |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）      | —                                    | —                 | —     |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）      | —                                    | —                 | —     |
| （うち上記以外のエクスポージャー）                                                           | 27,554                               | 27,554            | 1,102 |
| 証券化                                                                         | —                                    | —                 | —     |
| （うち STC 要件適用分）                                                              | —                                    | —                 | —     |
| （短期 STC 要件適用分）                                                              | —                                    | —                 | —     |
| （うち不良債権証券化適用分）                                                              | —                                    | —                 | —     |
| （うち STC・不良債権証券化適用対象外分）                                                      | —                                    | —                 | —     |
| 再証券化                                                                        | —                                    | —                 | —     |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                                | 249                                  | 50                | 2     |
| （うちルックスルー方式）                                                                | 249                                  | 50                | 2     |
| （うちマナデート方式）                                                                 | —                                    | —                 | —     |
| （うち蓋然性方式 250%）                                                              | —                                    | —                 | —     |
| （うち蓋然性方式 400%）                                                              | —                                    | —                 | —     |
| （うちフォールバック方式）                                                               | —                                    | —                 | —     |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)             | —                                    | —                 | —     |
| 標準的手法を運用するエクスポージャー計                                                         | 436,526                              | 144,131           | 5,765 |
| CVAリスク相当額÷8%<br>（簡便法）                                                       | —                                    | —                 | —     |
| 中央清算期間関連エクスポージャー                                                            | —                                    | —                 | —     |
| 合計（信用リスク・アセットの額）                                                            | 436,526                              | 144,131           | 5,765 |
| マーケット・リスク<br>に対する所要自己資本の額<br>＜簡易方式又は標準的方式＞                                  | マーケット・リスク相当額をの合計額を<br>8%で除して得た額<br>a | 所要自己資本額<br>b=a×4% |       |
|                                                                             | —                                    | —                 |       |
| オペレーショナル・リスク<br>に対する所要自己資本の額<br>＜標準的計測手法＞                                   | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a       | 所要自己資本額<br>b=a×4% |       |
|                                                                             | 5,106                                | 204               |       |
| 所要自己資本額                                                                     | リスク・アセット等<br>（分母）合計<br>a             | 所要自己資本額<br>b=a×4% |       |
|                                                                             | 149,238                              | 5,969             |       |

## (3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

|                               | 令和7年度 |
|-------------------------------|-------|
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 5,106 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額      | 204   |
| B I                           | 3,404 |
| B I C                         | 408   |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

## 3. 信用リスクに関する事項

## (1) 標準的手法に関する事項

当JAでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関                           |
|----------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター(R&I)              |
| 株式会社日本格付研究所(JCR)                 |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) |
| S&Pグローバル・レーティング(S&P)             |
| フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)          |

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー                  | 適格格付機関                        | カントリー・リスク・スコア |
|---------------------------|-------------------------------|---------------|
| 中央政府および中央銀行               |                               | 日本貿易保険        |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー |                               | 日本貿易保険        |
| 国際開発銀行向けエクスポージャー          | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |
| 金融機関向けエクスポージャー            | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |
| 法人等向けエクスポージャー             | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）  
および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

| 区 分    |                    |  | 令和 6 年度                      |            |          |                        | 令和 7 年度                      |            |          |                |
|--------|--------------------|--|------------------------------|------------|----------|------------------------|------------------------------|------------|----------|----------------|
|        |                    |  | 信用リスクに<br>関するエクスポ<br>ージャーの残高 | うち<br>貸出金等 | うち<br>債券 | 三月以上<br>延滞エク<br>スポージャー | 信用リスクに<br>関するエクスポ<br>ージャーの残高 | うち<br>貸出金等 | うち<br>債券 | 延滞エク<br>スポージャー |
| 法人     | 農業                 |  | 849                          | 844        | —        | 5                      | 841                          | 836        | —        | 4              |
|        | 林業                 |  | —                            | —          | —        | —                      | —                            | —          | —        | —              |
|        | 水産業                |  | —                            | —          | —        | —                      | —                            | —          | —        | —              |
|        | 製造業                |  | 1,322                        | 20         | 1,301    | —                      | 1,422                        | 20         | 1,402    | —              |
|        | 鉱業                 |  | —                            | —          | —        | —                      | —                            | —          | —        | —              |
|        | 建設・不動産業            |  | 1,097                        | 4          | 1,093    | —                      | 1,097                        | 3          | 1,093    | 0              |
|        | 電気・ガス・<br>熱供給・水道業  |  | 4,784                        | —          | 4,784    | —                      | 4,685                        | —          | 4,685    | —              |
|        | 運輸・通信業             |  | 4,411                        | —          | 4,411    | —                      | 4,609                        | —          | 4,609    | —              |
|        | 金融・保険業             |  | 290,930                      | 13,025     | 1,304    | —                      | 298,729                      | 13,025     | 1,204    | —              |
|        | 卸売・小売・飲<br>食・サービス業 |  | 521                          | 18         | 502      | —                      | 711                          | 15         | 695      | —              |
|        | 日本国政府・<br>地方公共団体   |  | 25,418                       | 10,011     | 15,406   | —                      | 30,559                       | 10,338     | 20,221   | —              |
|        | 上記以外               |  | 638                          | 638        | —        | 1                      | 3,784                        | 587        | —        | 31             |
|        | 個人                 |  | 59,240                       | 59,215     | —        | 53                     | 59,635                       | 59,614     | —        | 110            |
|        | その他                |  | 45,018                       | —          | —        | —                      | 30,198                       | —          | —        | —              |
| 業種別残高計 |                    |  | 434,233                      | 83,778     | 28,804   | 60                     | 436,276                      | 84,441     | 33,913   | 146            |
|        | 1 年以下              |  | 276,086                      | 991        | 502      |                        | 268,287                      | 1,138      | 803      |                |
|        | 1 年超 3 年以下         |  | 3,368                        | 1,959      | 1,408    |                        | 4,078                        | 1,761      | 2,316    |                |
|        | 3 年超 5 年以下         |  | 6,081                        | 3,262      | 2,818    |                        | 5,701                        | 2,774      | 2,926    |                |
|        | 5 年超 7 年以下         |  | 3,986                        | 2,482      | 1,503    |                        | 6,143                        | 3,595      | 2,548    |                |
|        | 7 年超 10 年以下        |  | 18,090                       | 13,768     | 4,321    |                        | 19,920                       | 13,500     | 6,419    |                |
|        | 10 年超              |  | 80,580                       | 60,322     | 18,249   |                        | 80,856                       | 59,949     | 18,899   |                |
|        | 期限の定めのないもの         |  | 46,039                       | 990        | —        |                        | 51,288                       | 1,721      | —        |                |
|        | 残存期間別残高計           |  | 434,233                      | 83,778     | 28,804   |                        | 436,276                      | 84,441     | 33,913   |                |

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」には、コミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことを言います。
  - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

## (3) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

| 区 分     | 令和 6 年度  |           |       |     |          | 令和 7 年度  |           |       |     |          |
|---------|----------|-----------|-------|-----|----------|----------|-----------|-------|-----|----------|
|         | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額 |     | 期末<br>残高 | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額 |     | 期末<br>残高 |
|         |          |           | 目的使用  | その他 |          |          |           | 目的使用  | その他 |          |
| 一般貸倒引当金 | 39       | 20        | —     | 39  | 20       | 20       | 10        | —     | 20  | 10       |
| 個別貸倒引当金 | 56       | 52        | 0     | 55  | 52       | 52       | 73        | 0     | 52  | 73       |
| 合 計     | 95       | 72        | 0     | 95  | 72       | 72       | 84        | 0     | 72  | 84       |

## (4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

| 区 分  |                    |    | 令和 6 年度  |           |          |         |          |           | 令和 7 年度  |           |          |         |          |           |
|------|--------------------|----|----------|-----------|----------|---------|----------|-----------|----------|-----------|----------|---------|----------|-----------|
|      |                    |    | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額    |         | 期末<br>残高 | 貸出金<br>償却 | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額    |         | 期末<br>残高 | 貸出金<br>償却 |
|      |                    |    |          |           | 目的<br>使用 | その<br>他 |          |           |          |           | 目的<br>使用 | その<br>他 |          |           |
| 法人   | 農業                 | —  | —        | —         | —        | —       | —        | —         | 1        | —         | —        | 1       | —        |           |
|      | 林業                 | —  | —        | —         | —        | —       | —        | —         | —        | —         | —        | —       | —        |           |
|      | 水産業                | —  | —        | —         | —        | —       | —        | —         | —        | —         | —        | —       | —        |           |
|      | 製造業                | —  | —        | —         | —        | —       | —        | —         | —        | —         | —        | —       | —        |           |
|      | 鉱業                 | —  | —        | —         | —        | —       | —        | —         | —        | —         | —        | —       | —        |           |
|      | 建設・不動産業            | —  | —        | —         | —        | —       | —        | —         | 0        | —         | —        | 0       | —        |           |
|      | 電気・ガス・<br>熱供給・水道業  | —  | —        | —         | —        | —       | —        | —         | —        | —         | —        | —       | —        |           |
|      | 運輸・通信業             | —  | —        | —         | —        | —       | —        | —         | —        | —         | —        | —       | —        |           |
|      | 金融・保険業             | —  | —        | —         | —        | —       | —        | —         | —        | —         | —        | —       | —        |           |
|      | 卸売・小売・<br>飲食・サービス業 | —  | —        | —         | —        | —       | —        | —         | —        | —         | —        | —       | —        |           |
|      | 上記以外               | 0  | 2        | —         | 0        | 2       | 0        | 2         | 1        | —         | 2        | 1       | —        |           |
|      | 個人                 | 55 | 49       | 0         | 55       | 50      | —        | 50        | 71       | 0         | 50       | 71      | —        |           |
| 業種別計 | 56                 | 52 | 0        | 55        | 52       | —       | 52       | 73        | 0        | 52        | 73       | —       |          |           |

(注) 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

## (5) 信用リスク・アセット残高内訳表

〔令和 7 年度〕

(単位：百万円)

| 項目                         | リスク・ウェイト<br>(%) | CCF・信用リスク削減<br>効果適用前 |                 | CCF・信用リスク削減<br>効果適用後 |                 |                  | リスク・ウェイトの加重平均値<br>(%) |
|----------------------------|-----------------|----------------------|-----------------|----------------------|-----------------|------------------|-----------------------|
|                            |                 | オン・バランス<br>資産項目      | オフ・バランス<br>資産項目 | オン・バランス<br>資産項目      | オフ・バランス<br>資産項目 | 信用リスク・ア<br>セットの額 |                       |
|                            |                 | A                    | B               | C                    | D               | E                | F<br>(=E/(C+D))       |
| 現金                         | 0               | 2,387                | —               | 2,387                | —               | —                | —                     |
| 我が国の中央政府および中央銀行向け          | 0               | 15,880               | —               | 15,880               | —               | —                | —                     |
| 外国の中央政府および中央銀行向け           | 0~150           | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                     |
| 国際決済銀行等向け                  | 0               | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                     |
| 我が国の地方公共団体向け               | 0               | 14,743               | —               | 14,743               | —               | —                | —                     |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け          | 20~150          | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                     |
| 国際開発銀行向け                   | 0~150           | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                     |
| 地方公共団体金融機構向け               | 10~20           | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                     |
| 我が国の政府関係機関向け               | 10~20           | 701                  | —               | 701                  | —               | 50               | 7                     |
| 地方三公社向け                    | 20              | 93                   | —               | 93                   | —               | 18               | 20                    |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け  | 20~150          | 281,478              | —               | 281,478              | —               | 56,897           | 20                    |
| （うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）   | 20~150          | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                     |
| カバード・ボンド向け                 | 10~100          | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                     |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）        | 20~150          | 12,797               | —               | 12,797               | —               | 4,229            | 33                    |
| （うち特定貸付債権向け）               | 20~150          | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                     |
| 中堅中小企業等向けおよび個人向け           | 45~100          | 2,670                | 12,886          | 2,309                | 1,297           | 1,909            | 53                    |
| （うちトランザクター向け）              | 45              | —                    | 241             | —                    | 24              | 10               | 45                    |
| 不動産関連向け                    | 20~150          | 10,484               | —               | 10,300               | —               | 4,804            | 47                    |
| （うち自己居住用不動産等向け）            | 20~75           | 8,528                | —               | 8,363                | —               | 3,028            | 36                    |
| （うち賃貸用不動産向け）               | 30~150          | 1,956                | —               | 1,936                | —               | 1,776            | 92                    |
| （うち事業用不動産関連向け）             | 70~150          | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                     |
| （うちその他不動産関連向け）             | 60              | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                     |
| （うち ADC 向け）                | 100~150         | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                     |
| 劣後債券およびその他資本性証券等           | 150             | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                     |
| 延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）    | 50~150          | 44                   | 133             | 18                   | 13              | 47               | 150                   |
| 自己居住用不動産等向けエクスポート・ジャーに係る延滞 | 100             | 13                   | —               | 13                   | —               | 10               | 74                    |
| 取立未済手形                     | 20              | 33                   | —               | 33                   | —               | 6                | 20                    |
| 信用保証協会等による保証付              | 0~10            | 46,484               | 224             | 45,924               | 22              | 4,594            | 10                    |

|                                                                            |          |        |   |        |   |         |     |
|----------------------------------------------------------------------------|----------|--------|---|--------|---|---------|-----|
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付                                                     | 10       | —      | — | —      | — | —       | —   |
| 株式等                                                                        | 250~400  | 3,195  | — | 3,195  | — | 3,195   | 100 |
| 共済約款貸付                                                                     | 0        | —      | — | —      | — | —       | —   |
| 上記以外                                                                       | 100~1250 | 43,858 | — | 43,858 | — | 68,315  | 156 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー）                                                         | 1250     | —      | — | —      | — | —       | —   |
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | 250~400  | —      | — | —      | — | —       | —   |
| （うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）                                             | 250      | 16,112 | — | 16,112 | — | 40,280  | 250 |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）                                        | 250      | 192    | — | 192    | — | 480     | 250 |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）      | 250      | —      | — | —      | — | —       | —   |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）     | 150      | —      | — | —      | — | —       | —   |
| （うち右記以外のエクスポージャー）                                                          | 100      | 27,554 | — | 27,554 | — | 27,554  | 100 |
| 証券化                                                                        | —        | —      | — | —      | — | —       | —   |
| （うち STC 要件適用分）                                                             | —        | —      | — | —      | — | —       | —   |
| （短期 STC 要件適用分）                                                             | —        | —      | — | —      | — | —       | —   |
| （うち不良債権証券化適用分）                                                             | —        | —      | — | —      | — | —       | —   |
| （うち STC・不良債権証券化適用対象外分）                                                     | —        | —      | — | —      | — | —       | —   |
| 再証券化                                                                       | —        | —      | — | —      | — | —       | —   |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                               | —        | 249    | — | 249    | — | 50      | 20  |
| 未決済取引                                                                      | —        |        |   |        |   | —       |     |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）            | —        |        |   |        |   | —       |     |
| 合計（信用リスク・アセットの額）                                                           | —        |        |   |        |   | 144,131 |     |

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 6 年度については、記載しておりません。

## (6) ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年度]

(単位: 百万円)

|                                     | 信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後） |     |        |        |        |        |      |        |        |         |      |     |     |
|-------------------------------------|------------------------------------|-----|--------|--------|--------|--------|------|--------|--------|---------|------|-----|-----|
|                                     | 0%                                 |     | 20%    |        | 50%    |        | 100% |        | 150%   |         | その他  |     | 合計  |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け                    | 15                                 |     | —      |        | —      |        | —    |        | —      |         | —    |     | 15  |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け                     | —                                  |     | —      |        | —      |        | —    |        | —      |         | —    |     | —   |
| 国際決済銀行等向け                           | —                                  |     | —      |        | —      |        | —    |        | —      |         | —    |     | —   |
|                                     | 0%                                 |     | 10%    |        | 20%    |        | 50%  |        | 100%   |         | 150% |     | 合計  |
| 我が国の地方公共団体向け                        | 14                                 |     | —      |        | —      |        | —    |        | —      |         | —    |     | 14  |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け                   | —                                  |     | —      |        | —      |        | —    |        | —      |         | —    |     | —   |
| 地方公共団体金融機構向け                        | —                                  |     | —      |        | —      |        | —    |        | —      |         | —    |     | —   |
| 我が国の政府関係機関向け                        | 0                                  |     | 0      |        | —      |        | —    |        | —      |         | —    |     | 0   |
| 地方三公社向け                             | —                                  |     | —      |        | 0      |        | —    |        | —      |         | —    |     | 0   |
|                                     | 0%                                 |     | 20%    |        | 30%    |        | 50%  |        | 100%   |         | 150% |     | 合計  |
| 国際開発銀行向け                            | —                                  |     | —      |        | —      |        | —    |        | —      |         | —    |     | —   |
|                                     | 20%                                |     | 30%    |        | 40%    |        | 50%  |        | 75%    |         | 100% |     | 合計  |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け            | 275                                |     | 6      |        | —      |        | —    |        | —      |         | —    |     | 281 |
| （うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）            | —                                  |     | —      |        | —      |        | —    |        | —      |         | —    |     | —   |
|                                     | 10%                                |     | 15%    |        | 20%    |        | 25%  |        | 35%    |         | 50%  |     | 合計  |
| カバード・ボンド向け                          | —                                  |     | —      |        | —      |        | —    |        | —      |         | —    |     | —   |
|                                     | 20%                                |     | 50%    |        | 75%    |        | 80%  |        | 85%    |         | 100% |     | 合計  |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）                 | 7                                  |     | 5      |        | 0      |        | —    |        | —      |         | —    |     | 12  |
| （うち特定貸付債権向け）                        | —                                  |     | —      |        | —      |        | —    |        | —      |         | —    |     | —   |
|                                     | 100%                               |     |        | 150%   |        |        | 250% |        |        | 400%    |      |     | 合計  |
| 劣後債権及びその他資本性証券等株式等                  | —                                  |     |        | —      |        |        | —    |        |        | —       |      |     | —   |
|                                     | —                                  |     |        | —      |        |        | 3    |        |        | —       |      |     | 3   |
|                                     | 45%                                |     |        | 75%    |        |        | 100% |        |        | その他     |      |     | 合計  |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け                     | 0                                  |     |        | 1      |        |        | 0    |        |        | 1       |      |     | 3   |
| （うちトランザクター向け）                       | 0                                  |     |        | —      |        |        | —    |        |        | —       |      |     | 0   |
|                                     | 20%                                | 25% | 30%    | 31.25% | 35%    | 37.50% | 40%  | 50%    | 62.50% | 70%     | 75%  | その他 | 合計  |
| 不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け                | 0                                  | —   | —      | —      | 0      | —      | —    | 0      | —      | —       | 0    | 5   | 8   |
|                                     | 30%                                | 35% | 43.75% | 45%    | 56.25% | 60%    | 75%  | 93.75% | 105%   | 150%    | その他  | 合計  |     |
| 不動産関連向けうち賃貸用不動産向け                   | —                                  | —   | —      | —      | —      | 0      | —    | —      | 1      | 0       | 0    | 1   |     |
|                                     | 70%                                |     |        | 90%    |        |        | 110% |        |        | 112.50% |      |     | 合計  |
| 不動産関連向けうち事業用不動産関連向け                 | —                                  |     |        | —      |        |        | —    |        |        | —       |      |     | —   |
|                                     | 60%                                |     |        |        |        | その他    |      |        |        |         | 合計   |     |     |
| 不動産関連向けうちその他不動産関連向け                 | —                                  |     |        |        |        | —      |      |        |        |         | —    |     |     |
|                                     | 100%                               |     |        |        | 150%   |        |      |        | その他    |         |      |     | 合計  |
| 不動産関連向けうちADC向け                      | —                                  |     |        |        | —      |        |      |        | —      |         |      |     | —   |
|                                     | 50%                                |     |        | 100%   |        |        | 150% |        |        | その他     |      |     | 合計  |
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）              | —                                  |     |        | 0      |        |        | 0    |        |        | 0       |      |     | 0   |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞            | 0                                  |     |        | 0      |        |        | —    |        |        | 0       |      |     | 0   |
|                                     | 0%                                 |     |        | 10%    |        |        | 20%  |        |        | 100%    |      |     | 合計  |
| 現金                                  | 2                                  |     |        | —      |        |        | —    |        |        | —       |      |     | 2   |
| 取立未済手形                              | —                                  |     |        | —      |        |        | 0    |        |        | —       |      |     | 0   |
| 信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | —                                  |     |        | 45     |        |        | —    |        |        | 0       |      |     | 45  |
| 共済約款貸付                              | —                                  |     |        | —      |        |        | —    |        |        | —       |      |     | —   |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

## (7) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高 (単位: 百万円)

|                |               | 令和 6 年度 |         |         |
|----------------|---------------|---------|---------|---------|
|                |               | 格付あり    | 格付なし    | 計       |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウェイト 0%   | —       | 28,529  | 28,529  |
|                | リスク・ウェイト 2%   | —       | —       | —       |
|                | リスク・ウェイト 4%   | —       | —       | —       |
|                | リスク・ウェイト 10%  | —       | 46,768  | 46,768  |
|                | リスク・ウェイト 20%  | 6,801   | 295,625 | 302,427 |
|                | リスク・ウェイト 35%  | —       | 206     | 206     |
|                | リスク・ウェイト 50%  | 5,700   | 3,828   | 9,529   |
|                | リスク・ウェイト 75%  | —       | 1,146   | 1,146   |
|                | リスク・ウェイト 100% | 100     | 29,146  | 29,246  |
|                | リスク・ウェイト 150% | —       | 5       | 5       |
|                | リスク・ウェイト 250% | —       | 16,373  | 16,373  |
|                | その他           | —       | —       | —       |
| リスク・ウェイト 1250% |               | —       | —       | —       |
| 計              |               | 12,602  | 421,630 | 434,233 |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## (8) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表 (単位: 百万円)

| リスク・ウェイト区分 | 令和 7 年度                      |                 |                       |                                                |
|------------|------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------------------|
|            | CCF・信用リスク削減効果適用前<br>エクスポージャー |                 | CCF の<br>加重平均値<br>(%) | 資産の額および与信<br>相当額の合計額<br>(CCF・信用リスク<br>削減効果適用後) |
|            | オン・バランス<br>資産項目              | オフ・バランス<br>資産項目 |                       |                                                |
| 40%未満      | 375,545                      | 224             | 10                    | 374,470                                        |
| 40%～70%    | 9,563                        | 241             | 10                    | 9,581                                          |
| 75%        | 1,070                        | 12,595          | 10                    | 2,333                                          |
| 80%        | —                            | —               | 11                    | —                                              |
| 85%        | 43                           | —               | —                     | 43                                             |
| 90%～100%   | 267                          | 0               | 10                    | 259                                            |
| 105%～130%  | 1,231                        | —               | —                     | 1,218                                          |
| 150%       | 91                           | 132             | 10                    | 105                                            |
| 250%       | 3,195                        | —               | —                     | 3,195                                          |
| 400%       | —                            | —               | —                     | —                                              |
| 1250%      | —                            | —               | —                     | —                                              |
| その他        | 0                            | 50              | 10                    | 5                                              |
| 合計         | 391,010                      | 13,245          | 10                    | 391,212                                        |

- (注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCF の加重平均値」の追加等を行っております。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

## (1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれかの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

## (2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

| 区 分                        | 令和 6 年度      |       |
|----------------------------|--------------|-------|
|                            | 適格金融<br>資産担保 | 保証    |
| 地方公共団体金融機構向け               | —            | —     |
| 我が国の政府関係機関向け               | —            | 100   |
| 地方三公社向け                    | —            | —     |
| 金融機関向けおよび<br>第一種金融商品取引業者向け | —            | —     |
| 法人等向け                      | —            | —     |
| 中小企業等向けおよび個人向け             | 21           | 9,566 |
| 抵当権住宅ローン                   | —            | —     |
| 不動産取得等事業向け                 | —            | —     |
| 三月以上延滞等                    | —            | 14    |
| 証券化                        | —            | —     |
| 中央清算機関関連                   | —            | —     |
| 上記以外                       | —            | —     |
| 合 計                        | 21           | 9,681 |

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：百万円)

|                           | 令和7年度        |       |
|---------------------------|--------------|-------|
|                           | 適格金融<br>資産担保 | 保証    |
| 地方公共団体金融機構向け              | —            | —     |
| 我が国の政府関係機関向け              | —            | 198   |
| 地方三公社向け                   | —            | —     |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け | —            | —     |
| 法人等向け<br>(特定貸付債権向けを含む。)   | —            | —     |
| 中堅中小企業等向け<br>および個人向け      | 21           | 1,800 |
| 自己居住用不動産等向け               | —            | 7,526 |
| 賃貸用不動産向け                  | —            | —     |
| 事業用不動産関連向け                | —            | —     |
| 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)    | —            | —     |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞  | —            | 7     |
| 証券化                       | —            | —     |
| 中央清算機関関連                  | —            | —     |
| 上記以外                      | —            | —     |
| 合計                        | 21           | 9,532 |

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

## 5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. CVA リスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 8. マーケット・リスクに関する事項

当 JA は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

## 9. オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいい、事務リスク、システムリスクなどに区分しています。事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当 JA が損失を被るリスクのことです。また、システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い当 JA が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。当 JA では、事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

### ◇B I の算出方法

B I（事業規模指標）の額は、I L D C（金利要素）、S C（役務要素）および F C（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、I L D C、S C および F C の額は告示第 249 章に定められた方法に基づき算出しております。

### ◇I L M の算出方法

I L M（内部損失乗数）は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

### ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I 算出から除外した事業部門の有無該当ありません

### ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません

## 10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

### （1）出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当 JA の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況や A L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する A L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針および A L M委員会が決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については、時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差

額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

## (2) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

|     | 令和 6 年度  |       | 令和 7 年度  |        |
|-----|----------|-------|----------|--------|
|     | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額  |
| 上場  | —        | —     | —        | —      |
| 非上場 | 3,233    | 3,233 | 19,308   | 19,308 |
| 合 計 | 3,233    | 3,233 | 19,308   | 19,308 |

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## (3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

| 令和 6 年度 |     |     | 令和 7 年度 |     |     |
|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| 売却益     | 売却損 | 償却額 | 売却益     | 売却損 | 償却額 |
| —       | —   | —   | —       | —   | —   |

## (4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

| 令和 6 年度 |     | 令和 7 年度 |     |
|---------|-----|---------|-----|
| 評価益     | 評価損 | 評価益     | 評価損 |
| —       | —   | —       | —   |

## (5) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

| 令和 6 年度 |     | 令和 7 年度 |     |
|---------|-----|---------|-----|
| 評価益     | 評価損 | 評価益     | 評価損 |
| —       | —   | —       | —   |

## 11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

|                               | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|-------------------------------|---------|---------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー         | 1,157   | 0       |
| マンドート方式を適用するエクスポージャー          | —       | —       |
| 蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー      | —       | —       |
| 蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー      | —       | —       |
| フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー | —       | —       |

## 12. 金利リスクに関する事項

## (1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

## ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行い、リスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度  
毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 0.945 年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重要な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、主に運用資金、調達資金の増減によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ ）と大きく異なる点  
特段ありません。

## (2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB1：金利リスク |           |        |       |        |     |
|--------------|-----------|--------|-------|--------|-----|
| 項番           |           | △EVE   |       | △NII   |     |
|              |           | 前期末    | 当期末   | 前期末    | 当期末 |
| 1            | 上方パラレルシフト | 4,166  | 3,543 | 403    | 443 |
| 2            | 下方パラレルシフト | 0      | 0     | 0      | 0   |
| 3            | スティープ化    | 4,159  | 3,524 |        |     |
| 4            | フラット化     | 0      | 0     |        |     |
| 5            | 短期金利上昇    | 0      | 0     |        |     |
| 6            | 短期金利低下    | 560    | 231   |        |     |
| 7            | 最大値       | 4,166  | 3,543 | 403    | 443 |
|              |           | 前期末    |       | 当期末    |     |
| 8            | 自己資本の額    | 25,737 |       | 25,545 |     |

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## Ⅵ 連結情報

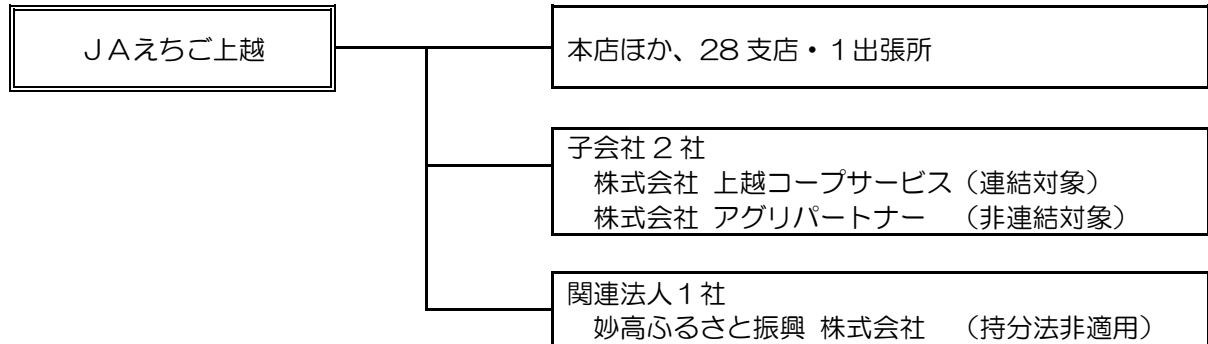
### 1. グループの概況

(令和 8 年 2 月 28 日現在)

#### (1) グループの事業系統図

J A えちご上越のグループは、当 J A、子会社 2 社、関連法人等 1 社で構成されています。

このうち、当年度および前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



#### (2) 子会社等の状況

| 名 称             | 株式会社<br>上越コープサービス                                                                       | 株式会社<br>アグリパートナー                                                                         |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主たる営業所又は事務所の所在地 | 新潟県上越市平成町 564                                                                           | 新潟県上越市藤巻 5-30                                                                            |
| 事業の内容           | 1. 電気工事業<br>2. 不動産賃貸業<br>3. 総合リース業<br>4. 管工事業<br>5. 水道施設工事業<br>6. 建築工事業<br>7. 前記に付帯する事業 | 1. 土地利用型の農業経営<br>2. 作業の代行、請負、委託<br>3. 農産物の加工ならびに販売<br>4. 農業機械、施設の利用貸付<br>5. 前記に付帯する一切の事業 |
| 設立年月日           | 平成 5 年 9 月 1 日                                                                          | 平成 19 年 1 月 31 日                                                                         |
| 資本金または出資金       | 2,000 万円                                                                                | 310 万円                                                                                   |
| 当 J A の議決権比率    | 100.00%                                                                                 | 96.77%                                                                                   |
| 他の子会社等の議決権比率    | 100.00%                                                                                 | 96.77%                                                                                   |

## (3) 連結事業概況（令和 7 年度）

## ① 事業の概況

令和 7 年度の当 J A の連結決算は、「株式会社 上越コープサービス」1 社を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益 165 億 4 千 1 百万円余、連結当期剰余金 1 億 9 千 5 百万円余、連結純資産 209 億 1 千 8 百万円余、連結総資産 4,304 億 4 百万円余で、連結自己資本比率は 17.21%となりました。

## ② 連結子会社の事業概要

## 株式会社 上越コープサービス

世界経済は、長期化している中東情勢や米国の通商政策の影響等により先行きは引き続き不透明な状況にあります。日本経済は、物価が上昇し続けている状態で個人消費への影響はあるものの、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調にあります。

建設業界においては、持続している資材価格の高止まり状態、建築資材の納期遅延、労務費・外注費の高騰、2025 年問題で一層加速した技能者の高齢化と人手不足など、依然として厳しい環境が続いています。

このような状況のもと施工面では、無理のないスケジュールによる労働時間を管理し、工期厳守で取り組んでいます。仕入価格・納期等の調整や交渉に努め、当期末の税引前当期純利益は、5 千 9 百万円余りとなりました。

## ③ 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等

該当ありません。

## (4) 直近の連結 5 事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

| 項 目          | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 連結経常収益（事業収益） | 17,077  | 12,938  | 12,954  | 16,316  | 16,541  |
| 信用事業収益       | 2,447   | 2,358   | 2,430   | 3,247   | 3,534   |
| 共済事業収益       | 1,645   | 1,559   | 1,429   | 1,702   | 1,658   |
| 農業関連事業収益     | 6,314   | 3,632   | 3,671   | 7,204   | 8,019   |
| 生活その他関連事業収益  | 6,619   | 5,339   | 5,374   | 4,119   | 3,286   |
| 営農指導事業収入     | 52      | 50      | 49      | 44      | 44      |
| 連結経常利益       | 626     | 660     | 537     | 795     | 726     |
| 連結当期剰余金      | 467     | 446     | 361     | 475     | 195     |
| 連結純資産額       | 18,923  | 18,314  | 18,395  | 22,826  | 20,918  |
| 連結総資産額       | 341,548 | 340,450 | 337,812 | 432,500 | 430,404 |
| 連結自己資本比率     | 14.33%  | 14.85%  | 15.15%  | 16.44%  | 17.21%  |

(注) 1. 経常利益は、各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しております。

## (5) 連結貸借対照表

(えちご上越農業協同組合)

(単位：百万円)

| 資 産                |                      |                      | 負 債 および 純 資 産      |                      |                      |
|--------------------|----------------------|----------------------|--------------------|----------------------|----------------------|
| 科 目                | 令和6年度<br>(令和7年2月28日) | 令和7年度<br>(令和8年2月28日) | 科 目                | 令和6年度<br>(令和7年2月28日) | 令和7年度<br>(令和8年2月28日) |
| (資 産 の 部)          |                      |                      | (負 債 の 部)          |                      |                      |
| 1. 信用事業資産          | 389,023              | 383,039              | 1. 信用事業負債          | 402,925              | 403,708              |
| (1) 現金および預金        | 276,698              | 268,915              | (1) 貯 金            | 400,946              | 401,536              |
| (2) 有価証券           | 26,659               | 29,112               | (2) 借 入 金          | 638                  | 487                  |
| (3) 貸 出 金          | 83,700               | 83,017               | (3) その他の信用事業負債     | 1,341                | 1,684                |
| (4) その他の信用事業資産     | 2,002                | 2,056                | 2. 共済事業負債          | 1,449                | 1,509                |
| (5) 貸倒引当金          | △38                  | △62                  | (1) 共済資金           | 765                  | 840                  |
| 2. 共済事業資産          | 1                    | 1                    | (2) その他の共済事業負債     | 684                  | 668                  |
| (1) その他の共済事業資産     | 1                    | 1                    | 3. 経済事業負債          | 1,683                | 1,043                |
| 3. 経済事業資産          | 8,542                | 13,692               | (1) 支払手形および経済事業未払金 | 1,459                | 831                  |
| (1) 受取手形および経済事業未収金 | 1,594                | 1,352                | (2) その他の経済事業負債     | 223                  | 211                  |
| (2) 棚卸資産           | 610                  | 897                  | 4. 設備借入金           | 165                  | 150                  |
| (3) その他の経済事業資産     | 6,371                | 11,464               | 5. 雑負債             | 1,389                | 1,463                |
| (4) 貸倒引当金          | △34                  | △21                  | (1) 未払法人税等         | 120                  | 30                   |
| 4. 雑資産             | 1,662                | 1,506                | (2) リース債務          | 68                   | 85                   |
| 5. 固定資産            | 13,378               | 12,368               | (3) 資産除去債務         | 543                  | 572                  |
| (1) 有形固定資産         | 13,304               | 12,312               | (4) その他の負債         | 656                  | 774                  |
| 建物                 | 22,100               | 21,741               | 6. 諸引当金            | 2,061                | 1,612                |
| 機械装置               | 6,487                | 6,559                | (1) 賞与引当金          | 328                  | 233                  |
| 土地                 | 6,387                | 6,272                | (2) 退職給付に係る負債      | 1,689                | 1,328                |
| リース資産              | 66                   | 87                   | (3) 役員退職慰労引当金      | 42                   | 50                   |
| 建設仮勘定              | 0                    | 10                   |                    |                      |                      |
| その他の有形固定資産         | 4,809                | 4,789                | 負 債 の 部 合 計        | 409,674              | 409,486              |
| 減価償却累計額            | △26,549              | △27,148              | 1. 組合員資本           | 26,063               | 25,876               |
| (2) 無形固定資産         | 74                   | 56                   | (1) 出資金            | 8,204                | 7,981                |
| その他の無形固定資産         | 74                   | 56                   | (2) 利益剰余金          | 17,977               | 18,006               |
| 6. 外部出資            | 19,325               | 19,288               | (3) 処分未済持分         | △117                 | △111                 |
| (1) 外部出資           | 19,325               | 19,288               | (4) 子会社の所有する親組合出資金 | △0                   | △0                   |
| 7. 繰延税金資産          | 565                  | 507                  | 2. 評価・換算差額等        | △3,237               | △4,958               |
|                    |                      |                      | (1) その他有価証券評価差額金   | △3,237               | △4,958               |
|                    |                      |                      | 純 資 産 の 部 合 計      | 22,826               | 20,918               |
| 資 産 の 部 合 計        | 432,500              | 430,404              | 負債および純資産の部合計       | 432,500              | 430,404              |

## (6) 連結損益計算書

(えちご上越農業協同組合)

(単位：百万円)

| 科 目           | 令和6年度<br>(自 令和6年3月1日<br>至 令和7年2月28日) | 令和7年度<br>(自 令和7年3月1日<br>至 令和8年2月28日) | 科 目           | 令和6年度<br>(自 令和6年3月1日<br>至 令和7年2月28日) | 令和7年度<br>(自 令和7年3月1日<br>至 令和8年2月28日) |
|---------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 事業総利益      | 7,854                                | 7,647                                | (8) 販売事業費用    | 554                                  | 569                                  |
| (1) 信用事業収益    | 3,247                                | 3,534                                | 販売品販売原価       | 258                                  | 269                                  |
| 資金運用収益        | 2,930                                | 3,248                                | 販売費           | 213                                  | 216                                  |
| (うち預金利息)      | (1,619)                              | (1,963)                              | その他の費用        | 82                                   | 82                                   |
| (うち有価証券利息)    | (145)                                | (92)                                 | (うち貸倒引当金繰入額)  | (—)                                  | (—)                                  |
| (うち貸出金利息)     | (797)                                | (859)                                | (うち貸倒引当金戻入益)  | (△0)                                 | (△0)                                 |
| (うちその他受入利息)   | (368)                                | (333)                                | 販売事業総利益       | 442                                  | 394                                  |
| 役務取引等収益       | 174                                  | 180                                  | (9) その他事業収益   | 4,054                                | 4,346                                |
| その他事業直接収益     | —                                    | —                                    | (10) その他事業費用  | 2,685                                | 2,859                                |
| その他経常収益       | 142                                  | 106                                  | その他事業総利益      | 1,368                                | 1,487                                |
| (2) 信用事業費用    | 536                                  | 1,117                                | 2. 事業管理費      | 7,403                                | 7,200                                |
| 資金調達費用        | 196                                  | 741                                  | (1) 人件費       | 5,492                                | 5,262                                |
| (うち貯金利息)      | (186)                                | (730)                                | (2) その他事業管理費  | 1,910                                | 1,937                                |
| (うち給付補てん備金繰入) | (1)                                  | (1)                                  | 事業利益          | 451                                  | 446                                  |
| (うち借入金利息)     | (2)                                  | (2)                                  | 3. 事業外収益      | 396                                  | 321                                  |
| (うちその他支払利息)   | (5)                                  | (6)                                  | (1) 受取雑利息     | 21                                   | 41                                   |
| 役務取引等費用       | 33                                   | 33                                   | (2) 受取出資配当金   | 259                                  | 180                                  |
| その他事業直接費用     | 1                                    | —                                    | (3) 賃貸料       | 42                                   | 38                                   |
| その他経常費用       | 304                                  | 342                                  | (4) 償却債権取立益   | 0                                    | —                                    |
| (うち貸倒引当金繰入額)  | (—)                                  | (24)                                 | (5) 貸倒引当金戻入益  | 0                                    | 0                                    |
| (うち貸倒引当金戻入益)  | (△23)                                | (—)                                  | (6) 雑収入       | 73                                   | 61                                   |
| 信用事業総利益       | 2,710                                | 2,417                                | 4. 事業外費用      | 51                                   | 41                                   |
| (3) 共済事業収益    | 1,702                                | 1,658                                | (1) 寄付金       | 0                                    | 0                                    |
| 共済付加収入        | 1,606                                | 1,541                                | (2) 貸倒引当金繰入額  | —                                    | —                                    |
| その他の収益        | 96                                   | 116                                  | (3) 雑損失       | 51                                   | 41                                   |
| (4) 共済事業費用    | 84                                   | 91                                   | 経常利益          | 795                                  | 726                                  |
| 共済推進費および共済保全費 | 41                                   | 51                                   | 5. 特別利益       | 48                                   | 359                                  |
| その他の費用        | 43                                   | 40                                   | (1) 固定資産処分益   | 6                                    | 9                                    |
| 共済事業総利益       | 1,617                                | 1,567                                | (2) 一般補助金     | 7                                    | 225                                  |
| (5) 購買事業収益    | 6,315                                | 6,038                                | (3) その他の特別利益  | 34                                   | 124                                  |
| 購買品供給高        | 5,153                                | 4,795                                | 6. 特別損失       | 124                                  | 756                                  |
| 購買手数料         | 622                                  | 682                                  | (1) 固定資産処分損   | 15                                   | 5                                    |
| 修理サービス料       | 497                                  | 523                                  | (2) 固定資産圧縮損   | 5                                    | 204                                  |
| その他の収益        | 42                                   | 36                                   | (3) 減損損失      | 59                                   | 535                                  |
| (6) 購買事業費用    | 4,600                                | 4,256                                | (4) その他の特別損失  | 44                                   | 11                                   |
| 購買品供給原価       | 4,158                                | 3,817                                | 税金等調整前当期利益    | 720                                  | 329                                  |
| 購買品供給費        | 246                                  | 242                                  | 法人税・住民税および事業税 | 189                                  | 75                                   |
| 修理サービス費       | 13                                   | 18                                   | 法人税等調整額       | 55                                   | 58                                   |
| その他の費用        | 182                                  | 178                                  | 法人税等合計        | 245                                  | 133                                  |
| (うち貸倒引当金繰入額)  | (—)                                  | (—)                                  | 当期利益          | 475                                  | 195                                  |
| (うち貸倒引当金戻入益)  | (△1)                                 | (△10)                                | 当期剰余金         | 475                                  | 195                                  |
| (うち貸倒損失)      | (0)                                  | (0)                                  |               |                                      |                                      |
| 購買事業総利益       | 1,714                                | 1,781                                |               |                                      |                                      |
| (7) 販売事業収益    | 996                                  | 963                                  |               |                                      |                                      |
| 販売品販売高        | 343                                  | 362                                  |               |                                      |                                      |
| 販売手数料         | 513                                  | 460                                  |               |                                      |                                      |
| その他の収益        | 139                                  | 140                                  |               |                                      |                                      |

## (7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(えちご上越農業協同組合)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 令和6年度<br>(自6年3月1日<br>至7年2月28日) | 令和7年度<br>(自7年3月1日<br>至8年2月28日) |
|-----------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 1. 事業活動によるキャッシュ・フロー   |                                |                                |
| 税金等調整前当期利益            | 720                            | 329                            |
| 減価償却費                 | 823                            | 828                            |
| 減損損失                  | 59                             | 535                            |
| 貸倒引当金の増加額(△は減少)       | 97                             | 11                             |
| 賞与引当金の増加額(△は減少)       | 44                             | △94                            |
| 退職給付に係る負債の増加額(△は減少)   | △89                            | △361                           |
| その他引当金等の増加額(△は減少)     | 7                              | 7                              |
| 信用事業資金運用収益            | △2,955                         | △3,441                         |
| 信用事業資金調達費用            | 196                            | 741                            |
| 受取雑利息および受取出資配当金       | △280                           | △221                           |
| 有価証券関係損益(△は益)         | △5                             | 187                            |
| 固定資産売却損益(△は益)         | 8                              | △4                             |
| ＜信用事業活動による資産および負債の増減＞ |                                |                                |
| 貸出金の純増(△)減            | △2,541                         | 683                            |
| 預金の純増(△)減             | 8,386                          | 7,338                          |
| 貯金の純増減(△)             | △1,944                         | 590                            |
| 信用事業借入金の純増額(△)        | △95                            | △150                           |
| その他信用事業資産の増(△)減       | 157                            | 211                            |
| その他信用事業負債の増減(△)       | 147                            | 154                            |
| ＜共済事業活動による資産および負債の増減＞ |                                |                                |
| 共済資金の純増減(△)           | △25                            | 75                             |
| 未経過共済付加収入の純増減(△)      | △27                            | △17                            |
| その他共済事業資産の増(△)減       | △0                             | 0                              |
| その他共済事業負債の増減(△)       | 4                              | 1                              |
| ＜経済事業活動による資産および負債の増減＞ |                                |                                |
| 受取手形および経済事業未収金の純増(△)減 | △276                           | 242                            |
| 経済受託債権の純増(△)減         | △2,368                         | △5,097                         |
| 棚卸資産の純増(△)減           | 248                            | △287                           |
| 支払手形および経済事業未払金の純増減(△) | 852                            | △628                           |
| 経済受託債務の純増減(△)         | 0                              | △4                             |
| その他経済事業資産の増(△)減       | 13                             | 4                              |
| その他経済事業負債の増減(△)       | △287                           | △7                             |
| ＜その他の資産および負債の増減＞      |                                |                                |
| その他の資産の純増(△)減         | △12                            | 156                            |
| その他の負債の純増減(△)         | 57                             | △78                            |
| 信用事業資金運用による収入         | 2,486                          | 3,175                          |
| 信用事業資金調達による支出         | △144                           | △552                           |
| 事業分量配当金の支払額           | △80                            | △69                            |
| 小 計                   | 3,174                          | 4,258                          |
| 雑利息および出資配当金の受取額       | 280                            | 221                            |
| 法人税等の支払額              | △148                           | △165                           |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー      | 3,306                          | 4,314                          |

(単位：百万円)

| 科 目                      | 令和6年度<br>(自6年3月1日<br>至7年2月28日) | 令和7年度<br>(自7年3月1日<br>至8年2月28日) |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 2. 投資活動によるキャッシュ・フロー      |                                |                                |
| 有価証券の取得による支出             | △4,453                         | △5,657                         |
| 有価証券の売却等による収入            | 1,476                          | 1,296                          |
| 固定資産の取得による支出             | △1,315                         | △676                           |
| 固定資産の売却による収入             | 48                             | 344                            |
| 補助金の受入による収入              | 7                              | 225                            |
| 外部出資による支出                | △2                             | △0                             |
| 外部出資の売却等による収入            | 1                              | 37                             |
| 資産除去債務履行による支出            | —                              | —                              |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー         | △4,237                         | △4,430                         |
| 3. 財務活動によるキャッシュ・フロー      |                                |                                |
| 設備借入金の返済による支出            | △15                            | △15                            |
| 出資の増額による収入               | 269                            | 246                            |
| 出資の払戻しによる支出              | △473                           | △469                           |
| 持分の取得による支出               | △117                           | △111                           |
| 持分の譲渡による収入               | 88                             | 117                            |
| 出資配当金の支払額                | △116                           | △96                            |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー         | △363                           | △328                           |
| 4. 現金および現金同等物の増加額（又は減少額） | △1,293                         | △444                           |
| 5. 現金および現金同等物の期首残高       | 9,463                          | 8,169                          |
| 6. 現金および現金同等物の期末残高       | 8,169                          | 7,724                          |

## (8) 連結注記表

### 【令和7年度】

#### 1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

##### (1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社 1社  
株式会社 上越コープサービス
- ②非連結子会社・子法人等 1社  
株式会社 アグリパートナー

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に、JAからの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

また、非連結子会社は損益および利益剰余金その他の項目からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

##### (2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の関連法人等 0社
- ②持分法非適用の関連法人等 1社

妙高ふるさと振興株式会社 持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

##### (3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

##### (4) のれんの償却方法および償却期間

該当事項はありません。

##### (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しています。

##### (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲

現金および現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」の中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。

#### 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

##### (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

- ①子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
- ②其他有価証券
  - 1) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - 2) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

| 評価基準                       | 評価方法                                                     |
|----------------------------|----------------------------------------------------------|
| 購買品<br>(数量管理品)             | 総平均法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                  |
| 購買品<br>(売価管理品)             | 売価還元法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                 |
| 購買品<br>(個別管理品)             | 個別法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                   |
| 販売品<br>(売価管理品)             | 売価還元法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                 |
| 加工品<br>(製品、主要原材料)          | 総平均法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                  |
| 葬祭品                        | 総平均法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                  |
| その他の棚卸資産<br>(製品、仕掛品、主要原材料) | 総平均法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                  |
| その他の棚卸資産<br>(上記以外)         | 最終仕入原価法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)<br>一部買取販売品を含む |
| (株)上越コープサービスの棚卸資産          | 最終仕入原価法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)               |

## (3) 固定資産の減価償却の方法

## ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。  
また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法を採用しています。

## ②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

## ③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

## (4) 引当金の計上基準

## ①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

## ②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

## (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

## (2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用については、当事業年度に費用処理しています。

## ④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (5) 収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

## ア) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

## イ) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ウ) その他事業

保管事業、加工事業、利用事業、宅地等供給事業、農用地利用調整事業、高齢者福祉事業、指導事業を利用する利用者等に  
対し、約束した財又はサービスの支配が利用者に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換  
に受け取ると見込まれる金額を、それぞれの当該時点において収益を認識しています。

## (6) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の  
雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

## ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費  
用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去  
した額を記載しています。

## ②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算するこ  
とで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金および販  
売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け  
取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後  
の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

## ③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益、販売事業収益、その他事業収益において、当組合が代理人として関与している取引については純額で収益  
を認識して、購買手数料、販売手数料、その他事業収益として表示しています。

## 3 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税および事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税および事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基  
準」という。）等を当事業年度の期首から適用しています。

従来、所得等に対する法人税、住民税および事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上  
することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、組合員資本および評価・  
換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる  
取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することといたしました。なお、課税の対象となった取引等が、  
損益に加えて、組合員資本または評価・換算差額等に関連しており、かつ、組合員資本または評価・換算差額等に対して課された法  
人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しています。法人税等の計上区分に関する改正について  
は、2022 年改正会計基準第 20-3 項但し書きに定める経過的な取扱いに従っています。これによる当事業年度の計算書類に与える  
影響はありません。

## 4 会計上の見積りに関する注記

## (1) 繰延税金資産の回収可能性

## ①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 525,401,299 円（繰延税金負債との相殺前）

## ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和 7 年 12 月に作成した経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期  
および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が  
生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要  
な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額  
に重要な影響を与える可能性があります。

## (2) 固定資産の減損

## ①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 535,334,105 円

## ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較する  
ことにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・イ  
ンフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年12月に作成した令和12年度までの経営計画を基礎として算出しており、令和13年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (3) 貸倒引当金

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 84,357,693 円

#### ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### (1) 算定方法

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

##### (2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価して設定しています。

##### (3) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 9,125,815,881 円であり、その内訳は、次のとおりです。

|      |                 |            |               |
|------|-----------------|------------|---------------|
| 建物   | 4,689,959,081 円 | 土地         | 291,817,314 円 |
| 機械装置 | 3,408,019,096 円 | その他の有形固定資産 | 736,020,390 円 |

### (2) 担保に供している資産

定期預金 8,000,000,000 円を為替決済の担保に、定期預金 2,000,000 円を地方公営企業法施行令第22条の3第2項に基づく担保に供しています。また、建物 142,018,754 円および土地 76,391,707 円を設備借入金 150,000,000 円の担保に供しています。

### (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事、経営管理委員および監事に対する金銭債権の総額

84,769,833 円

理事、経営管理委員および監事に対する金銭債務はありません。

### (4) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額および合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は、70,784,950 円、危険債権は、307,904,107 円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額はあります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額の合計額は、378,689,057 円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 6 連結損益計算書に関する注記

### (1) 子会社等との取引高の総額

|                  |               |
|------------------|---------------|
| ①子会社等との取引による収益総額 | 52,734,888 円  |
| うち事業取引高          | 14,545,957 円  |
| うち事業取引以外の取引高     | 38,188,931 円  |
| ②子会社等との取引による費用総額 | 205,494,915 円 |
| うち事業取引高          | 1,040,576 円   |
| うち事業取引以外の取引高     | 204,454,339 円 |

### (2) 減損損失に関する注記

#### ①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）について

は日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、燃料センター（中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ひすい燃料センター）、カーセンター（カーセンター中央自動車整備工場、カーセンター北自動車整備工場、東自動車整備工場、カーセンター能生自動車整備工場）、葬祭（セレモニーサービス、セレモニーサービスフロア）、ライフサービスについては関連施設ごとに一般資産としてグルーピングしています。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、生活関連施設の生活店舗、高齢者福祉施設および農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

②減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要  
当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

| 場 所                        | 用 途  | 種 類                     |
|----------------------------|------|-------------------------|
| 三和支店グループ（三和支店・清里支店・牧支店）    | 一般資産 | 建物、土地、その他の有形固定資産、無形固定資産 |
| 浦川原支店グループ（浦川原支店・安塚支店・大島支店） | 一般資産 | 建物、土地、その他の有形固定資産、無形固定資産 |
| 早川相談プラザ                    | 遊 休  | 土地                      |
| 姫川相談プラザ                    | 遊 休  | 土地                      |
| よもぎ加工場                     | 遊 休  | 建物                      |
| 下三分一農業倉庫                   | 賃 貸  | 建物                      |
| 旧上越加工センター                  | 賃 貸  | 建物                      |
| 旧溝尾店                       | 賃 貸  | 土地                      |
| ふれあいの里4施設                  | 賃 貸  | 建物、土地、その他の有形固定資産、無形固定資産 |

③減損損失の認識に至った経緯

一般資産については、主要な資産の市場価値の下落や営業活動から生じる損益を検討した結果、兆候有りとしたものから、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に達していない場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、全て兆候有りとし、正味売却価額が帳簿価額に達していない場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

よもぎ加工場については、事業の廃止が決定しているため、帳簿価額と解体費用見積額から回収可能額を差引き、減損損失として認識しました。

賃貸資産については、主要な資産の市場価値の下落や営業活動から生じる損益等を検討した結果、兆候有りとしたものから、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に達していない場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

ふれあいの里4施設については、事業譲渡により共用資産から賃貸資産への用途変更が決定していることから、帳簿価格から回収可能額を差し引き、減損損失として認識しました。

④減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

|           |   |               |                                                                                    |                                             |
|-----------|---|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 三和支店グループ  | ： | 200,274,767 円 | （建物 142,776,224 円、土地 45,935,666 円、<br>（三和支店・清里支店・牧支店）                              | その他の有形固定資産 7,964,625 円、無形固定資産 3,598,252 円）  |
| 浦川原支店グループ | ： | 193,850,875 円 | （建物 140,209,318 円、土地 38,605,685 円、<br>（浦川原支店・安塚支店・大島支店）                            | その他の有形固定資産 10,575,381 円、無形固定資産 4,460,491 円） |
| 早川相談プラザ   | ： | 5,573,624 円   | （土地 5,573,624 円）                                                                   |                                             |
| 姫川相談プラザ   | ： | 73,265 円      | （土地 73,265 円）                                                                      |                                             |
| よもぎ加工場    | ： | 198,777 円     | （建物 198,777 円）                                                                     |                                             |
| 下三分一農業倉庫  | ： | 128,852 円     | （建物 128,852 円）                                                                     |                                             |
| 旧上越加工センター | ： | 349,218 円     | （建物 349,218 円）                                                                     |                                             |
| 旧溝尾店      | ： | 91,971 円      | （土地 91,971 円）                                                                      |                                             |
| ふれあいの里4施設 | ： | 134,792,756 円 | （建物 111,159,861 円、土地 21,226,905 円、<br>その他の有形固定資産 2,135,607 円、無形固定資産 270,383 円）     |                                             |
| 合 計       | ： | 535,334,105 円 | （建物 394,822,250 円、土地 111,507,116 円、<br>その他の有形固定資産 20,675,613 円、無形固定資産 8,329,126 円） |                                             |

⑤回収可能価額の算定方法

一般資産、遊休資産については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

賃貸資産のうち下三分一農業倉庫、旧上越加工センター、旧溝尾店、ふれあいの里4施設については、回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しています。回収可能価額について使用価値を採用するにあたり、将来キャッシュ・フローを 4.4507%で割り引いて算出しています。

## 7 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

##### ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,649,503,121円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

##### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

#### (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：円)

|          | 貸借対照表計上額        | 時価              | 差額             |
|----------|-----------------|-----------------|----------------|
| 預金       | 266,528,081,217 | 264,903,973,967 | △1,624,107,250 |
| 有価証券     |                 |                 |                |
| その他有価証券  | 29,112,653,980  | 29,112,653,980  | —              |
| 貸出金      | 83,017,349,419  |                 |                |
| 貸倒引当金（注） | △62,695,665     |                 |                |
| 貸倒引当金控除後 | 82,954,653,754  | 79,684,336,019  | △3,270,317,735 |
| 資産計      | 378,595,388,951 | 373,700,963,966 | △4,894,424,985 |
| 貯金       | 401,536,716,575 | 399,910,675,778 | △1,626,040,797 |
| 負債計      | 401,536,716,575 | 399,910,675,778 | △1,626,040,797 |

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

## (2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

## 【資産】

## ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

## ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 19,288,772,906 円

## (4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

|                   | 1年以内            | 1年超<br>2年以内   | 2年超<br>3年以内   | 3年超<br>4年以内   | 4年超<br>5年以内   | 5年超            |
|-------------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 預金                | 264,528,081,217 | —             | —             | —             | —             | 2,000,000,000  |
| 有価証券              |                 |               |               |               |               |                |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 500,000,000     | 878,960,000   | 600,000,000   | 1,941,900,000 | 1,281,260,000 | 24,431,820,000 |
| 貸出金（注1、2、3）       | 6,225,649,277   | 5,078,604,803 | 4,532,533,954 | 4,195,161,574 | 3,816,214,391 | 59,729,348,864 |
| 合計                | 271,253,730,494 | 5,957,564,803 | 5,132,533,954 | 6,137,061,574 | 5,097,474,391 | 86,161,168,864 |

(注1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）703,428,021 円については、「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 20,880,772 円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 50,152,000 円は償還日が特定できないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

|       | 1年以内            | 1年超<br>2年以内    | 2年超<br>3年以内    | 3年超<br>4年以内   | 4年超<br>5年以内   | 5年超           |
|-------|-----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 貯金(注) | 351,333,208,701 | 19,060,747,601 | 25,488,099,957 | 2,201,010,224 | 2,178,380,555 | 1,275,269,537 |
| 合計    | 351,333,208,701 | 19,060,747,601 | 25,488,099,957 | 2,201,010,224 | 2,178,380,555 | 1,275,269,537 |

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 8 有価証券に関する注記

## (1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

| 種 類                                |       | 貸借対照表計上額       | 取得原価又は<br>償却原価 | 差 額            |
|------------------------------------|-------|----------------|----------------|----------------|
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価又は償却原<br>価を超えるもの  | 株式    | —              | —              | —              |
|                                    | 受益証券  | 60,013,980     | 49,890,920     | 10,123,060     |
|                                    | 債券    |                |                |                |
|                                    | 国債    | 1,618,550,000  | 1,610,887,637  | 7,662,363      |
|                                    | 地方債   | —              | —              | —              |
|                                    | 政府保証債 | —              | —              | —              |
|                                    | 金融債   | —              | —              | —              |
|                                    | 社債    | 100,220,000    | 100,146,989    | 73,011         |
|                                    | 小計    | 1,778,783,980  | 1,760,925,546  | 17,858,434     |
| 貸借対照表計上額が<br>取得原価又は償却原<br>価を超えないもの | 株式    | —              | —              | —              |
|                                    | 受益証券  | 161,480,000    | 200,000,000    | △38,520,000    |
|                                    | 債券    |                |                |                |
|                                    | 国債    | 11,568,670,000 | 14,214,491,202 | △2,645,821,202 |
|                                    | 地方債   | 3,846,580,000  | 4,331,539,555  | △484,959,555   |
|                                    | 政府保証債 | 180,840,000    | 198,605,166    | △17,765,166    |
|                                    | 金融債   | —              | —              | —              |
|                                    | 社債    | 11,576,300,000 | 13,365,565,929 | △1,789,265,929 |
|                                    | 小計    | 27,333,870,000 | 32,310,201,852 | △4,976,331,852 |
| 合 計                                |       | 29,112,653,980 | 34,071,127,398 | △4,958,473,418 |

なお、上記差額 △4,958,473,418 円を、貸借対照表上の「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

## (2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

## (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：円)

|       | 売却額        | 売却益       | 売却損 |
|-------|------------|-----------|-----|
| 株式    | —          | —         | —   |
| 受益証券  | 86,138,520 | 6,281,632 | —   |
| 債券    |            |           |     |
| 国債    | —          | —         | —   |
| 地方債   | —          | —         | —   |
| 政府保証債 | —          | —         | —   |
| 金融債   | —          | —         | —   |
| 社債    | —          | —         | —   |
| 合計    | 86,138,520 | 6,281,632 | —   |

## (4) 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

該当する事項はありません。

## 9 退職給付に関する注記

### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度および全国共済農業協同組合連合会を資産管理運用機関とする確定給付型年金制度を採用しています。

### (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 期首における退職給付債務 | 5,591,865,246 円 |
| 勤務費用         | 223,750,473 円   |
| 利息費用         | 65,295,734 円    |
| 数理計算上の差異の発生額 | △265,190,729 円  |
| 退職給付の支払額     | △463,608,000 円  |
| 期末における退職給付債務 | 5,152,112,724 円 |

### (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 特定退職共済制度       |                 |
| 期首における年金資産     | 3,606,062,530 円 |
| 期待運用収益         | 27,669,892 円    |
| 数理計算上の差異の発生額   | 4,262,440 円     |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | 195,553,700 円   |
| 退職給付の支払額       | △298,316,464 円  |
| 期末における年金資産     | 3,535,232,098 円 |

#### 確定給付型年金制度

|                |               |
|----------------|---------------|
| 期首における年金資産     | 319,595,233 円 |
| 期待運用収益         | 3,675,345 円   |
| 数理計算上の差異の発生額   | △201,783 円    |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | 9,457,410 円   |
| 退職給付の支払額       | △27,144,000 円 |
| 期末における年金資産     | 305,382,205 円 |

### (4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|            |                  |
|------------|------------------|
| 退職給付債務     | 5,152,112,724 円  |
| 特定退職金共済制度  | △3,535,232,098 円 |
| 確定給付型年金制度  | △305,382,205 円   |
| 未積立退職給付債務  | 1,311,498,421 円  |
| 貸借対照表計上額純額 | 1,311,498,421 円  |
| 退職給付引当金    | 1,311,498,421 円  |

### (5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

|                |                |
|----------------|----------------|
| 勤務費用           | 223,750,473 円  |
| 利息費用           | 65,295,734 円   |
| 期待運用収益         | △31,345,237 円  |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △269,251,386 円 |
| 小 計            | △11,550,416 円  |
| 共済会制度「唯一」掛金    | 3,984,000 円    |
| 臨時に支払った退職金     | 488,000 円      |
| 合 計            | △7,078,416 円   |

## (6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

## 特定退職金共済制度

|         |      |
|---------|------|
| 債券      | 72%  |
| 年金保険投資  | 25%  |
| 現金および預金 | 3%   |
| その他     | 0%   |
| 合 計     | 100% |

|           |      |
|-----------|------|
| 確定給付型年金制度 |      |
| 一般勘定      | 100% |
| 合 計       | 100% |

## (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| 割引率       | 0.9%~4.13% |
| 長期期待運用収益率 |            |
| 特定退職金共済制度 | 0.97%      |
| 確定給付型年金制度 | 1.17%      |

## (9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 67,343,066 円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、489,799,000 円となっています。

## 2. 株式会社上越コープサービス

## (1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|                |              |
|----------------|--------------|
| 期首における退職給付引当金  | 23,679,314 円 |
| 退職給付費用         | 5,810,872 円  |
| 退職給付の支払額       | △8,438,713 円 |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △4,529,619 円 |
| 期末における退職給付引当金  | 16,521,854 円 |

## (3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|           |               |
|-----------|---------------|
| 退職給付債務    | 88,583,000 円  |
| 特定退職金共済制度 | △72,061,146 円 |
| 未積立退職給付債務 | 16,521,854 円  |
| 退職給付引当金   | 16,521,854 円  |

(4) 簡便法で計算した退職給付費用  
5,810,872 円

## (5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

会計基準変更時差異の処理年数 該当なし

## 10 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

|                     | えちご上越農業協同組合      | (株)上越コープサービス |
|---------------------|------------------|--------------|
| 繰延税金資産              |                  |              |
| 退職給付引当金             | 371,558,290 円    | 5,633,952 円  |
| その他有価証券評価差額金        | 1,371,513,748 円  | －円           |
| 賞与引当金               | 63,603,024 円     | 1,304,416 円  |
| 資産除去債務              | 162,510,013 円    | －円           |
| 固定資産減損損失否認額         | 222,725,566 円    | －円           |
| 未払費用否認額             | 35,821,404 円     | 283,545 円    |
| 役員退職慰労引当金           | 12,753,869 円     | 1,628,275 円  |
| その他                 | 21,015,581 円     | 170,939 円    |
| 繰延税金資産小計            | 2,261,501,495 円  | 9,021,127 円  |
| 評価性引当額              | △1,736,100,196 円 | －円           |
| 繰延税金資産合計 (A)        | 525,401,299 円    | 9,021,127 円  |
| 繰延税金負債              |                  |              |
| その他 (資産除去債務含む)      | △29,953,089 円    | △447,562 円   |
| 繰延税金負債合計 (B)        | △29,953,089 円    | △447,562 円   |
| 繰延税金資産の純額 (A) + (B) | 495,448,210 円    | 8,573,565 円  |

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

|                      | えちご上越農業協同組合 | (株)上越コープサービス |
|----------------------|-------------|--------------|
| 法定実効税率               | 27.66%      | 34.10%       |
| (調整)                 |             |              |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 5.48%       | 0.46%        |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △10.69%     | －            |
| 子会社解散に伴う受取配当金        | △9.49%      |              |
| 住民税均等割等              | 3.16%       | 0.30%        |
| 事業分量 (利用高) 配当金       | △6.51%      | －            |
| 税額控除                 | △2.57%      | △2.54%       |
| 税率変更による影響額           | △2.98%      | △0.28%       |
| 評価性引当額の増減            | 33.86%      | －            |
| その他                  | △0.97%      | △0.58%       |
| 税効果会計適用後の法人税の負担率     | 36.95%      | 31.44%       |

(3) 税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 13 号)」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和 9 年 3 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の 27.66% から 28.37% に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産 (繰延税金負債の金額を控除した金額) が 9,243,713 円増加し、法人税等調整額は 9,243,713 円減少しています。

## 11 重要な後発事象に関する注記

当組合は、株式会社リボーンと高齢者福祉事業の一部を譲渡する旨の契約を令和 8 年 3 月 11 日に締結しました。この契約に基づき、当組合の高齢者福祉事業の一部を令和 8 年 4 月 1 日に譲渡しました。

## 1. 事業譲渡の概要

(1) 当該譲渡先企業の名称  
株式会社リボーン

(2) 譲渡した事業の内容  
高齢者福祉事業

(3) 事業譲渡を行った主な理由

近年、他の介護施設も数多く運営されており、J A が果たしてきた役割・使命について概ね達成ができたことと、介護職員の高齢化・人材不足が顕著となりつつあり、事業譲渡の判断が利用者にとって最善と判断したものと。

(4) 事業譲渡日  
令和 8 年 4 月 1 日

## (5) 法的形式を含む取引の概要

事業譲渡方式とし、当該事業部門に従事していた職員については、そのまま譲渡先企業に転籍、又は出向となる。また、固定資産については譲渡せず、譲渡先企業に賃貸する。

## 2. 譲渡した事業が含まれていた区分の名称

高齢者福祉事業

## 3. 当該事業年度の損益計算書に計上されている譲渡した事業に係る損益の概算額

高齢者福祉事業収益 231,784,045 円  
 高齢者福祉事業費用 178,853,322 円

## 12 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

## 13 連結キャッシュ・フロー計算書に係る注記

(1) 現金および現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」の中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。

(2) 現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に標記されている科目の金額との関係

|                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 現金および預金勘定          | 268,915,717,956 円   |
| 別段預金、定期性預金および譲渡性預金 | △ 261,191,000,000 円 |
| 現金および現金同等物         | 7,724,717,956 円     |

## 14 その他の注記

「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

## 1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に基づき、資産除去債務を計上しています

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

建物に使用されている有害物質を除去する義務は、資産除去債務の計上日から使用見込期間に応じて0～25年と見積り、割引率は0%～3.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 期首残高              | 543,109,402 円 |
| 有害物質除去義務の認識に伴う増加額 | 28,848,961 円  |
| 時の経過による調整額        | 865,087 円     |
| 資産除去債務の履行による減少額   | －円            |
| 期末残高              | 572,823,450 円 |

## 2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、借地上の建物に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必要な施設であり、現時点で除去を想定しているものではありません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

## 【令和6年度】

## 1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

## (1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社 1社

株式会社 上越コープサービス

②非連結子会社・子法人等 2社

株式会社 アグリパートナー

株式会社 ジェイ・エーひすいサービス

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に、JAからの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

また、非連結子会社は損益および利益剰余金その他の項目からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

## (2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連法人等 0社

②持分法非適用の関連法人等 1社

妙高ふるさと振興株式会社

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

## (3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

## (4) のれんの償却方法および償却期間

当該事項はありません。

## (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

## (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲

現金および現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」の中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。

## 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

②その他有価証券

1) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

## (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

| 評価基準                       | 評価方法                                                     |
|----------------------------|----------------------------------------------------------|
| 購買品<br>(数量管理品)             | 総平均法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                  |
| 購買品<br>(売価管理品)             | 売価還元法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                 |
| 購買品<br>(個別管理品)             | 個別法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                   |
| 販売品<br>(売価管理品)             | 売価還元法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                 |
| 加工品<br>(製品、主要原材料)          | 総平均法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                  |
| 葬祭品                        | 総平均法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                  |
| その他の棚卸資産<br>(製品、仕掛品、主要原材料) | 総平均法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)                  |
| その他の棚卸資産<br>(上記以外)         | 最終仕入原価法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)<br>一部買取販売品を含む |
| (株)上越コープサービスの棚卸資産          | 最終仕入原価法による原価法<br>(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)               |

## (3) 固定資産の減価償却の方法

## ①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。

## ②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

## (4) 引当金の計上基準

## ①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで、過去の実績率の最大値を用いて算出しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

## ②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

## ③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

## (1)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

## (2)数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用については、当事業年度に費用処理しています。

## ④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (5) 収益および費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

## ア) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

## イ) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

## ウ) その他事業

保管事業、加工事業、利用事業、宅地供給事業、農用地利用調整事業、高齢者福祉事業、指導事業を利用する利用者等に対し、約束した財又はサービスの支配が利用者に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を、それぞれの当該時点において収益を認識しています。

## (6) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

## (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

## ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

## ②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

## ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益、販売事業収益、その他事業収益において、当組合が代理人として関与している取引については純額で収益を認識して、購買手数料、販売手数料、その他事業収益として表示しています。

## 3 会計上の見積りに関する注記

## (1) 繰延税金資産の回収可能性

## ①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 600,605,678 円（繰延税金負債との相殺前）

## ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和6年12月に作成した経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## (2) 固定資産の減損

## ①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 59,027,827 円

## ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和6年12月に作成した令和11年度までの経営計画を基礎として算出しており、令和12年度以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## (3) 貸倒引当金

## ①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 72,464,704 円

## ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

## (1)算定方法

「2 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

## (2)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価して設定しています。

## (3) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 8,954,398,739 円であり、その内訳は、次のとおりです。

|      |                 |            |               |
|------|-----------------|------------|---------------|
| 建物   | 4,588,943,125 円 | 土地         | 291,817,314 円 |
| 機械装置 | 3,333,614,919 円 | その他の有形固定資産 | 740,023,381 円 |

##### (2) 担保に供している資産

定期預金 8,000,000,000 円を為替決済の担保に、定期預金 2,000,000 円を地方公営企業法施行令第 22 条の 3 第 2 項に基づく担保に供しています。また、建物 148,854,851 円および土地 76,391,707 円を設備借入金 165,000,000 円の担保に供しています。

##### (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事、経営管理委員および監事に対する金銭債権の総額

89,678,594 円

理事、経営管理委員および監事に対する金銭債務はありません。

##### (4) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までの掲げるものの額および合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は、154,667,378 円、危険債権は 222,463,109 円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権額の合計額は、377,130,487 円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### 5 連結損益計算書に関する注記

##### (1) 子会社等との取引高の総額

|                  |               |
|------------------|---------------|
| ①子会社等との取引による収益総額 | 49,842,380 円  |
| うち事業取引高          | 29,106,380 円  |
| うち事業取引以外の取引高     | 20,736,000 円  |
| ②子会社等との取引による費用総額 | 281,356,436 円 |
| うち事業取引高          | 760,206 円     |
| うち事業取引以外の取引高     | 280,596,230 円 |

##### (2) 減損損失に関する注記

###### ①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、燃料センター（中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ひすい燃料センター）、カーセンター（カーセンター中央自動車整備工場、カーセンター北自動車整備工場、東自動車整備工場、カーセンター能生自動車整備工場）、葬祭（セレモニーサービス、セレモニーサービスフーリア）、ライフサービスについては関連施設ごとに一般資産としてグルーピングしています。また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、生活関連施設の生活店舗、高齢者福祉施設および農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

②減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要  
当事業年度に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

| 場 所            | 用 途  | 種 類              |
|----------------|------|------------------|
| カーセンター北自動車整備工場 | 一般資産 | 建物、土地、その他の有形固定資産 |
| 東自動車整備工場       | 一般資産 | 建物、その他の有形固定資産    |
| ひすい燃料センター      | 一般資産 | 建物、その他の有形固定資産    |
| ふれあい給食センター     | 遊 休  | 建物、その他の有形固定資産    |
| 旧春日支店          | 遊 休  | 建物、その他の有形固定資産    |
| 早川相談プラザ        | 遊 休  | 土地、その他の有形固定資産    |
| 姫川相談プラザ        | 遊 休  | 建物、土地、その他の有形固定資産 |
| 能生谷相談プラザ       | 遊 休  | 建物、その他の有形固定資産    |
| 能生ライスセンター      | 遊 休  | 土地               |
| 広島倉庫           | 遊 休  | 建物、土地            |
| 下三分一農業倉庫       | 賃 貸  | 建物               |
| 旧溝尾店           | 賃 貸  | 土地               |
| ひすい本店分館        | 賃 貸  | 土地               |

③減損損失の認識に至った経緯

一般資産については、主要な資産の市場価値の下落や営業活動から生じる損益を検討した結果、兆候有りとしたものから、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に達していない場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、全て兆候有りとし、正味売却価額が帳簿価額に達していない場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

ふれあい給食センターについては、事業の廃止が決定しているため、帳簿価額と解体費用見積額から回収可能額を差引き、減損損失として認識しました。

賃貸資産については、主要な資産の市場価値の下落や営業活動から生じる損益等を検討した結果、兆候有りとしたものから、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に達していない場合に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

④減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

|                |                                                                            |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------|
| カーセンター北自動車整備工場 | ： 17,872,652 円（建物 4,416,803 円、土地 12,101,139 円、<br>その他の有形固定資産 1,354,710 円）  |
| 東自動車整備工場       | ： 2,902,917 円（建物 2,047,624 円、その他の有形固定資産 855,293 円）                         |
| ひすい燃料センター      | ： 3,029,341 円（建物 1,034,279 円、その他の有形固定資産 1,995,062 円）                       |
| ふれあい給食センター     | ： 9,870,421 円（建物 9,732,018 円、その他の有形固定資産 138,403 円）                         |
| 旧春日支店          | ： 5,280,718 円（建物 5,209,359 円、その他の有形固定資産 71,359 円）                          |
| 早川相談プラザ        | ： 2,445,347 円（土地 2,156,724 円、その他の有形固定資産 288,623 円）                         |
| 姫川相談プラザ        | ： 2,486,295 円（建物 294,373 円、土地 2,054,173 円、<br>その他の有形固定資産 137,749 円）        |
| 能生谷相談プラザ       | ： 224,716 円（建物 160,482 円、その他の有形固定資産 64,234 円）                              |
| 能生ライスセンター      | ： 2,877,063 円（土地 2,877,063 円）                                              |
| 広島倉庫           | ： 5,180,085 円（建物 3,917,516 円、土地 1,262,569 円）                               |
| 下三分一農業倉庫       | ： 80,019 円（建物 80,019 円）                                                    |
| 旧溝尾店           | ： 1,100,363 円（土地 1,100,363 円）                                              |
| ひすい本店分館        | ： 5,677,890 円（土地 5,677,890 円）                                              |
| 合 計            | ： 59,027,827 円（建物 26,892,473 円、土地 27,229,921 円、<br>その他の有形固定資産 4,905,433 円） |

⑤回収可能価額の算定方法

一般資産、遊休資産については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

賃貸資産のうち下三分一農業倉庫、旧溝尾店については、回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しています。ひすい本店分館の回収可能価額については使用価値を採用しており、将来キャッシュ・フローを 2.5698%で割り引いて算出しています。

## 6 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

## ②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に関催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,034,757,230円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：円）

|          | 貸借対照表計上額        | 時価              | 差額             |
|----------|-----------------|-----------------|----------------|
| 預金       | 275,004,725,912 | 273,814,557,091 | △1,190,168,821 |
| 有価証券     |                 |                 |                |
| その他有価証券  | 26,659,447,280  | 26,659,447,280  | -              |
| 貸出金      | 83,700,955,766  |                 |                |
| 貸倒引当金（注） | △38,287,728     |                 |                |
| 貸倒引当金控除後 | 83,662,668,038  | 82,270,209,992  | △1,392,458,046 |
| 資産計      | 385,326,841,230 | 382,744,214,363 | △2,582,626,867 |
| 貯金       | 400,946,335,713 | 399,612,308,883 | △1,334,026,830 |
| 負債計      | 400,946,335,713 | 399,612,308,883 | △1,334,026,830 |

（注）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

## (2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

## 【資産】

## ①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## ②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

## ③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## ①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金額商品の時価情報には含まれていません。

|      |                  |
|------|------------------|
|      | 貸借対照表計上額         |
| 外部出資 | 19,325,980,906 円 |

## (4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

|                       | 1 年以内           | 1 年超<br>2 年以内 | 2 年超<br>3 年以内 | 3 年超<br>4 年以内 | 4 年超<br>5 年以内 | 5 年超           |
|-----------------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 預金                    | 273,004,725,912 | —             | —             | —             | —             | 2,000,000,000  |
| 有価証券                  |                 |               |               |               |               |                |
| その他有価証券のうち<br>満期があるもの | 500,000,000     | 878,960,000   | 600,000,000   | 1,941,900,000 | 1,281,260,000 | 24,431,820,000 |
| 貸出金（注 1、2、3）          | 6,225,649,277   | 5,078,604,803 | 4,532,533,954 | 4,195,161,574 | 3,816,214,391 | 59,729,348,864 |
| 合計                    | 279,730,375,189 | 5,957,564,803 | 5,132,533,954 | 6,137,061,574 | 5,097,474,391 | 86,161,168,864 |

(注1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）755,781,548 円については、「1 年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 74,684,903 円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 48,758,000 円は償還日が特定できないため、含めていません。

## (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

|       | 1 年以内           | 1 年超<br>2 年以内  | 2 年超<br>3 年以内  | 3 年超<br>4 年以内 | 4 年超<br>5 年以内 | 5 年超          |
|-------|-----------------|----------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 貯金(注) | 350,742,827,839 | 19,060,747,601 | 25,488,099,957 | 2,201,010,224 | 2,178,380,555 | 1,275,269,537 |
| 合計    | 350,742,827,839 | 19,060,747,601 | 25,488,099,957 | 2,201,010,224 | 2,178,380,555 | 1,275,269,537 |

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

## 7 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

### ① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

| 種 類                                |       | 貸借対照表計上額       | 取得原価又は<br>償却原価 | 差 額            |
|------------------------------------|-------|----------------|----------------|----------------|
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価又は償却原価を超え<br>るもの  | 株式    | -              | -              | -              |
|                                    | 受益証券  | -              | -              | -              |
|                                    | 債券    |                |                |                |
|                                    | 国債    | 1,021,660,000  | 1,012,578,154  | 9,081,846      |
|                                    | 地方債   | 202,420,000    | 199,949,607    | 2,470,393      |
|                                    | 政府保証債 | -              | -              | -              |
|                                    | 金融債   | -              | -              | -              |
|                                    | 社債    | 403,700,000    | 400,257,230    | 3,442,770      |
| 小計                                 |       | 1,627,780,000  | 1,612,784,991  | 14,995,009     |
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価又は償却原価を超え<br>ないもの | 株式    | -              | -              | -              |
|                                    | 受益証券  | 983,867,280    | 1,157,862,968  | △173,995,688   |
|                                    | 債券    |                |                |                |
|                                    | 国債    | 9,614,460,000  | 11,216,615,623 | △1,602,155,623 |
|                                    | 地方債   | 2,691,620,000  | 2,938,891,205  | △247,271,205   |
|                                    | 政府保証債 | 88,380,000     | 99,866,645     | △11,486,645    |
|                                    | 金融債   | -              | -              | -              |
|                                    | 社債    | 11,653,340,000 | 12,871,156,764 | △1,217,816,764 |
| 小計                                 |       | 25,031,667,280 | 28,284,393,205 | △3,252,725,925 |
| 合 計                                |       | 26,659,447,280 | 29,897,178,196 | △3,237,730,916 |

なお、上記差額△3,237,730,916 円を、貸借対照表上の「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：円)

|       | 売却額         | 売却益        | 売却損       |
|-------|-------------|------------|-----------|
| 株式    | -           | -          | -         |
| 受益証券  | 240,085,495 | 32,452,341 | -         |
| 債券    |             |            |           |
| 国債    | -           | -          | -         |
| 地方債   | -           | -          | -         |
| 政府保証債 | -           | -          | -         |
| 金融債   | -           | -          | -         |
| 社債    | 98,224,000  | -          | 1,776,000 |
| 合 計   | 338,309,495 | 32,452,341 | 1,776,000 |

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更になった有価証券

該当する事項はありません。

## 8 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度および全国共済農業協同組合連合会を資産管理運用機関とする確定給付型年金制度を採用しています。

## (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 期首における退職給付債務 | 5,600,986,287 円 |
| 勤務費用         | 252,482,884 円   |
| 利息費用         | 37,112,689 円    |
| 数理計算上の差異の発生額 | △284,356,588 円  |
| 過去勤務費用の発生額   | 53,235,851 円    |
| 原則法移行に伴う影響額  | 143,341,123 円   |
| 退職給付の支払額     | △210,937,000 円  |
| 期末における退職給付債務 | 5,591,865,246 円 |

## (3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

## 特定退職共済制度

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 期首における年金資産     | 3,514,555,701 円 |
| 期待運用収益         | 25,167,592 円    |
| 数理計算上の差異の発生額   | 1,122,027 円     |
| 特定退職共済金制度への拠出金 | 208,418,800 円   |
| 退職給付の支払額       | △143,201,590 円  |
| 期末における年金資産     | 3,606,062,530 円 |

## 確定給付型年金制度

|                |               |
|----------------|---------------|
| 期首における年金資産     | 330,070,709 円 |
| 期待運用収益         | 3,599,564 円   |
| 数理計算上の差異の発生額   | △2,632,430 円  |
| 確定給付型年金制度への拠出金 | 10,644,390 円  |
| 退職給付の支払額       | △22,087,000 円 |
| 期末における年金資産     | 319,595,233 円 |

## (4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|            |                  |
|------------|------------------|
| 退職給付債務     | 5,591,865,246 円  |
| 特定退職金共済制度  | △3,606,062,530 円 |
| 確定給付型年金制度  | △319,595,233 円   |
| 未積立退職給付債務  | 1,666,207,483 円  |
| 貸借対照表計上額純額 | 1,666,207,483 円  |
| 退職給付引当金    | 1,666,207,483 円  |

## (5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

|                |                |
|----------------|----------------|
| 勤務費用           | 252,482,884 円  |
| 利息費用           | 37,112,689 円   |
| 期待運用収益         | △28,767,156 円  |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △282,846,185 円 |
| 過去勤務費用の費用処理額   | 53,235,851 円   |
| 原則法移行に伴う影響額    | 143,341,123 円  |
| 小計             | 174,559,206 円  |
| 共済会制度「唯一」掛金    | 4,590,000 円    |
| 臨時に支払った退職金     | 7,128,486 円    |
| 合計             | 186,277,692 円  |

## (6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

## 特定退職共済制度

|         |      |
|---------|------|
| 債券      | 69%  |
| 年金保険投資  | 25%  |
| 現金および預金 | 6%   |
| その他     | 0%   |
| 合 計     | 100% |

## 確定給付型年金制度

|      |      |
|------|------|
| 一般勘定 | 100% |
| 合 計  | 100% |

## (7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

## (8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

|           |            |
|-----------|------------|
| 割引率       | 0.26～2.73% |
| 長期期待運用収益率 |            |
| 特定退職共済制度  | 0.76%      |
| 確定給付型年金制度 | 1.15%      |

## (9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 68,500,685 円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 6 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、566,815,000 円となっています。

## 2. 株式会社上越コープサービス

## (1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|                |              |
|----------------|--------------|
| 期首における退職給付引当金  | 22,530,062 円 |
| 退職給付費用         | 5,579,852 円  |
| 退職給付の支払額       | △100,000 円   |
| 特定退職金共済制度への拠出金 | △4,330,600 円 |
| 期末における退職給付引当金  | 23,679,314 円 |

## (3) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

|           |               |
|-----------|---------------|
| 退職給付債務    | 83,633,000 円  |
| 特定退職金共済制度 | △59,953,686 円 |
| 未積立退職給付債務 | 23,679,314 円  |
| 退職給付引当金   | 23,679,314 円  |

## (4) 簡便法で計算した退職給付費用

5,579,852 円

## (5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

会計基準変更時差異の処理年数 該当なし

## 9 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

| 繰延税金資産              | えちご上越農業協同組合      | (株)上越コープサービス |
|---------------------|------------------|--------------|
| 退職給付引当金             | 460,872,989 円    | 8,074,646 円  |
| その他有価証券評価差額金        | 895,556,372 円    | －円           |
| 賞与引当金               | 89,690,173 円     | 1,521,900 円  |
| 資産除去債務              | 150,224,061 円    | －円           |
| 固定資産減損損失否認額         | 88,866,519 円     | －円           |
| 未払事業税               | －円               | 2,788,391 円  |
| 未払費用否認額             | 28,200,216 円     | 269,961 円    |
| 役員退職慰労引当金           | 10,730,616 円     | 1,416,855 円  |
| その他                 | 22,385,615 円     | 1,126 円      |
| 繰延税金資産小計            | 1,746,526,561 円  | 14,072,879 円 |
| 評価性引当額              | △1,145,920,883 円 | －円           |
| 繰延税金資産合計 (A)        | 600,605,678 円    | 14,072,879 円 |
| 繰延税金負債              |                  |              |
| その他(資産除去債務含む)       | △52,569,132 円    | －円           |
| 繰延税金負債合計 (B)        | △52,569,132 円    | －円           |
| 繰延税金資産の純額 (A) + (B) | 548,036,546 円    | 14,072,879 円 |

### (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

|                      | えちご上越農業協同組合 | (株)上越コープサービス |
|----------------------|-------------|--------------|
| 法定実効税率               | 27.66%      | 34.10%       |
| (調整)                 |             |              |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 2.66%       | 0.25%        |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △6.15%      | －            |
| 住民税均等割等              | 1.54%       | 0.17%        |
| 事業分量(利用高)配当金         | △1.02%      | －            |
| 税額控除                 | △2.71%      | －            |
| 評価性引当額の増減            | 11.06%      | －            |
| その他                  | 0.68%       | －            |
| 税効果会計適用後の法人税の負担率     | 32.36%      | 34.52%       |

### (3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容および影響

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の27.66%から28.37%に変更されます。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は10,509千円増加します。また、その他有価証券評価差額金について増減はありません。よって法人税等調整額は10,509千円減少します。

## 10 合併に関する注記

当組合は、定款変更方式の合併を行っています。

### (1) 解散組合の名称

ひすい農業協同組合

### (2) 合併の目的

「地域農業の発展に一層貢献し、組合員と地域との絆を守り高めること」、「持続可能な農業を育み、豊かな地域社会と健全な経営基盤を確立すること」、「組合員・利用者から信頼され・選ばれ・必要とされるJAをめざす」ことを目的としています。

### (3) 合併日

令和6年3月1日

### (4) 合併後の組合の名称

えちご上越農業協同組合

### (5) 合併比率および算定方法

2組合による1対1の対等合併

(6) 出資金1口あたりの金額  
1,000 円

(7) 消滅組合から承継した資産、負債、純資産の額および主な内訳

資産 : 97,187,243,199 円 (うち預金 65,713,677,248 円、有価証券 9,148,780,000 円、  
貸出金 14,927,355,479 円)

負債 : 91,375,555,076 円 (うち貯金 90,736,736,101 円)

純資産 : 5,811,688,123 円 (うち出資金 1,132,064,000 円、利益剰余金 5,525,412,957 円)

なお、これらについては帳簿価額で評価しています。

### 1.1 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

### 1.2 連結キャッシュ・フロー計算書に係る注記

(1) 現金および現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」の中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。

(2) 現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に標記されている科目の金額との関係

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 現金および預金勘定          | 276,698,529,874 円  |
| 別段預金、定期性預金および譲渡性預金 | △268,529,000,000 円 |
| 現金および現金同等物         | 8,169,529,874 円    |

### 1.3 その他の注記

「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に基づき、資産除去債務を計上しています。

(2) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 期首残高              | 378,609,122 円 |
| 有害物質除去義務の認識に伴う増加額 | 173,205,668 円 |
| 時の経過による調整額        | 794,612 円     |
| 資産除去債務の履行による減少額   | △9,500,000 円  |
| 期末残高              | 543,109,402 円 |

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、借地上の建物に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必要な施設であり、現時点で除去を想定しているものではありません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

## (9) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

| 科 目         | 令和6年度  | 令和7年度  |
|-------------|--------|--------|
| (資本剰余金の部)   |        |        |
| 1 資本剰余金期首残高 | —      | —      |
| 2 資本剰余金増加高  | —      | —      |
| 3 資本剰余金減少高  | —      | —      |
| 4 資本剰余金期末残高 | —      | —      |
| (利益剰余金の部)   |        |        |
| 1 利益剰余金期首残高 | 17,698 | 17,977 |
| 2 利益剰余金増加高  | 475    | 195    |
| 当期剰余金       | 475    | 195    |
| 3 利益剰余金減少高  | 196    | 166    |
| 配当金         | 116    | 96     |
| 事業分量配当金     | 80     | 69     |
| 4 利益剰余金期末残高 | 17,977 | 18,006 |

## (10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

| 区 分                 | 令和6年度  | 令和7年度  | 増 減  |
|---------------------|--------|--------|------|
| 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額 | 154    | 71     | △82  |
| 危険債権額               | 222    | 306    | 84   |
| 要管理債権額              | —      | —      | —    |
| 三月以上延滞債権額           | —      | —      | —    |
| 貸出条件緩和債権額           | —      | —      | —    |
| 小 計                 | 377    | 378    | 1    |
| 正常債権額               | 83,389 | 82,716 | △673 |
| 合 計                 | 83,766 | 83,094 | △671 |

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## (11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

| 区 分     | 項 目  | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|---------|------|---------|---------|
| 信用事業    | 事業収益 | 3,247   | 3,534   |
|         | 経常利益 | 696     | 371     |
|         | 資産の額 | 389,023 | 383,039 |
| 共済事業    | 事業収益 | 1,702   | 1,658   |
|         | 経常利益 | 575     | 661     |
|         | 資産の額 | 1       | 1       |
| 農業関連事業  | 事業収益 | 7,204   | 8,019   |
|         | 経常利益 | △139    | 12      |
|         | 資産の額 | —       | —       |
| 生活その他事業 | 事業収益 | 7,556   | 3,286   |
|         | 経常利益 | 142     | 133     |
|         | 資産の額 | —       | —       |
| 営農指導事業  | 事業収入 | 44      | 44      |
|         | 経常利益 | △479    | △451    |
|         | 資産の部 | —       | —       |
| 合 計     | 事業収益 | 19,755  | 16,541  |
|         | 経常利益 | 795     | 726     |
|         | 資産の額 | 432,500 | 430,404 |

(注) 上記の資産の額(合計)は連結貸借対照表上の総資産額です。信用事業、共済事業のみ資産の額を記載しています。

## 2. 連結自己資本の充実の状況

連結自己資本比率の状況

令和 8 年 2 月末における連結自己資本比率は、17.21%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

## ◇普通出資による資本調達額

| 項 目               | 内 容                      |
|-------------------|--------------------------|
| 発行主体              | えちご上越農業協同組合              |
| 資本調達手段の種類         | 普通出資                     |
| コア資本に係る基礎項目に算入した額 | 7,981 百万円(前年度 8,204 百万円) |

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、経営の健全性維持・強化を図っています。

## (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

| 項 目                                                        | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|------------------------------------------------------------|---------|---------|
| コア資本に係る基礎項目                                                |         |         |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額                                 | 25,897  | 25,701  |
| うち、出資金および資本準備金の額                                           | 8,204   | 7,981   |
| うち、再評価積立金の額                                                | —       | —       |
| うち、利益剰余金の額                                                 | 17,977  | 18,006  |
| うち、外部流出予定額 (△)                                             | 166     | 175     |
| うち、上記以外に該当するものの額                                           | △117    | △111    |
| コア資本に算入される評価・換算差額等                                         | —       | —       |
| うち、退職給付に係るものの額                                             | —       | —       |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額                                        | —       | —       |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額                                 | 20      | 10      |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額                                          | 20      | 10      |
| うち、適格引当金コア資本算入額                                            | —       | —       |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | —       | —       |

|                                                                                          |         |         |
|------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額                                                    | —       | —       |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ)                                                                        | 25,917  | 25,711  |
| コア資本に係る調整項目                                                                              |         |         |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額                                                  | 54      | 40      |
| うち、のれんに係るもの（のれん相当額を含む）の額                                                                 | —       | —       |
| うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額                                                      | 54      | 40      |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額                                                                  | —       | —       |
| 適格引当金不足額                                                                                 | —       | —       |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額                                                                   | —       | —       |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額                                                       | —       | —       |
| 退職給付に係る資産の額                                                                              | —       | —       |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額                                                           | —       | —       |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額                                                             | —       | —       |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額                                                                      | —       | —       |
| 特定項目に係る 10%基準超過額                                                                         | —       | —       |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                                                      | —       | —       |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                                                    | —       | —       |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額                                                        | —       | —       |
| 特定項目に係る 15%基準超過額                                                                         | —       | —       |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額                                                      | —       | —       |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額                                                    | —       | —       |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額                                                        | —       | —       |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ)                                                                        | 54      | 40      |
| 自己資本                                                                                     |         |         |
| 自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)                                                                      | 25,863  | 25,671  |
| リスク・アセット等                                                                                |         |         |
| 信用リスク・アセットの額の合計額                                                                         | 141,394 | 144,095 |
| うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額（△） |         | —       |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額                                                          | —       | —       |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー                                                                     | —       | —       |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額                                                           | —       | —       |
| うち、上記以外に該当するものの額                                                                         | —       | —       |
| マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額                                                              | —       | —       |
| 勘定間の振替分                                                                                  | —       | —       |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額                                                           | 15,898  | 5,106   |
| 信用リスク・アセット調整額                                                                            | —       | —       |
| フロア調整額                                                                                   | —       | —       |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額                                                                       | —       | —       |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)                                                                      | 157,292 | 149,202 |
| 連結自己資本比率                                                                                 |         |         |
| 連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））                                                                        | 16.44%  | 17.21%  |

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号) に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、令和 7 年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

## ① 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

| 信用リスク・アセット |                                                                                                           | 令和6年度             |                 |                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------|-----------------------|
|            |                                                                                                           | エクスポージャー<br>の期末残高 | リスク・アセット<br>額 a | 所要自己<br>資本額<br>b=a×4% |
|            | 現金                                                                                                        | 1,693             | —               | —                     |
|            | 我が国の中央政府および中央銀行向け                                                                                         | 12,262            | —               | —                     |
|            | 外国の中央政府および中央銀行向け                                                                                          | —                 | —               | —                     |
|            | 国際決済銀行等向け                                                                                                 | —                 | —               | —                     |
|            | 我が国の地方公共団体向け                                                                                              | 13,155            | —               | —                     |
|            | 地方公共団体金融機構向け                                                                                              | —                 | —               | —                     |
|            | 我が国の政府関係機関向け                                                                                              | 602               | 50              | 2                     |
|            | 地方三公社向け                                                                                                   | 92                | 18              | 0                     |
|            | 金融機関および第一種金融商品取引業者向け                                                                                      | 289,725           | 57,945          | 2,317                 |
|            | 法人等向け                                                                                                     | 12,602            | 4,310           | 172                   |
|            | 中小企業等向けおよび個人向け                                                                                            | 11,399            | 3,905           | 156                   |
|            | 抵当権付住宅ローン                                                                                                 | 210               | 69              | 2                     |
|            | 不動産取得等事業向け                                                                                                | 2,126             | 2,102           | 84                    |
|            | 三月以上延滞等                                                                                                   | 60                | 15              | 0                     |
|            | 取立未済手形                                                                                                    | 20                | 4               | 0                     |
|            | 信用保証協会等保証付                                                                                                | 46,863            | 4,626           | 185                   |
|            | 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付                                                                                    | —                 | —               | —                     |
|            | 共済約款貸付                                                                                                    | —                 | —               | —                     |
|            | 出資等                                                                                                       | 3,213             | 3,213           | 128                   |
|            | （うち出資等のエクスポージャー）                                                                                          | 3,213             | 3,213           | 128                   |
|            | （うち重要な出資のエクスポージャー）                                                                                        | —                 | —               | —                     |
|            | 上記以外                                                                                                      | 40,257            | 64,837          | 2,593                 |
|            | （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）                               | —                 | —               | —                     |
|            | （うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）                                                                 | 16,112            | 40,280          | 1,611                 |
|            | （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）                                                                       | 278               | 695             | 27                    |
|            | （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）                                    | —                 | —               | —                     |
|            | （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー） | —                 | —               | —                     |
|            | （うち上記以外のエクスポージャー）                                                                                         | 23,867            | 23,860          | 954                   |
|            | 証券化                                                                                                       | —                 | —               | —                     |
|            | （うちSTC要件適用分）                                                                                              | —                 | —               | —                     |
|            | （うち非STC要件適用分）                                                                                             | —                 | —               | —                     |
|            | 再証券化                                                                                                      | —                 | —               | —                     |
|            | リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                                                              | 1,157             | 295             | 11                    |
|            | （うちルックスルー方式）                                                                                              | 1,157             | 295             | 11                    |
|            | （うちマンドート方式）                                                                                               | —                 | —               | —                     |
|            | （うち蓋然性方式250%）                                                                                             | —                 | —               | —                     |

|                                     |                                                                  |         |         |                   |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------|---------|-------------------|
|                                     | (うち蓋然性方式 400%)                                                   | —       | —       | —                 |
|                                     | (うちフォールバック方式)                                                    | —       | —       | —                 |
|                                     | 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額                                      | —       | —       | —                 |
|                                     | 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△) | —       | —       | —                 |
|                                     | 上記以外                                                             | —       | —       | —                 |
|                                     | 標準的手法を適用するエクスポージャー別計                                             | 435,446 | 141,394 | 5,655             |
|                                     | CVAリスク相当額÷8%                                                     | —       | —       | —                 |
|                                     | 中央清算機関関連エクスポージャー                                                 | —       | —       | —                 |
|                                     | 合計 (信用リスク・アセットの額)                                                | 435,446 | 141,394 | 5,655             |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<br>＜基礎的手法＞ | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a                                   |         |         | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
|                                     | 15,898                                                           |         |         | 635               |
| 所要自己資本額計                            | リスク・アセット等 (分母) 計<br>a                                            |         |         | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
|                                     | 157,292                                                          |         |         | 6,291             |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産 (オフ・バランスを含む) のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化 (証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産 (固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法 (基礎的手法)＞  

$$\frac{\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳  
(単位: 百万円)

|  |                           | 令和7年度             |                |                   |
|--|---------------------------|-------------------|----------------|-------------------|
|  |                           | エクスポージャーの<br>期末残高 | リスク・アセット額<br>a | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
|  | 現金                        | 2,387             | —              | —                 |
|  | 我が国の中央政府および中央銀行向け         | 15,880            | —              | —                 |
|  | 外国の中央政府および中央銀行向け          | —                 | —              | —                 |
|  | 国際決済銀行等向け                 | —                 | —              | —                 |
|  | 我が国の地方公共団体向け              | 14,743            | —              | —                 |
|  | 外国の中央政府等以外の公共部門向け         | —                 | —              | —                 |
|  | 国際開発銀行向け                  | —                 | —              | —                 |
|  | 地方公共団体金融機構向け              | —                 | —              | —                 |
|  | 我が国の政府関係機関向け              | 701               | 50             | 2                 |
|  | 地方三公社向け                   | 93                | 18             | 0                 |
|  | 金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け | 281,479           | 56,897         | 2,275             |
|  | (うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け)  | —                 | —              | —                 |

|                                                                             |         |         |       |
|-----------------------------------------------------------------------------|---------|---------|-------|
| カバード・ボンド向け                                                                  | —       | —       | —     |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）                                                         | 12,797  | 4,229   | 169   |
| （うち特定貸付債権向け）                                                                | —       | —       | —     |
| 中堅中小企業等向けおよび個人向け                                                            | 3,967   | 1,909   | 76    |
| （うちトランザクター向け）                                                               | 24      | 10      | 0     |
| 不動産関連向け                                                                     | 10,484  | 4,804   | 192   |
| （うち自己居住用不動産等向け）                                                             | 8,528   | 3,028   | 121   |
| （うち賃貸用不動産向け）                                                                | 1,956   | 1,776   | 71    |
| （うち事業用不動産関連向け）                                                              | —       | —       | —     |
| （うちその他不動産関連向け）                                                              | —       | —       | —     |
| （うち ADC 向け）                                                                 | —       | —       | —     |
| 劣後債券およびその他資本性証券等                                                            | —       | —       | —     |
| 延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）                                                     | 86      | 47      | 1     |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞                                                    | 59      | 10      | 0     |
| 取立未済手形                                                                      | 33      | 6       | 0     |
| 信用保証協会等による保証付                                                               | 46,506  | 4,594   | 183   |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付                                                      | —       | —       | —     |
| 共済約款貸付                                                                      | —       | —       | —     |
| 株式等                                                                         | 3,176   | 3,176   | 127   |
| 上記以外                                                                        | 43,823  | 68,298  | 2,731 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー）                                                          | —       | —       | —     |
| （うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー） | —       | —       | —     |
| （うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）                                              | 16,112  | 40,280  | 1,611 |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）                                         | 204     | 510     | 20    |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）      | —       | —       | —     |
| （うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）      | —       | —       | —     |
| （うち上記以外のエクスポージャー）                                                           | 27,507  | 27,507  | 1,100 |
| 証券化                                                                         | —       | —       | —     |
| （うち STC 要件適用分）                                                              | —       | —       | —     |
| （短期 STC 要件適用分）                                                              | —       | —       | —     |
| （うち不良債権証券化適用分）                                                              | —       | —       | —     |
| （うち STC・不良債権証券化適用対象外分）                                                      | —       | —       | —     |
| 再証券化                                                                        | —       | —       | —     |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                                | 249     | 50      | 2     |
| （うちルックスルー方式）                                                                | 249     | 50      | 2     |
| （うちマンドート方式）                                                                 | —       | —       | —     |
| （うち蓋然性方式 250%）                                                              | —       | —       | —     |
| （うち蓋然性方式 400%）                                                              | —       | —       | —     |
| （うちフォールバック方式）                                                               | —       | —       | —     |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)             | —       | —       | —     |
| 標準的手法を運用するエクスポージャー計                                                         | 436,472 | 144,095 | 5,763 |
| CVAリスク相当額÷8%<br>（簡便法）                                                       | —       | —       | —     |

|                                            |                                      |         |                   |
|--------------------------------------------|--------------------------------------|---------|-------------------|
| 中央清算期間関連エクスポージャー                           | —                                    | —       | —                 |
| 合計（信用リスク・アセットの額）                           | 436,472                              | 144,095 | 5,763             |
| マーケット・リスク<br>に対する所要自己資本の額<br>＜簡易方式又は標準的方式＞ | マーケット・リスク相当額をの合計額を<br>8%で除して得た額<br>a |         | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
|                                            | —                                    |         | —                 |
| オペレーショナル・リスク<br>に対する所要自己資本の額<br>＜標準的計測手法＞  | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a       |         | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
|                                            | 5,106                                |         | 204               |
| 所要自己資本額                                    | リスク・アセット等<br>(分母)合計<br>a             |         | 所要自己資本額<br>b=a×4% |
|                                            | 149,202                              |         | 5,968             |

## ③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

|                               | 令和7年度 |
|-------------------------------|-------|
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 5,106 |
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額      | 204   |
| B I                           | 3,404 |
| B I C                         | 408   |

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

## (3) 信用リスクに関する事項

## ① リスク管理の方法および手続の概要

当連結グループでは、J A 以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。J A の信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容(8 ページ)をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

## ② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関                             |
|------------------------------------|
| 株式会社格付投資情報センター (R & I)             |
| 株式会社日本格付研究所 (J C R)                |
| ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody' s) |
| S & P グローバル・レーティング (S & P)         |
| フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)       |

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポートジャー                  | 適格格付機関                        | カントリー・リスク・スコア |
|----------------------------|-------------------------------|---------------|
| 中央政府および中央銀行                |                               | 日本貿易保険        |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポートジャー |                               | 日本貿易保険        |
| 国際開発銀行向けエクスポートジャー          | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |
| 金融機関向けエクスポートジャー            | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |
| 法人等向けエクスポートジャー             | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch |               |

③ 信用リスクに関するエクスポートジャー（地域別、業種別、残存期間別）および延滞エクスポートジャーの期末残高

（単位：百万円）

| 区 分      |                |  | 令和 6 年度               |            |          |                     | 令和 7 年度               |            |          |             |
|----------|----------------|--|-----------------------|------------|----------|---------------------|-----------------------|------------|----------|-------------|
|          |                |  | 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高 | うち<br>貸出金等 | うち<br>債券 | 三月以上<br>延滞エクスポートジャー | 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高 | うち<br>貸出金等 | うち<br>債券 | 延滞エクスポートジャー |
| 法人       | 農業             |  | 849                   | 844        | —        | —                   | 841                   | 836        | —        | 4           |
|          | 林業             |  | —                     | —          | —        | —                   | —                     | —          | —        | —           |
|          | 水産業            |  | —                     | —          | —        | —                   | —                     | —          | —        | —           |
|          | 製造業            |  | 1,322                 | 20         | 1,301    | —                   | 1,422                 | 20         | 1,402    | —           |
|          | 鉱業             |  | —                     | —          | —        | —                   | —                     | —          | —        | —           |
|          | 建設・不動産業        |  | 1,097                 | 4          | 1,093    | —                   | 1,097                 | 3          | 1,093    | 0           |
|          | 電気・ガス・熱供給・水道業  |  | 4,784                 | —          | 4,784    | —                   | 4,685                 | —          | 4,685    | —           |
|          | 運輸・通信業         |  | 4,411                 | —          | 4,411    | —                   | 4,609                 | —          | 4,609    | —           |
|          | 金融・保険業         |  | 290,930               | 13,025     | 1,304    | —                   | 298,729               | 13,025     | 1,204    | —           |
|          | 卸売・小売・飲食・サービス業 |  | 521                   | 18,708     | 502      | —                   | 711                   | 15         | 695      | —           |
|          | 日本国政府・地方公共団体   |  | 25,418                | 10,044     | 15,406   | —                   | 30,559                | 10,338     | 20,221   | —           |
|          | 上記以外           |  | 638                   | 638        | —        | 0                   | 3,784                 | 587        | —        | 31          |
|          | 個人             |  | 59,240                | 59,215     | —        | 53                  | 59,635                | 59,614     | —        | 110         |
|          | その他            |  | 45,018                | —          | —        | —                   | 30,198                | —          | —        | —           |
| 業種別残高計   |                |  | 434,233               | 83,778     | 28,804   | 59                  | 436,276               | 84,441     | 33,913   | 146         |
| 残存期間別    | 1 年以下          |  | 276,086               | 991        | 502      |                     | 268,287               | 1,138      | 803      |             |
|          | 1 年超 3 年以下     |  | 3,368                 | 1,959      | 1,408    |                     | 4,078                 | 1,761      | 2,316    |             |
|          | 3 年超 5 年以下     |  | 6,081                 | 3,262      | 2,818    |                     | 5,701                 | 2,774      | 2,926    |             |
|          | 5 年超 7 年以下     |  | 3,986                 | 2,482      | 1,503    |                     | 6,143                 | 3,595      | 2,548    |             |
|          | 7 年超 10 年以下    |  | 18,090                | 13,769     | 4,321    |                     | 19,920                | 13,500     | 6,419    |             |
|          | 10 年超          |  | 80,580                | 60,322     | 18,249   |                     | 80,856                | 59,949     | 18,899   |             |
|          | 期限の定めのないもの     |  | 46,039                | 990        | —        |                     | 51,288                | 1,721      | —        |             |
| 残存期間別残高計 |                |  | 434,233               | 83,778     | 28,804   |                     | 436,276               | 84,441     | 33,913   |             |

- （注） 1. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーに該当するもの、証券化エクスポートジャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

## ④ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

| 区 分     | 令和6年度    |           |       |     |          | 令和7年度    |           |       |     |          |
|---------|----------|-----------|-------|-----|----------|----------|-----------|-------|-----|----------|
|         | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額 |     | 期末<br>残高 | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額 |     | 期末<br>残高 |
|         |          |           | 目的使用  | その他 |          |          |           | 目的使用  | その他 |          |
| 一般貸倒引当金 | 39       | 20        | —     | 39  | 20       | 20       | 10        | —     | 20  | 10       |
| 個別貸倒引当金 | 56       | 52        | 0     | 55  | 52       | 52       | 73        | 0     | 52  | 73       |
| 合 計     | 95       | 72        | 0     | 95  | 72       | 72       | 84        | 0     | 72  | 84       |

## ⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

| 区 分  |                    | 令和6年度    |           |          |     |          |           | 令和7年度    |           |          |     |          |           |
|------|--------------------|----------|-----------|----------|-----|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----|----------|-----------|
|      |                    | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額    |     | 期末<br>残高 | 貸出金<br>償却 | 期首<br>残高 | 期中<br>増加額 | 期中減少額    |     | 期末<br>残高 | 貸出金<br>償却 |
|      |                    |          |           | 目的<br>使用 | その他 |          |           |          |           | 目的<br>使用 | その他 |          |           |
| 法人   | 農業                 | —        | —         | —        | —   | —        | —         | —        | 1         | —        | —   | 1        | —         |
|      | 林業                 | —        | —         | —        | —   | —        | —         | —        | —         | —        | —   | —        | —         |
|      | 水産業                | —        | —         | —        | —   | —        | —         | —        | —         | —        | —   | —        | —         |
|      | 製造業                | —        | —         | —        | —   | —        | 0         | —        | —         | —        | —   | —        | —         |
|      | 鉱業                 | —        | —         | —        | —   | —        | —         | —        | —         | —        | —   | —        | —         |
|      | 建設・不動産業            | —        | —         | —        | —   | —        | —         | —        | 0         | —        | —   | 0        | —         |
|      | 電気・ガス・<br>熱供給・水道業  | —        | —         | —        | —   | —        | —         | —        | —         | —        | —   | —        | —         |
|      | 運輸・通信業             | —        | —         | —        | —   | —        | —         | —        | —         | —        | —   | —        | —         |
|      | 金融・保険業             | —        | —         | —        | —   | —        | —         | —        | —         | —        | —   | —        | —         |
|      | 卸売・小売・<br>飲食・サービス業 | —        | —         | —        | —   | —        | —         | —        | —         | —        | —   | —        | —         |
|      | 上記以外               | 0        | 2         | —        | 0   | 2        | —         | 2        | 1         | —        | 2   | 1        | —         |
| 個人   |                    | 55       | 49        | 0        | 55  | 49       | 0         | 49       | 71        | 0        | 49  | 71       | —         |
| 業種別計 |                    | 56       | 52        | 0        | 55  | 52       | 0         | 52       | 73        | 0        | 52  | 73       | —         |

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑥信用リスク・アセット残高内訳表  
〔令和7年度〕

(単位：百万円)

| 項目                        | リスク・ウェイト<br>(%) | CCF・信用リスク削減<br>効果適用前 |                 | CCF・信用リスク削減<br>効果適用後 |                 |                  | リスク・ウェイトの加重<br>平均値 |
|---------------------------|-----------------|----------------------|-----------------|----------------------|-----------------|------------------|--------------------|
|                           |                 | オン・バランス<br>資産項目      | オフ・バランス<br>資産項目 | オン・バランス<br>資産項目      | オフ・バランス<br>資産項目 | 信用リスク・ア<br>セットの額 |                    |
|                           |                 | A                    | B               | C                    | D               | E                | F(=E/(C+D))        |
| 現金                        | 0               | 2,387                | —               | 2,387                | —               | —                | —                  |
| 我が国の中央政府および中央銀行向け         | 0               | 15,880               | —               | 15,880               | —               | —                | —                  |
| 外国の中央政府および中央銀行向け          | 0~150           | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                  |
| 国際決済銀行等向け                 | 0               | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                  |
| 我が国の地方公共団体向け              | 0               | 14,743               | —               | 14,743               | —               | —                | —                  |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け         | 20~150          | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                  |
| 国際開発銀行向け                  | 0~150           | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                  |
| 地方公共団体金融機構向け              | 10~20           | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                  |
| 我が国の政府関係機関向け              | 10~20           | 701                  | —               | 701                  | —               | 50               | 7                  |
| 地方三公社向け                   | 20              | 93                   | —               | 93                   | —               | 18               | 20                 |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け | 20~150          | 281,479              | —               | 281,479              | —               | 56,897           | 20                 |
| （うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）  | 20~150          | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                  |
| カバード・ボンド向け                | 10~100          | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                  |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）       | 20~150          | 12,797               | —               | 12,797               | —               | 4,229            | 33                 |
| （うち特定貸付債権向け）              | 20~150          | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                  |
| 中堅中小企業等向けおよび個人向け          | 45~100          | 2,670                | 12,886          | 2,309                | 1,297           | 1,909            | 53                 |
| （うちトランザクター向け）             | 45              | —                    | 241             | —                    | 24              | 10               | 45                 |
| 不動産関連向け                   | 20~150          | 10,484               | —               | 10,300               | —               | 4,804            | 47                 |
| （うち自己居住用不動産等向け）           | 20~75           | 8,528                | —               | 8,363                | —               | 3,028            | 36                 |
| （うち賃貸用不動産向け）              | 30~150          | 1,956                | —               | 1,936                | —               | 1,776            | 92                 |
| （うち事業用不動産関連向け）            | 70~150          | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                  |
| （うちその他不動産関連向け）            | 60              | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                  |
| （うちADC向け）                 | 100~150         | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                  |
| 劣後債券およびその他資本性証券等          | 150             | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                  |
| 延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）   | 50~150          | 44                   | 133             | 18                   | 13              | 47               | 150                |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞  | 100             | 13                   | —               | 13                   | —               | 10               | 74                 |
| 取立未済手形                    | 20              | 33                   | —               | 33                   | —               | 6                | 20                 |
| 信用保証協会等による保証付             | 0~10            | 46,484               | 224             | 45,924               | 22              | 4,594            | 10                 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付    | 10              | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                  |
| 株式等                       | 250~400         | 3,176                | —               | 3,176                | —               | 3,176            | 100                |
| 共済約款貸付                    | 0               | —                    | —               | —                    | —               | —                | —                  |
| 上記以外                      | 100~1250        | 43,823               | —               | 43,823               | —               | 68,298           | 156                |

|                                                                            |         |        |   |        |   |         |     |
|----------------------------------------------------------------------------|---------|--------|---|--------|---|---------|-----|
| (うち重要な出資のエクスポージャー)                                                         | 1250    | —      | — | —      | — | —       | —   |
| (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) | 250~400 | —      | — | —      | — | —       | —   |
| (うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)                                             | 250     | 16,112 | — | 16,112 | — | 40,280  | 250 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)                                        | 250     | 204    | — | 204    | — | 510     | 250 |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)      | 250     | —      | — | —      | — | —       | —   |
| (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)     | 150     | —      | — | —      | — | —       | —   |
| (うち右記以外のエクスポージャー)                                                          | 100     | 27,507 | — | 27,507 | — | 27,507  | 100 |
| 証券化                                                                        | —       | —      | — | —      | — | —       | —   |
| (うち STC 要件適用分)                                                             | —       | —      | — | —      | — | —       | —   |
| (短期 STC 要件適用分)                                                             | —       | —      | — | —      | — | —       | —   |
| (うち不良債権証券化適用分)                                                             | —       | —      | — | —      | — | —       | —   |
| (うち STC・不良債権証券化適用対象外分)                                                     | —       | —      | — | —      | — | —       | —   |
| 再証券化                                                                       | —       | —      | — | —      | — | —       | —   |
| リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー                                               | —       | 249    | — | 249    | — | 50      | 20  |
| 未決済取引                                                                      | —       |        |   |        |   | —       |     |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)            | —       |        |   |        |   | —       |     |
| 合計(信用リスク・アセットの額)                                                           | —       |        |   |        |   | 145,083 |     |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和 6 年度については、記載しておりません。

## ⑦ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果을勘案した後のエクスポージャーの額

〔令和7年度〕

(単位: 百万円)

|                                     | 信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後） |      |        |         |        |        |      |        |        |      |     |     |    |
|-------------------------------------|------------------------------------|------|--------|---------|--------|--------|------|--------|--------|------|-----|-----|----|
|                                     | 0%                                 | 20%  | 50%    | 100%    | 150%   | その他    | 合計   |        |        |      |     |     |    |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け                    | 15                                 | —    | —      | —       | —      | —      | 15   |        |        |      |     |     |    |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け                     | —                                  | —    | —      | —       | —      | —      | —    |        |        |      |     |     |    |
| 国際決済銀行等向け                           | —                                  | —    | —      | —       | —      | —      | —    |        |        |      |     |     |    |
|                                     | 0%                                 | 10%  | 20%    | 50%     | 100%   | 150%   | その他  | 合計     |        |      |     |     |    |
| 我が国の地方公共団体向け                        | 14                                 | —    | —      | —       | —      | —      | —    | 14     |        |      |     |     |    |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け                   | —                                  | —    | —      | —       | —      | —      | —    | —      |        |      |     |     |    |
| 地方公共団体金融機構向け                        | —                                  | —    | —      | —       | —      | —      | —    | —      |        |      |     |     |    |
| 我が国の政府関係機関向け                        | 0                                  | 0    | —      | —       | —      | —      | —    | 0      |        |      |     |     |    |
| 地方三公社向け                             | —                                  | —    | 0      | —       | —      | —      | —    | 0      |        |      |     |     |    |
|                                     | 0%                                 | 20%  | 30%    | 50%     | 100%   | 150%   | その他  | 合計     |        |      |     |     |    |
| 国際開発銀行向け                            | —                                  | —    | —      | —       | —      | —      | —    | —      |        |      |     |     |    |
|                                     | 20%                                | 30%  | 40%    | 50%     | 75%    | 100%   | 150% | その他    | 合計     |      |     |     |    |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け            | 275                                | 6    | —      | —       | —      | —      | —    | 0      | 281    |      |     |     |    |
| （うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）            | —                                  | —    | —      | —       | —      | —      | —    | —      | —      |      |     |     |    |
|                                     | 10%                                | 15%  | 20%    | 25%     | 35%    | 50%    | 100% | その他    | 合計     |      |     |     |    |
| カバード・ボンド向け                          | —                                  | —    | —      | —       | —      | —      | —    | —      | —      |      |     |     |    |
|                                     | 20%                                | 50%  | 75%    | 80%     | 85%    | 100%   | 130% | 150%   | その他    | 合計   |     |     |    |
| 法人等向け<br>（特定貸付債権向けを含む。）             | 7                                  | 5    | 0      | —       | —      | —      | —    | —      | 0      | 12   |     |     |    |
| （うち特定貸付債権向け）                        | —                                  | —    | —      | —       | —      | —      | —    | —      | —      | —    |     |     |    |
|                                     | 100%                               | 150% | 250%   | 400%    | その他    | 合計     |      |        |        |      |     |     |    |
| 劣後債権及びその他資本性証券等株 式 等                | —                                  | —    | —      | —       | —      | —      | —    | —      | —      | —    |     |     |    |
|                                     | —                                  | —    | —      | 3       | —      | —      | —    | —      | —      | 3    |     |     |    |
|                                     | 45%                                | 75%  | 100%   | その他     | 合計     |        |      |        |        |      |     |     |    |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け                     | 0                                  | 1    | 0      | 1       | 3      |        |      |        |        |      |     |     |    |
| （うちトラザクター向け）                        | 0                                  | —    | —      | —       | 0      |        |      |        |        |      |     |     |    |
|                                     | 20%                                | 25%  | 30%    | 31.25%  | 35%    | 37.50% | 40%  | 50%    | 62.50% | 70%  | 75% | その他 | 合計 |
| 不動産関連向け<br>うち自己居住用不動産等向け            | 0                                  | —    | —      | —       | 0      | —      | —    | 0      | —      | —    | 0   | 5   | 8  |
|                                     | 30%                                | 35%  | 43.75% | 45%     | 56.25% | 60%    | 75%  | 93.75% | 105%   | 150% | その他 | 合計  |    |
| 不動産関連向け<br>うち賃貸用不動産向け               | —                                  | —    | —      | —       | —      | 0      | —    | —      | 1      | 0    | 0   | 1   |    |
|                                     | 70%                                | 90%  | 110%   | 112.50% | 150%   | その他    | 合計   |        |        |      |     |     |    |
| 不動産関連向け<br>うち事業用不動産関連向け             | —                                  | —    | —      | —       | —      | —      | —    | —      | —      | —    | —   | —   |    |
|                                     | 60%                                | その他  | 合計     |         |        |        |      |        |        |      |     |     |    |
| 不動産関連向け<br>うちその他不動産関連向け             | —                                  | —    | —      |         |        |        |      |        |        |      |     |     |    |
|                                     | 100%                               | 150% | その他    | 合計      |        |        |      |        |        |      |     |     |    |
| 不動産関連向け<br>うちA D C向け                | —                                  | —    | —      | —       |        |        |      |        |        |      |     |     |    |
|                                     | 50%                                | 100% | 150%   | その他     | 合計     |        |      |        |        |      |     |     |    |
| 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）              | —                                  | 0    | 0      | 0       | 0      |        |      |        |        |      |     |     |    |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞            | 0                                  | 0    | —      | 0       | 0      |        |      |        |        |      |     |     |    |
|                                     | 0%                                 | 10%  | 20%    | 100%    | その他    | 合計     |      |        |        |      |     |     |    |
| 現金                                  | 2                                  | —    | —      | —       | —      | 2      |      |        |        |      |     |     |    |
| 取立未済手形                              | —                                  | —    | 0      | —       | —      | 0      |      |        |        |      |     |     |    |
| 信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | —                                  | 45   | —      | —       | —      | 45     |      |        |        |      |     |     |    |
| 共済約款貸付                              | —                                  | —    | —      | —       | —      | —      |      |        |        |      |     |     |    |

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

## ⑧ 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

|                |               | 令和 6 年度 |         |         |
|----------------|---------------|---------|---------|---------|
|                |               | 格付あり    | 格付なし    | 計       |
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウェイト 0%   | —       | 28,529  | 28,529  |
|                | リスク・ウェイト 2%   | —       | —       | —       |
|                | リスク・ウェイト 4%   | —       | —       | —       |
|                | リスク・ウェイト 10%  | —       | 46,768  | 46,768  |
|                | リスク・ウェイト 20%  | 6,801   | 295,625 | 302,427 |
|                | リスク・ウェイト 35%  | —       | 206     | 206     |
|                | リスク・ウェイト 50%  | 5,700   | 3,828   | 9,529   |
|                | リスク・ウェイト 75%  | —       | 1,146   | 1,146   |
|                | リスク・ウェイト 100% | 100     | 29,146  | 29,246  |
|                | リスク・ウェイト 150% | —       | 5       | 5       |
|                | リスク・ウェイト 250% | —       | 16,373  | 16,373  |
|                | その他           | —       | —       | —       |
| リスク・ウェイト 1250% |               | —       | —       | —       |
| 計              |               | 12,602  | 421,630 | 434,233 |

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## ⑨ 資産（オフ・バランス取引等を含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

| リスク・ウェイト区分 | 令和 7 年度                      |                 |                       |                                                |
|------------|------------------------------|-----------------|-----------------------|------------------------------------------------|
|            | CCF・信用リスク削減効果適用前<br>エクスポージャー |                 | CCF の<br>加重平均値<br>(%) | 資産の額および与信<br>相当額の合計額<br>(CCF・信用リスク<br>削減効果適用後) |
|            | オン・バランス<br>資産項目              | オフ・バランス<br>資産項目 |                       |                                                |
| 40%未満      | 375,546                      | 224             | 10                    | 374,471                                        |
| 40%～70%    | 9,563                        | 241             | 10                    | 9,581                                          |
| 75%        | 1,070                        | 12,595          | 10                    | 2,333                                          |
| 80%        | —                            | —               | 11                    | —                                              |
| 85%        | 43                           | —               | —                     | 43                                             |
| 90%～100%   | 267                          | 0               | 10                    | 259                                            |
| 105%～130%  | 1,231                        | —               | —                     | 1,218                                          |
| 150%       | 91                           | 132             | 10                    | 105                                            |
| 250%       | 3,176                        | —               | —                     | 3,176                                          |
| 400%       | —                            | —               | —                     | —                                              |
| 1250%      | —                            | —               | —                     | —                                              |
| その他        | 0                            | 50              | 10                    | 5                                              |
| 合計         | 390,991                      | 13,245          | 10                    | 391,193                                        |

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCF の加重平均値」の追加等を行っています。

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

## ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用および管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針および手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容（73 ページ）をご参照ください。

## ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

| 区 分                        | 令和 6 年度      |       |
|----------------------------|--------------|-------|
|                            | 適格金融<br>資産担保 | 保証    |
| 地方公共団体金融機構向け               | —            | —     |
| 我が国の政府関係機関向け               | —            | 100   |
| 地方三公社向け                    | —            | —     |
| 金融機関向けおよび<br>第一種金融商品取引業者向け | —            | —     |
| 法人等向け                      | —            | —     |
| 中小企業等向けおよび個人向け             | 21           | 9,566 |
| 抵当権住宅ローン                   | —            | —     |
| 不動産取得等事業向け                 | —            | —     |
| 三月以上延滞等                    | —            | 14    |
| 証券化                        | —            | —     |
| 中央清算機関関連                   | —            | —     |
| 上記以外                       | —            | —     |
| 合 計                        | 21           | 9,681 |

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：百万円)

|                           | 令和7年度        |       |
|---------------------------|--------------|-------|
|                           | 適格金融<br>資産担保 | 保証    |
| 地方公共団体金融機構向け              | —            | —     |
| 我が国の政府関係機関向け              | —            | 198   |
| 地方三公社向け                   | —            | —     |
| 金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け | —            | —     |
| 法人等向け<br>(特定貸付債権向けを含む。)   | —            | —     |
| 中堅中小企業等向け<br>および個人向け      | 21           | 1,800 |
| 自己居住用不動産等向け               | —            | 7,526 |
| 賃貸用不動産向け                  | —            | —     |
| 事業用不動産関連向け                | —            | —     |
| 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)    | —            | —     |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞  | —            | 7     |
| 証券化                       | —            | —     |
| 中央清算機関関連                  | —            | —     |
| 上記以外                      | —            | —     |
| 合計                        | 21           | 9,532 |

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVA リスクに関する事項

該当する取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

## (9) オペレーショナル・リスクに関する事項

## ① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。ＪＡのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容（９ページ）をご参照ください。

## (10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

## ① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。ＪＡのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容（７５ページ）をご参照ください。

## ② 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額および時価 (単位：百万円)

|     | 令和 6 年度        |       | 令和 7 年度        |        |
|-----|----------------|-------|----------------|--------|
|     | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価評価額 | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価評価額  |
| 上場  | —              | —     | —              | —      |
| 非上場 | 3,233          | 3,233 | 19,288         | 19,288 |
| 合 計 | 3,233          | 3,233 | 19,288         | 19,288 |

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## ③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益 (単位：百万円)

| 令和 6 年度 |     |     | 令和 7 年度 |     |     |
|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| 売却益     | 売却損 | 償却額 | 売却益     | 売却損 | 償却額 |
| —       | —   | —   | —       | —   | —   |

## ④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

| 令和 6 年度 |     | 令和 7 年度 |     |
|---------|-----|---------|-----|
| 評価益     | 評価損 | 評価益     | 評価損 |
| —       | —   | —       | —   |

## ⑤ 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

| 令和 6 年度 |     | 令和 7 年度 |     |
|---------|-----|---------|-----|
| 評価益     | 評価損 | 評価益     | 評価損 |
| —       | —   | —       | —   |

## (11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

|                               | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|-------------------------------|---------|---------|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー         | 1,157   | 0       |
| マンデート方式を適用するエクスポージャー          | —       | —       |
| 蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー      | —       | —       |
| 蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー      | —       | —       |
| フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー | —       | —       |

## (12) 金利リスクに関する事項

## ① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（76 ページ）をご参照ください。

## ② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

| IRRBB1：金利リスク |           |        |       |        |     |
|--------------|-----------|--------|-------|--------|-----|
| 項番           |           | △EVE   |       | △NII   |     |
|              |           | 前期末    | 当期末   | 前期末    | 当期末 |
| 1            | 上方パラレルシフト | 4,166  | 3,543 | 403    | 443 |
| 2            | 下方パラレルシフト | 0      | 0     | 0      | 0   |
| 3            | スティープ化    | 4,159  | 3,524 |        |     |
| 4            | フラット化     | 0      | 0     |        |     |
| 5            | 短期金利上昇    | 0      | 0     |        |     |
| 6            | 短期金利低下    | 560    | 231   |        |     |
| 7            | 最大値       | 4,166  | 3,543 | 403    | 443 |
|              |           | 前期末    |       | 当期末    |     |
| 8            | 自己資本の額    | 25,863 |       | 25,671 |     |

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## 財務諸表の正確性等にかかる確認

## 確 認 書

1. 私は、当ＪＡの令和７年３月１日から令和８年２月２８日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - （１）業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - （２）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - （３）重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和８年６月３０日

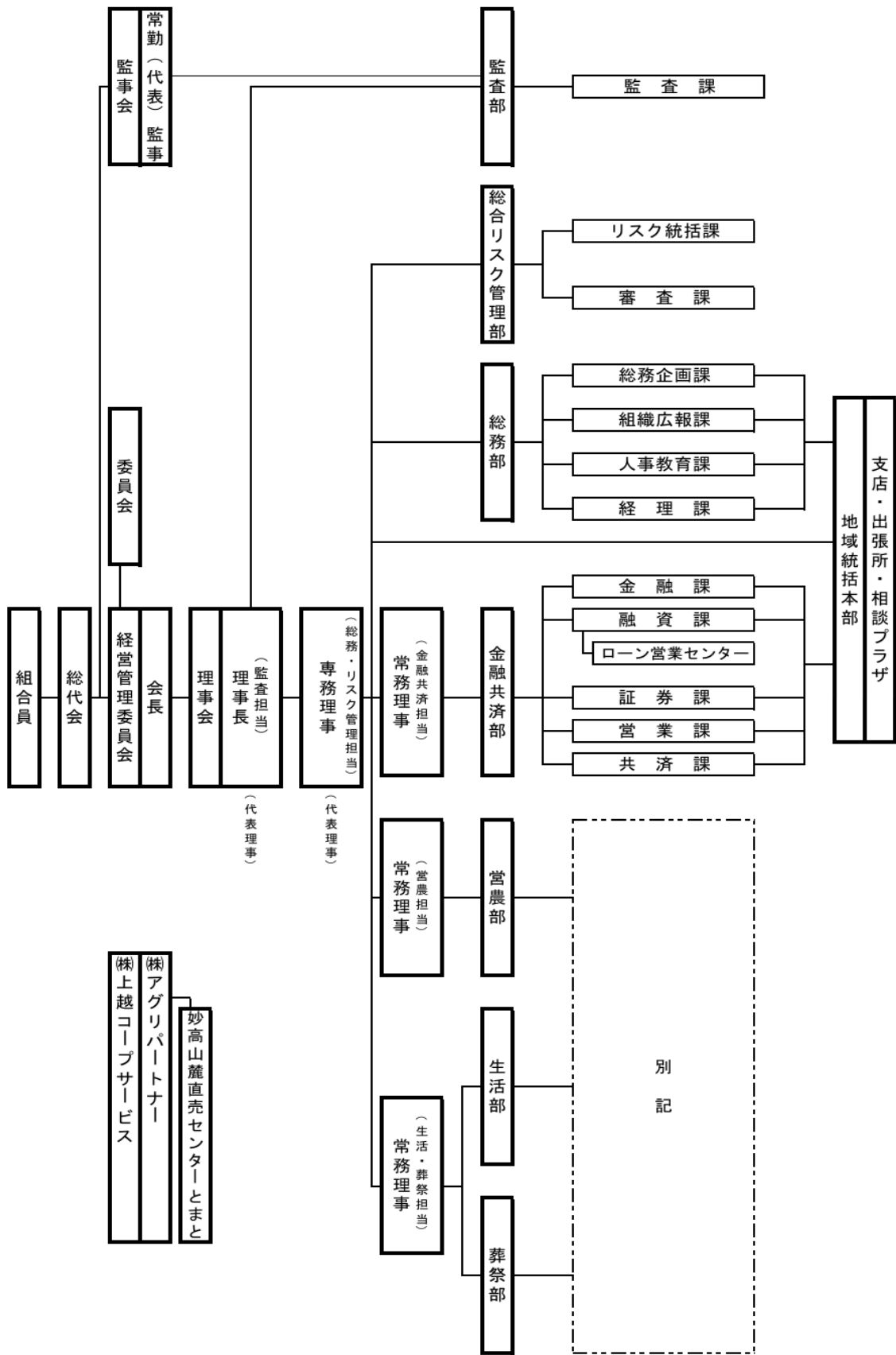
えちご上越農業協同組合

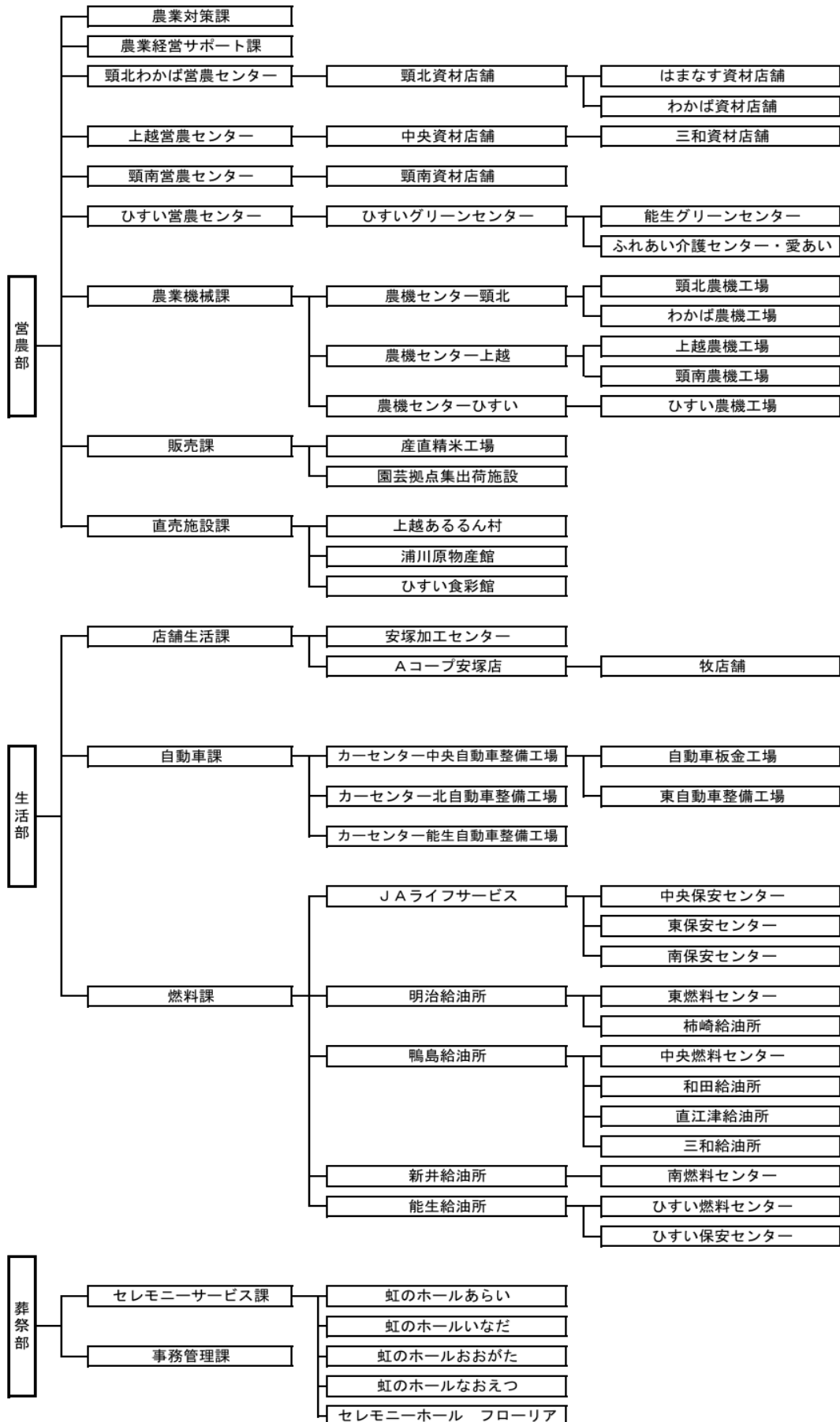
代表理事理事長 山岸 雅行

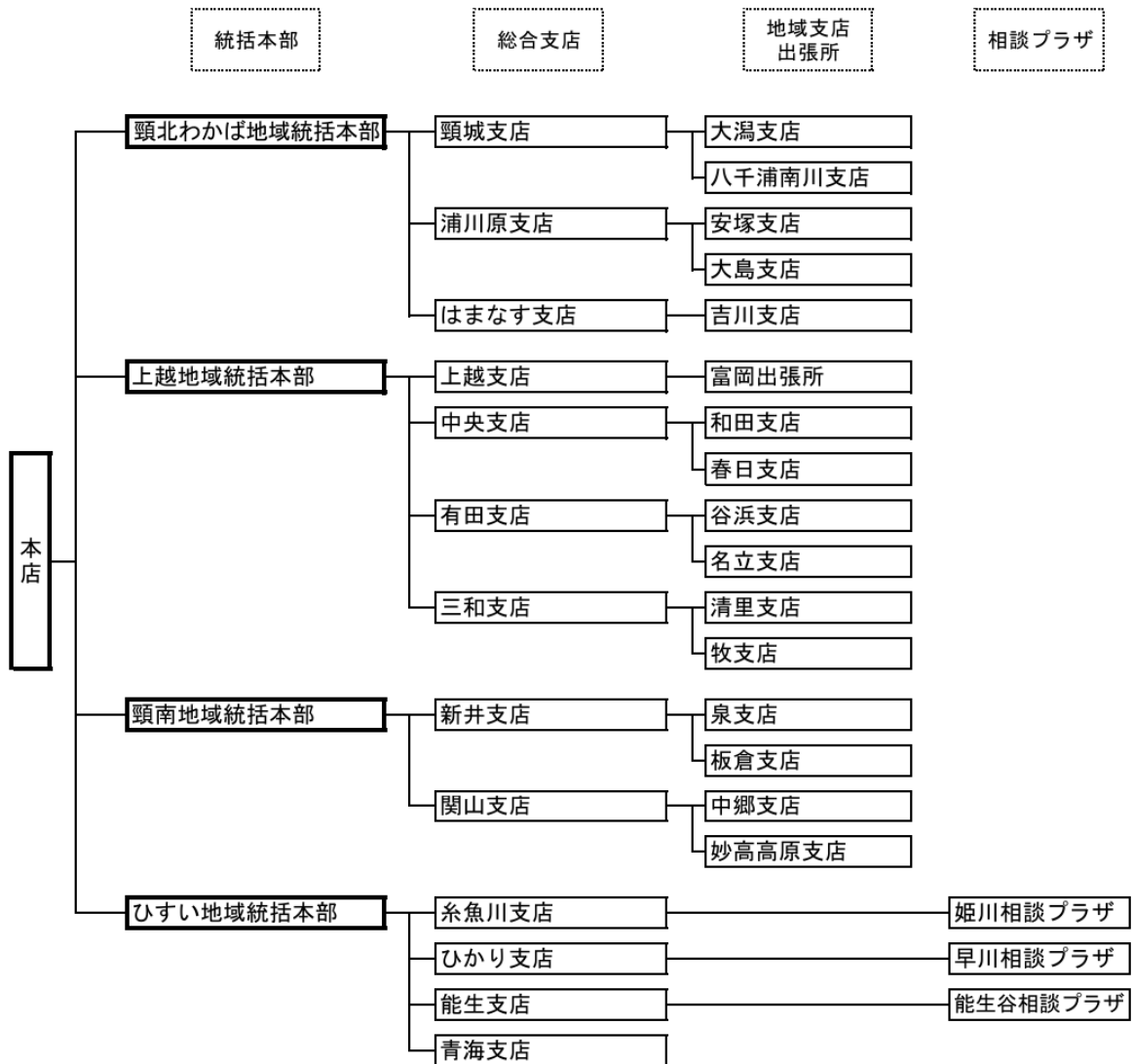
JAの概要

1. 機構図

(令和8年4月1日現在)







## 2. 役員構成（役員一覧）

（令和8年3月1日現在）

| 役 職       | 常勤・非常勤の別 | 代表権の有無 | 氏 名    |
|-----------|----------|--------|--------|
| 経営管理委員会会長 | 常 勤      | 無      | 羽深 真一  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 沢田 昌三  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 関川 貞行  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 尾崎 祐三  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 関原 英精  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 小島 藤吉  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 笠原 行夫  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 松本 祐一  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 東條 明   |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 原 直治   |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 五十嵐 隆一 |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 峯村 弘   |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 竹田 俊和  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 高山 孝次  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 三山 正志郎 |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 橋本 玲子  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 吉越 春男  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 飯田 英人  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 長井 幸夫  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 外立 正剛  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 藤山 作次  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 保坂 義博  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 丸山 勝善  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 齊藤 嘉一  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 竹田 一久  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 笹川 肇   |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 古川 一広  |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 西山 学   |
| 経営管理委員    | 非常勤      | 無      | 齊藤 とも子 |
| 代表理事理事長   | 常 勤      | 有      | 山岸 雅行  |
| 代表理事専務理事  | 常 勤      | 有      | 高橋 一彦  |
| 常務理事      | 常 勤      | 無      | 下澤 一彦  |
| 常務理事      | 常 勤      | 無      | 永田 敬一郎 |
| 常務理事      | 常 勤      | 無      | 岩崎 健二  |
| 代表監事      | 常 勤      |        | 伊倉 勝   |
| 監事        | 非常勤      |        | 小林 中   |
| 監事        | 非常勤      |        | 内山 幸栄  |
| 員外監事      | 非常勤      |        | 峰村 義和  |

## 3. 組合員数

(令和8年2月28日現在)

(単位：人、団体)

| 区 分  | 令和6年度  | 令和7年度  | 増 減  |
|------|--------|--------|------|
| 正組合員 | 17,185 | 16,478 | △707 |
| 個 人  | 16,976 | 16,266 | △710 |
| 法 人  | 209    | 212    | 3    |
| 准組合員 | 30,666 | 30,383 | △283 |
| 個 人  | 29,569 | 29,313 | △256 |
| 法 人  | 1,097  | 1,070  | △29  |
| 合 計  | 47,851 | 46,861 | △990 |

## 4. 組合員組織の状況

(令和8年2月28日現在)

| 組織名               | 構成員数           |
|-------------------|----------------|
| 農家組合              | 1,002 組織       |
| 青年部               | (16 組織計 320 名) |
| 浦川原地区青年部          | 21 人           |
| 大島青年部             | 16 人           |
| 大潟地区青年部           | 14 人           |
| 頸城地区青年部           | 14 人           |
| 吉川地区青年部           | 13 人           |
| 高田地区青年部           | 32 人           |
| 直江津地区青年部          | 36 人           |
| 上越地区青年部           | 13 人           |
| 三和地区青年部           | 10 人           |
| 清里地区青年部           | 18 人           |
| 牧地区青年部            | 21 人           |
| 名立青壮年部            | 13 人           |
| ひすい青年部            | 21 人           |
| 新井地区青年部           | 20 人           |
| 中郷地区青年部           | 20 人           |
| 板倉地区青年部           | 38 人           |
| JAえちご上越女性部        | 978 人          |
| 年金友の会             | 24,956 人       |
| JAえちご上越助けあい組織     | 150 人          |
| 生産組織連絡協議会         |                |
| 農業生産組織連絡協議会       | 223 組織         |
| 園芸                |                |
| えだまめ部会            | 49 人           |
| ブロッコリー共販部会        | 16 人           |
| 越の丸なす部会           | 6 人            |
| ひすい丸茄子部会          | 9 人            |
| いちじく部会            | 14 人           |
| 自然薯部会             | 25 人           |
| アスパラ菜部会           | 33 人           |
| ハウス研究会            | 20 人           |
| あるるん畑利用組合         | 776 人          |
| 浦川原物産館利用組合        | 322 人          |
| ひすい食彩館利用組合        | 211 人          |
| 妙高山麓直売センターとまと利用組合 | 253 人          |

|                     |       |
|---------------------|-------|
| 園芸関係部会（各地域部会 16 組織） | 306 人 |
| 稲作関係部会（各地域部会 15 組織） | 274 人 |
| 採種                  |       |
| 新井水稻採種部会            | 38 人  |
| 清里水稻採種部会            | 12 人  |
| ひすい水稻採種組合           | 13 人  |
| 大豆採種組合              | 3 組織  |
| 畜産                  |       |
| 酪農部会                | 7 人   |
| 肉用牛部会               | 13 人  |

当ＪＡの組合員組織を記載しています。

## 5. 特定信用事業代理業者の状況

代理業者はありません。

## 6. 地区一覧

新潟県上越市・妙高市・糸魚川市（3市）

## 7. 沿革・あゆみ

| 年 月          | できごと                                               |
|--------------|----------------------------------------------------|
| 昭和 61 年 1 月  | 新潟県「広域ＪＡ合併構想」が策定される                                |
| 平成 9 年 6 月   | 上越地区連絡協で「上越地区一円広域ＪＡ合併取組方針」を確認                      |
| 9 月          | 「上越地区広域ＪＡ合併研究会」を設立                                 |
| 平成 10 年 4 月  | 総代会提出中間報告資料として研究資料第 1 号を発行                         |
| 平成 11 年 1 月  | 研究資料第 2 号を発行し集落座談会の意見を集約                           |
| 5 月          | 研究資料第 3 号「合併 Q&A」を発行                               |
| 7 月          | 合併協議会設立                                            |
| 9 月          | 研究資料第 4 号発行                                        |
| 11 月         | 新ＪＡ名「えちご上越」に決定                                     |
| 平成 12 年 1 月  | 研究資料第 5 号発行。同年 1 月～2 月財務確認調査・監査実施                  |
| 3 月          | 市町村長立ち会いのもとに合併予備調印式を挙行                             |
| 5 月          | 合併（臨時）総会にて 7 市町村が合併を決議<br>上越市藤巻のＪＡ上越会館を新ＪＡの本店とする   |
| 平成 13 年 3 月  | 「ＪＡえちご上越」が発足                                       |
| 平成 16 年 5 月  | 第 3 回通常総代会にて「経営管理委員会制度」の導入、<br>「ＪＡ改革」（26 支店構想等）を決議 |
| 11 月         | 10 支店・2 出張所を 8 支店（安塚・谷浜・三和・清里・牧・板倉・<br>関山・妙高高原）に統合 |
| 平成 17 年 5 月  | 第 4 回通常総代会にて経営管理委員 36 名を選任、<br>経営管理委員会制度の導入開始      |
| 11 月         | 12 支店・7 出張所・1 店を 6 支店（はまなす・頸城・上越・新井・泉・<br>大島）に統合   |
| 平成 18 年 11 月 | 6 支店・3 出張所を 5 支店（吉川・和田・中央・春日・有田）に統合                |
| 平成 19 年 2 月  | 3 支店・1 店を 2 支店（八千浦南川・名立）に統合                        |
| 平成 20 年 5 月  | 第 7 回通常総代会にて経営管理委員・監事を改選                           |
| 平成 23 年 12 月 | 2 支店を 1 支店に（新井）に統合                                 |
| 平成 23 年 5 月  | 第 10 回通常総代会にて経営管理委員・監事を改選                          |
| 平成 24 年 3 月  | 「ＪＡえちご上越 総合ポイント制度」の導入                              |
| 平成 26 年 1 月  | ＪＡえちご上越マスコットキャラクター「えこもりん」の誕生                       |

|       |     |                                      |
|-------|-----|--------------------------------------|
|       | 5月  | 第13回通常総代会にて経営管理委員・監事を改選              |
| 平成28年 | 7月  | 地産地消複合直売施設「あるるんの杜」の開店                |
| 平成29年 | 5月  | 第16回通常総代会にて経営管理委員・監事を改選              |
| 平成30年 | 4月  | 「上越あるるん村」（あるるん畑、あるるんの杜、あるるんの海）の開店    |
| 令和 元年 | 5月  | 「新たなJA合併構想の推進」決議を受け、JAひすいと「合併研究会」を設立 |
|       | 6月  | 「妙高はなうまカントリーエレベーター」の稼働               |
| 令和 2年 | 5月  | 第19回通常総代会にて経営管理委員・監事を改選              |
| 令和 4年 | 10月 | 「上越地区JA 合併研究会」から「合併協議会」に移行           |
| 令和 5年 | 5月  | 第22回通常総代会にて経営管理委員・監事を改選              |
|       | 10月 | 臨時総代会にて「ひすい農業協同組合」との合併を決議            |
| 令和 6年 | 3月  | 「ひすい農業協同組合」と合併                       |
| 令和 7年 | 6月  | 「高田和みの郷ライスセンター」の稼働                   |

## 8. 店舗等のご案内

(令和8年6月1日現在)

| 店舗名 | 住 所        | 電話番号         | ATM台数 |
|-----|------------|--------------|-------|
| 本 店 | 上越市藤巻5番30号 | 025-527-2001 | ※     |

※本店内に、春日支店ATMがございます。

## 【上越地域】

| 店舗名   | 住 所              | 電話番号         | ATM台数 |
|-------|------------------|--------------|-------|
| 和田支店  | 上越市大和2丁目4番30号    | 025-524-2701 | 1     |
| 中央支店  | 上越市大字上中田990番地    | 025-524-3930 | 1     |
| 春日支店  | 上越市藤巻5番30号       | 025-523-2885 | 1     |
| 有田支店  | 上越市春日新田5丁目3番30号  | 025-543-2661 | 2     |
| 谷浜支店  | 上越市大字有間川465番地1   | 025-546-2331 | —     |
| 上越支店  | 上越市大字長面94番地1     | 025-524-6444 | 2     |
| 富岡出張所 | 上越市大道福田615番地     | 025-523-5330 | —     |
| 三和支店  | 上越市三和区野820番地     | 025-532-2311 | 1     |
| 清里支店  | 上越市清里区荒牧1068番地1  | 025-528-3131 | 1     |
| 牧支店   | 上越市牧区柳島803番地     | 025-533-6121 | 1     |
| 名立支店  | 上越市名立区名立大町4211番地 | 025-537-2211 | 1     |

## 【頸北わかば地域】

| 店舗名     | 住 所               | 電話番号         | ATM台数 |
|---------|-------------------|--------------|-------|
| 安塚支店    | 上越市安塚区安塚2544番地    | 025-592-2019 | 1     |
| 浦川原支店   | 上越市浦川原区顕聖寺195番地1  | 025-599-2331 | 1     |
| 大島支店    | 上越市大島区岡3320番地22   | 025-594-3346 | 1     |
| はまなす支店  | 上越市柿崎区柿崎3337番地1   | 025-536-2283 | 1     |
| 大潟支店    | 上越市大潟区土底浜3035番地の1 | 025-534-3121 | 1     |
| 頸城支店    | 上越市頸城区百間町310番地の2  | 025-530-2321 | 1     |
| 八千浦南川支店 | 上越市頸城区上吉194番地5    | 025-531-0717 | 1     |
| 吉川支店    | 上越市吉川区片田1500番地    | 025-548-2323 | 1     |

## 【頸南地域】

| 店舗名    | 住 所              | 電話番号         | ATM台数 |
|--------|------------------|--------------|-------|
| 新井支店   | 妙高市朝日町1丁目7番9号    | 0255-72-2260 | 2     |
| 泉支店    | 妙高市大字下濁川1846番地1  | 0255-75-2322 | —     |
| 中郷支店   | 上越市中郷区二本木1372番地1 | 0255-74-2033 | 1     |
| 板倉支店   | 上越市板倉区針881番地4    | 0255-78-2311 | 1     |
| 関山支店   | 妙高市大字関山1185番地    | 0255-82-2002 | 1     |
| 妙高高原支店 | 妙高市大字田口291番地     | 0255-86-3121 | 1     |

## 【ひすい地域】

| 店舗名      | 住 所                 | 電話番号         | A T M台数 |
|----------|---------------------|--------------|---------|
| ひかり支店    | 糸魚川市大字田伏 672        | 025-552-3111 | 1       |
| 糸魚川支店    | 糸魚川市大町 1 丁目 3 番 4 号 | 025-552-5511 | 2       |
| 能生支店     | 糸魚川市大字能生 1775 番地 3  | 025-566-2034 | 1       |
| 青海支店     | 糸魚川市大字田海 5066 番地 1  | 025-562-2162 | 1       |
| 早川相談プラザ  | 糸魚川市大字西谷内 111 番地 7  | 025-555-2103 | 1       |
| 姫川相談プラザ  | 糸魚川市大字大野 2814 番地 2  | 025-552-0094 | 1       |
| 能生谷相談プラザ | 糸魚川市大字大沢 579 番地 4   | 025-566-2811 | 1       |

## 【店外A T M】

| 名 称               | 所 在 地                                    | A T M台数 |
|-------------------|------------------------------------------|---------|
| 厚生連上越総合病院店        | 上越市大道福田 616 番地<br>上越総合病院内 1 階            | 1       |
| 春日山店              | 上越市春日山町 3 丁目 3 番 17 号                    | 1       |
| 上越ウイングショッピングセンター店 | 上越市大字富岡 539 番地 2<br>ウイングショッピングセンター内 1 階  | 1       |
| なおえつ保倉店           | 上越市大字上名柄 731 番 1                         | 1       |
| 柿崎店               | 上越市柿崎区柿崎 6332 番地 1                       | 1       |
| 新井ショッピングセンター店     | 妙高市栗原 4 丁目 7 番 11 号<br>新井ショッピングセンター内 1 階 | 1       |
| 厚生連糸魚川総合病院店       | 糸魚川市大字竹ヶ花 457 番地 1<br>糸魚川総合病院内 1 階       | 1       |

## 【法定開示項目掲載ページ一覧】

## ＜組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第 204 条関係＞

| 開示項目                                                    | ページ |
|---------------------------------------------------------|-----|
| ●概況および組織に関する事項                                          |     |
| ○業務の運営の組織                                               | 127 |
| ○理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名                                | 130 |
| ○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称                            | 47  |
| ○事務所の名称および所在地                                           | 133 |
| ○特定信用事業代理業者に関する事項                                       | 132 |
| ●主要な業務の内容                                               |     |
| ○主要な業務の内容                                               | 13  |
| ●主要な業務に関する事項                                            |     |
| ○直近の事業年度における事業の概況                                       | 2   |
| ○直近の 5 事業年度における主要な業務の状況                                 |     |
| ・経常収益（事業の区分ごとの事業収益およびその合計）                              | 47  |
| ・経常利益又は経常損失                                             | 47  |
| ・当期剰余金又は当期損失金                                           | 47  |
| ・出資金および出資口数                                             | 47  |
| ・純資産額                                                   | 47  |
| ・総資産額                                                   | 47  |
| ・貯金等残高                                                  | 47  |
| ・貸出金残高                                                  | 47  |
| ・有価証券残高                                                 | 47  |
| ・単体自己資本比率                                               | 47  |
| ・剰余金の配当の金額                                              | 47  |
| ・職員数                                                    | 47  |
| ○直近の 2 事業年度における事業の状況                                    |     |
| ◇主要な業務の状況を示す指標                                          |     |
| ・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益およびコア事業純益（投資信託解約損益を除く。） | 48  |
| ・資金運用収支、役務取引等収支およびその他事業収支                               | 48  |
| ・資金運用勘定および資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび総資金利ざや                   | 48  |
| ・受取利息および支払利息の増減                                         | 49  |
| ・総資産経常利益率および資本経常利益率                                     | 60  |
| ・総資産当期純利益率および資本当期純利益率                                   | 60  |
| ◇貯金に関する指標                                               |     |
| ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、その他の貯金の平均残高                          | 49  |
| ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金およびその他の区分ごとの定期貯金の残高                   | 49  |
| ◇貸出金等に関する指標                                             |     |
| ・手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高                             | 49  |
| ・固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高                                | 50  |

| 開示項目                                                                          | ページ      |
|-------------------------------------------------------------------------------|----------|
| ・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証および信用の区分をいう。）の貸出金残高および債務保証見返額   | 50       |
| ・使途別（設備資金および運転資金の区分をいう。）の貸出金残高                                                | 50       |
| ・主要な農業関係の貸出実績                                                                 | 51       |
| ・業種別の貸出金残高および当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合                                             | 50       |
| ・貯貸率の期末値および期中平均値                                                              | 60       |
| ◇有価証券に関する指標                                                                   |          |
| ・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債およびその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高                      | 54       |
| ・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券および外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高       | 54       |
| ・有価証券の種類別の平均残高                                                                | 54       |
| ・貯証率の期末値および期中平均値                                                              | 60       |
| ●業務の運営に関する事項                                                                  |          |
| ○リスク管理の体制                                                                     | 8        |
| ○法令遵守の体制                                                                      | 10       |
| ○中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況                                                 | 6        |
| ○苦情処理措置および紛争解決措置の内容                                                           | 11       |
| ●組合の直近の 2 事業年度における財産の状況                                                       |          |
| ○貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失金処理計算書                                             | 19<br>44 |
| ○債権等のうち次に掲げるものの額およびその合計額                                                      |          |
| ・破産更生債権およびこれらに準ずる債権                                                           | 52       |
| ・危険債権                                                                         | 52       |
| ・三月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・正常債権                                                       | 52       |
| ○元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額 | 52       |
| ○自己資本の充実の状況                                                                   | 61       |
| ○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価および評価損益                                              |          |
| ・有価証券                                                                         | 55       |
| ・金銭の信託                                                                        | 55       |
| ・デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引                                          | 55       |
| ○貸倒引当金の期末残高および期中の増減額                                                          | 54       |
| ○貸出金償却の額                                                                      | 54       |
| ○会計監査人設置組合にあっては、法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨                        | 47       |

## ＜連結（組合および子会社等）に関する開示項目

| 開示項目                                                         | ページ |
|--------------------------------------------------------------|-----|
| ●組合およびその子会社等の概況                                              |     |
| ○組合およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成                                | 79  |
| ○組合の子会社等に関する事項                                               |     |
| ・名称                                                          | 79  |
| ・主たる営業所又は事務所の所在地                                             | 79  |
| ・資本金又は出資金                                                    | 79  |
| ・事業の内容                                                       | 79  |
| ・設立年月日                                                       | 79  |
| ・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合                      | 79  |
| ・組合の 1 の子会社等以外の子会社等有する当該 1 の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 | 79  |
| ●組合およびその子会社等の主要な業務につき連結したもの                                  |     |
| ○直近の事業年度における事業の概況                                            | 80  |

## 農業協同組合施行規則第 205 条関係＞

| 開示項目                                         | ページ       |
|----------------------------------------------|-----------|
| ○直近の 5 連結会計年度における主要な業務の状況                    |           |
| ・経常収益（事業の区分ごとの事業収益およびその合計）                   | 80        |
| ・経常利益又は経常損失                                  | 80        |
| ・当期利益又は当期損失                                  | 80        |
| ・純資産額                                        | 80        |
| ・総資産額                                        | 80        |
| ・連結自己資本比率                                    | 80        |
| ●直近の 2 連結会計年度における財産の状況につき連結したもの              |           |
| ○貸借対照表、損益計算書および剰余金計算書                        | 81<br>109 |
| ○債権等のうち次に掲げるものの額およびその合計額                     | 109       |
| ・破産更生債権およびこれらに準ずる債権                          | 109       |
| ・危険債権・三月以上延滞債権                               | 109       |
| ・貸出条件緩和債権・正常債権                               | 109       |
| ○自己資本の充実の状況                                  | 110       |
| ○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額および資産の額として算出したもの | 110       |

## ＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞

「農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項」に基づく開示項目

|                                                                   |      |
|-------------------------------------------------------------------|------|
| ●単体における事業年度の開示事項                                                  | ページ  |
| ○自己資本の構成に関する開示事項                                                  | 61   |
| ○定性的開示事項                                                          |      |
| ・自己資本調達手段の概要                                                      | 13   |
| ・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要                                           | 13   |
| ・信用リスクに関する事項                                                      | 8、66 |
| ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要                                    | 73   |
| ・派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要                   | 74   |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項                                                | 74   |
| ・CVA リスクに関する事項                                                    | 75   |
| ・マーケット・リスクに関する事項                                                  | 75   |
| ・オペレーショナル・リスクに関する事項                                               | 9、75 |
| ・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要                             | 75   |
| ・金利リスクに関する事項                                                      | 76   |
| ○定量的開示事項                                                          |      |
| ・自己資本の充実度に関する事項                                                   | 62   |
| ・信用リスクに関する事項                                                      | 8、66 |
| ・信用リスク削減手法に関する事項                                                  | 73   |
| ・派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項                                 | 74   |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項                                                | 74   |
| ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項                                           | 75   |
| ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額                            | 76   |
| ・金利リスクに関する事項                                                      | 76   |
| ●連結における事業年度の開示事項                                                  |      |
| ○自己資本の構成に関する開示事項                                                  | 110  |
| ○定性的開示事項                                                          |      |
| ・連結の範囲に関する事項                                                      | 79   |
| ・自己資本調達手段の概要                                                      | 110  |
| ・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要                                       | 110  |
| ・信用リスクに関する事項                                                      | 115  |
| ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要                                    | 122  |
| ・派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要                   | 123  |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項                                                | 123  |
| ・CVA リスクに関する事項                                                    | 123  |
| ・マーケット・リスクに関する事項                                                  | 123  |
| ・オペレーショナル・リスクに関する事項                                               | 124  |
| ・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要                             | 124  |
| ・金利リスクに関する事項                                                      | 125  |
| ○定量的開示事項                                                          |      |
| ・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 | —    |
| ・自己資本の充実度に関する事項                                                   | 112  |
| ・信用リスクに関する事項                                                      | 115  |
| ・信用リスク削減手法に関する事項                                                  | 122  |
| ・派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項                                 | 123  |
| ・証券化エクスポージャーに関する事項                                                | 123  |
| ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項                                           | 124  |
| ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額                            | 124  |
| ・金利リスクに関する事項                                                      | 125  |

えちご上越農業協同組合  
〒943-0817 新潟県上越市藤巻5番30号  
TEL 025-527-2001  
<https://www.ja-echigojoetsu.or.jp>  
令和8年6月発行